○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第十条第一号関係)

(傍線部分は改正部分。項番号は便宜付したもの。)

適用しない。                                  びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並	電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官の機関、税関の出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、検疫機関、防衛及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、検疫機関、防衛則項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支出十六条 (略)	改正案
適用しない。  適用しない。  でに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並	電波観測所、文教施設、国立方航空局の事務所その他の航空及び出張所並びに支局の出張所及び監視及び出張所並びに支局の出張所及び監視の機関、税関の出張所及び監視の規定は、司法行政及び監視の機関、税関の出張所の地震所の規定は、司法行政及び監視が、	現

○経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)(附則第十条第二号関係)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(附則第十一条関係)

りでない。	
員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限	
致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委	
公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一	参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。
及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方	基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、
以下同じ。)、大臣政務官(長官政務官を含む。以下同じ。)	公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に
てその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。	律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の
副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣(法律で国務大臣をもつ	副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法
第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房	第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	E

(傍線部分は改正部分。項番号は便宜付したもの。)

1 (ソ)									(n)	(C)	<u>/-/-</u>		
② (略)	第 ④ に 二 十 ⑦	十七・十八めるもの	号で	設置法	八~十五	七の一	七	一 <u></u> 六	③ 特別	② (略)	第二条	(一 <del></del>	
<u>ш</u>	人 人 事 (略)	七・十八(略)めるもののうち、	に掲げるも	法   (四   後   後   後   後   後   後   後   後   後   後	五	一 大臣	副大臣	(略)	所職は、	<u>"</u> "	(略)	殿職及び	
	『理官を』	(略)	事務に対するのの委員	法(昭和二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十二十二十二十三十二十二十二十二十二		七の二 大臣政務官			次に掲げ			一般職及び特別職)	改
	置かなは	人 事 院 報	従事する	九年法律	j j				ける職員				
	には、人事管理官を置かなければならない。第二十五条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関④~⑦ (略)	人事院規則で指定するものを除く。)	号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十二条の政令で定で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五	(昭和二十九年法律第百六十四号)第四十二条の政令衛雀の職員(防衛雀に置かれる合議制の機関で防衛省	1				特別職は、次に掲げる職員の職とする。				正
	らない。	定する。	[ ]	十四号)					する。				案
	だするそ	もの を 除	一四号又	第四十機									采
	の 他 の	<	の政令では第二十	二条の改	<u> </u>								
			定五		J								
									$(\Omega)$	$(\Omega)$	竺		
2	第 ④ 。に 二 ~ は 十 ⑦	十七	停	十十六	- 八	七の気	七	<u></u>	③ 特:	2	第二条	( )	
(路)	第二十五条 には、そのin には、そのin	十七・十八	停職員等	十四号)質	八~十五	七の二大日		一~六(四		(略)		(一般職及ご	
	、 五条 その庁 内	十七・十八(略)	停職員等で、人車	十四号)第六十一十六一队衛庁の暗員	八~十五(略)	七の二 大臣政務官	定められて副大臣及	一~六 (略)	特別職は、		<b>舟二条</b> (略)	(一般職及び特別職	現
	、 五条 その庁 内	_	•	十四号)第六十一条第一十六一队律庁の暗員(队律	(略)		定められて副大臣及	一~六 (略)	特別職は、			(一般職及び特別職)	現
	、 五条 その庁 内	_	•	十四号)第六十一条第一項に規一十六一队衛庁の職員(队衛庁設置)	(略)		定められて副大臣及	一~六 (略)	特別職は、			(一般職及び特別職)	現
	、 五条 その庁 内	_	•	十四号)第六十一条第一項に規定する記十六 防衛庁の暗員(防衛庁設置法(昭	(略)		定められて副大臣及	一~六 (略)	特別職は、			(一般職及び特別職)	現
	、 五条 その庁 内	_	•	- 十四号)第六十一条第一項に規定する審議会第十六   防衛庁の暗員(防衛庁設置法(昭和二十4	(略)		定められて副大臣及	一~六 (略)				(一般職及び特別職)	現
	、 五条 その庁 内	_	停職員等で、人事院規則で指定するものを除く。)	- 十四号)第六十一条第一項に規定する審議会等の委員十六   防衛庁の職員(防衛庁設置法(昭和二十九年法律	(略)		定められて副大臣及	一~六 (略)	特別職は、			(一般職及び特別職)	
	。 には、その庁の職員として人事管理官を置かなければならない第二十五条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関④~⑦ (略)	_	•	号)第六の	(略)		定められて副大臣及	一~六 (略)	特別職は、			(一般職及び特別職)	

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号) (附則第十三条第一号関係)

②~④ (略)		② ~ ④ (略)
証言又は書類の提出を求めることができない。		
立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、		
は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し	なければ、証言又は書類の提出を求めることができない。	なければ、証
は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又	ことを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認が	ことを申し立
を含む。)以外の国会議員を除く。以下同じ。)である場合又	本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものである	て、本人又は
れている各庁の副長官を含む。)及び大臣政務官(長官政務官	ある場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実につい	ある場合又は
副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定めら	大臣及び大臣政務官以外の国会議員を除く。以下同じ。)で	副大臣及び大
が公務員(国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、	B務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、	が公務員(国務大臣、
第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人	各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人	第五条 各議院
現	改正案	
(傍線部分は改正部分)		

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正案	現
(公務員の立候補制限)	(公務員の立候補制限)
第八十九条   国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政	第八十九条   国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政
法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条	法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条
第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、特	第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、特
定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第	定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をい	百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をい
う。以下同じ。) 若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は	う。以下同じ。) 若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は
、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の	- 、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の
各号に掲げる公務員(特定独立行政法人、特定地方独立行政法	各号に掲げる公務員(特定独立行政法人、特定地方独立行政法
人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第百三条	人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第百三条
第三項において同じ。)は、この限りでない。	第三項において同じ。)は、この限りでない。
一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総	一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総
埋大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官	理大臣補佐官、副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充
	てることと定められている各庁の副長官を含む。)及び大臣
	政務官(長官政務官を含む。)
二~五 (略)	二~五(略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)

○地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)(附則第十四条関係)

四〜六 (略) 三 防衛省に要する経費 一・二 (略)	<ul><li>2 前項の経費は、次に掲げるようなものとする。</li><li>第十二条 (略)</li><li></li></ul>	(地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経	改正案
四〜六(略)三)防衛庁に要する経費一・二(略)	<ul><li>2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。</li><li>第十二条 (略)</li><li>費)</li></ul>	(地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経	現

(傍線部分は改正部分)

( 傍
線
部部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

												別				第二(	
国		経		農	厚	文	財	外	法	総		別表第	六以内とする。	一項の	数は、		
土交		済産		杯水	王 労	文部科学省	務	務	務	務	省		りと	の規定		十三条	
国土交通省		経済産業省		農林水産省	厚生労働省	学省	省	省	省	省		(第三条関係)	する	定に	内閣府設置法	び 第 局	
船					中				公	公		条関	0	に基づき置かれる官房及び局	設置	七条第	改
員					央				安	害	委	係)		き置		<del></del>	
労					労				審	等調	旦			かれ	平成	項の	
働					働				査	整	員			る合	十一	規定	正
委 員					委員				委員	委旦				<u> </u>	年	足に	
会					会				会	員会	会			及び [	成十一年法律第八	の規定に基づき置	
 海 気	中华	寺 資	水	林	社	文	玉		公	消				局の	第八	き 置	
上	小	寺 資源工	/10	7/1	会				安	113				の数と合わせて、	十九	かれ	案
一 保 象		エネル	産	野	保保	化	税		調	防	庁			合わ	九号)	る 官	
安	業	ルギュ		·	険	, —			查					せて	第十七	房及	
庁 庁		- 片	庁	庁	庁	庁	庁		庁	庁				、 九	七冬	かれる官房及び局	
	•		•									1		十	条第	の	
		/m					п.		7/1.	44		別表第一	の	_	数	第二(	
国 土		経済		農 林·	学生	文 部	財	外	法	総	.15	第一	数と	項及	数は、	一十三条	
国土交通省		経済産業省		農林水産省	厚生労働省	文部科学省	務	務	務	務	省	第	数と合わせ	び第	内閣	条及び	
省 		省		省	省	省	省	省	省	省		三条	せて、	五.	府	が局の	
船					中				公	公		(第三条関係)		十三冬	設置法	七条第一項の規定に基づき置の数)	<b>#</b> #
員					央				安立	害等	委		九十六以内とする。	一条第二	平	<i>不</i> 一 百	現
労 働					労働				審査	調	員		ハ以	項	成	頃 の H	
委					委				委	整	具		りと	の規定	+ -	規定	
員					員				員	委員	会		する	定に	年法	に 基	
会					会				会	会			0	基づ	律第	づき	
海気	中华	寺資	水	林	社	文	玉		公	消				に基づき置かれる官房及び局	十一年法律第八十	<u>電</u> か	行
上	小	寺 午資源エネル			会				安					かわれ	九号	かれる官	
保 象	企言	キル	産	野	保	化	税		調	防	庁			する合	九号)第	含官	
安	業	ギー			険				查					丘房 7	+	房及び	
庁 庁	庁 庁	宁 庁	庁	庁	庁	庁	庁		庁	庁				及び	七条第	穴 局	
														局	第	$\mathcal{O}$	

										別									別			
環境省	経済産業省	農林水産省	厚生労働省	文部科学省	財務	外務	法務	総務	省	別表第三(第	防衛施設庁	海難審判庁	海上保安庁	気 象 庁	特許庁	社会保険庁	国 税 庁	公安調査庁	別表第二(第七条関係)	防衛	境	
省省	省	省	省	省	省	省	省	省		第十六条、	/11	/11	/1	)1	/1	)1	)1	)1	七	省	省	
一人人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	一人	二人	副大臣の定数	<sup>余</sup> 、第十七条関係)									<b>)</b>			
一人三人	二人	二人	二人	二人	二人	三人	一人	三人	大臣政務官の定数											防衛施設庁		海難審判庁
										모니									Prí			
環境省	経済産業省	農林水産省	厚生労働省	文部科学省	財務省	外 務 省	法 務 省	総務省	省	別表第三(第十六条、		海難審判庁	海上保安庁	気 象 庁	特許庁	社会保険庁	国税庁	公安調査庁	別表第二 (第七条関係)		環境省	
一人	二人	二人	二人	二人	二人	二人	一人	二人	副大臣の定数	宋、第十七条関係)									) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
一人人	二人	二人	二人	二人	二人	三人	一人	三人	大臣政務官の定数													海難審判庁

	防
	衛
	省
	一人
	<u>ү</u>

第十五条 (略)  2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和二十五 2 年法律第百四十四号)第五十三条第三項、児童福祉法(昭和二十五 4 年法律第百四十四号)第五十三条第三項、児童福祉法(昭和二十五 5 法律第百六十八号)第十五条第三項(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第二項において	改正案
2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和二十五2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十一条の九の四第三項(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十一条の九の四第三項(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第七項において達用する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年進用する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年進用する場合を含む。)、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年進用する場合を含む。)、東子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成十年法律第百十七号)第十五条第三項においては障害者自立支援法(平成十年法律第百十四号)第四十条第三項においては障害者自立支援法(平成十年法律第百十四号)第四十条第三項とは第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関で支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法(昭和二十五年法律第百四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項(第二十条第五項、心くは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を述べ、また、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八十四条第三項(母子保護法(昭和二十五条第四項、戦場は、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対して、1000年に対し、1000年に対	現

その診 神保: きは、 几 用する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 法  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ れ  $\mathcal{O}$ 和五十七年法 二十八年法律第十四号) 百二十三号) て請求することが (T) くは医療費に 規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医 律第八十四条第四 状態で重大な他 患者に対する医 項 たときにお 酬 規定により、 童 一十二条第三項の規定により、 第十 護に 健及び精 給与等に関する法 福 療報酬 祉法第 L 母子保健法第 その支払 くは 項並 核予防法第三十 関する法 略 神障 第二十九条の七、 び 律 の支払に関する事務を委託され 老 これら 第八十二 に第三十 相当する額の支払に関する事務を委託されたと (訪問 屋療に関う 心要 害 害者福祉 できる診療報酬 項又は障害者自立支援法第七十三条第四 行為を行っ 条 二十条第七項にお 若しくは同 号) 律  $\mathcal{O}$ な事務を行うことができる。  $\mathcal{O}$ 同 看 条に規 合する法 様とする。 護療養費 第五十八条の十五又は老人保健 八条第六 五. (昭 条の三 第二 第 条 に関する法律 和二十七年法律第二百六十六号) 第 兀 定する審査、 十九条第三項 麻薬及び た者の医療及び観 律 項 兀 ラ、 項、 の額の :第四十条第六項、 の 法第四十六条の 療養を担当する者が国 項 第九項及び第十項 支払 同法第二十一 感染症 いて準用 しくは第二 審査に関 に 向 (昭 精 関 神薬取 たとき、 の予防 する事務 額 和二十五 (同 0 する場合を含む はする事 条の 五. 法第三十一 察等に関する 算 心  $\mathcal{O}$ 防 及び に 締 定 条 を委 おい 身喪失等 又 法 年 並 衛 九 第 **公療費若** 並びに精験及び 感染症 第 は 法 法 に 省  $\mathcal{O}$ (昭 - 一項 準条 託 診 律 几 対  $\mathcal{O}$ 昭 項 職 さ 療 和 第 Ù 第

報

3

略

す

り、 った者の 第六項、 養費の 二十九条第三項 七項 関する法律 事務を委託されたとき、 和二十七年法律第二百六十六号) 支払に関する事務を委託されたときは、 害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対 法律第四十条第六項 規定する審 の三第九項及び第十 十八条の十五又は を行うことができる。 る診療報酬 同 麻 酬 童 深薬及び. 護に関 E 福 法第四十六条の 0 療養を担当する者が国に対して請求することができる診 お 額 支払に 祉 感染症(  $\mathcal{O}$ 医療及び観 いて準用 ける法 向 審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関 又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額 (昭和二十五年法律第百二十三 関する ...精神薬取締法 十  $\mathcal{O}$ 額 老人保健法 予  $\mathcal{O}$ 同法第三十一条 する場合を含む。 律 条の九 -項にお 事 算定又は 五. 察等に関 防及び感染症 第十五 務を委託されたときに の二第十 防 心身喪失等 並 衛 条第 1 びに精神保健 庁  $\mathcal{O}$ (昭和二十八年法 1診療 て準 段する法律 兀  $\mathcal{O}$ 昭 職 項 兀 第 報 0 和五十七年法 第二十二条第三項の規定によ 应  $\mathcal{O}$ 用 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 規定に A 律第八· 患者に対 酬 する場合を含む。 0 状 項 若 第十 給与 態 しくは 結核予 母子 その支払に必要な事 及び で重大な他 号) くは老 より、 項 等 全第十 お 並 精 に関 四条第四 する医療に関 保健法第二十条第 第二十条第二 びに (律第八十号) ,防法第三十八条 第二十九条 神障害者福 ても 人訪問 す 第三十 -四号) る法律 れらの条に 害行為を行 項 若しく 文は 看 同 する 第 する  $\mathcal{O}$ 護 祉 様 昭 第 五 務 す 療 障 七  $\mathcal{O}$ 

- 96 -

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

(所得割等の課税標準の算定の方法) (所得割等の課税標準の算に表づな表別である。) (所得割等の課税標準の算に表づな表別である。) (所得割等の課税標準の方法) (所得割等の課税標準の算に表づな表別である。) (所得割等の課税標準の方法) (所得割等の課税標準の表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	改正案
(所得割等の課税標準の算定の方法) (所得割等の課税で表) (所得的によるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるによるに	現

つては、 養育医療の給付、 被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、 することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくはによつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給 により証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定 定める金額に相当する部分 当該療養に要する費用の額としてこれらの法 定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時 を支給することとされる被保険者、 当該部分であることにつき総務省令で定めるところ 療育の給付又は医療の給付 (特別療養費に係る当該部分にあ 組合員若しくは加入者若 律の規定により 食事療養費、 特

3~7 (略) 二~六 (略)

養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付 とされる被保険者、組合員若しくは加入者若 とは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、 定族養費、家族療養費若しくは特別療養費に係る当該部分にあ 定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあ 定なる金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあ によつて訪問看護療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る 定は被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、 定族養費に要する費用の額としてこれらの法律の規定により 定務養費に要する費用の額としてこれらの法律の規定により 定なるとされる被保険者、組合員若しくは加入者若 を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若

3~7 (略) 二~六 (略)

- 98 -

(傍線部分は
改
正部
分

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)	改正案
費 (社会保険診療報酬の所得計算の特例)  (社会保険診療報酬の所得計算の特例)	現

一~六 費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保のに限る。) 又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養 険者、 部分 問 の給付又は医療の給付 ることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたも  $\mathcal{O}$ 若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用 療養のうち当該入院時 る被保険者、 額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する いう。 看 「護を含む。 (特別療養費に係る当該部分にあつては、 組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪 (略) 以下この号において同じ。 組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る 更生医療の給付、 食事療養費、 特定療養費、家族療養費 )を支給することとされ 養育医療の給付 当該部分であ 療育

険者、 部分 の給付又は医療  $\mathcal{O}$ 

略 (略)

> 0) 給付

3

3

4

略)

費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保 ることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたも 若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用 療養のうち当該入院時食事療養費、 る被保険者、 をいう。 に限る。)又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養 額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する .看護を含む。 (特別療養費に係る当該部分にあつては、 組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪 以下この号において同じ。 組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る 更生医療の給付、 特定療養費、 を支給することとされ 養育医療の給付、 当該部分であ 家族療養費

(傍線部
分は改正
部分)

別表第一(第六条関係)  一〜五 (略)  一〜五 (略)  六 次に掲げる療養者しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。)  イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百二十八号)、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百九十二号)、船員保険法(昭和三十三年法律第百二十八号)、「助衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二条第百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和三十七年法律第一項(療養費、においてその例によるものとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百四十五号)の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、大定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は特別療養費の支給に係る療養がに訪問看護療養費又は等訪問看護を書か支給に係る指定訪問看護療養費とは特別療養費の支給に係る指定訪問看護療養費とは特別療養費の支給に係る指定訪問看護を費といる場合に係る指定訪問看護を費といる場合に関するものとした。	改正案
いた、次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。) 十四年法律第百二十八号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和三十三号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百九十二号)、船員保険法(昭和三十三年法律第百二十八号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和三十七年法律第三百六十六号)第二十二条第一項(療養等)においてその例によるものとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和三十二年法律第一百四十五号)又は私立学校教職員共済法(昭和三十七年法律第百五十二号)、船員保険法(昭和三十三年法律第七十三号)、船員保険法(昭和三十三年法律第一百四十五号)の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護療養費又は家族訪問看護の支給に係る指定訪問看護を表する場合に、対して、、次に掲げる療養・これらのうち特別の病室の提供その他の対験大臣の定める金額に関するものとした。	現

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号) 十七条関係) (附則第

																			£4£ -		7
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	国立国会図書館支部文部科学省図書館	国立国会図書館支部財務省図書館	国立国会図書館支部外務省図書館	国立国会図書館支部法務図書館	国立国会図書館支部総務省統計図書館	国立国会図書館支部総務省図書館	国立国会図書館支部金融庁図書館	国立国会図書館支部警察庁図書館	国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	国立国会図書館支部宮内庁図書館	国立国会図書館支部日本学術会議図書館	国立国会図書館支部内閣府図書館	国立国会図書館支部内閣法制局図書館	国立国会図書館支部人事院図書館	国立国会図書館支部会計検査院図書館	れたものとする。	律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げ	支部図書館という。)は、国立国会図書館法	第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館	改 正 案	
厚生労働省	文部科学省	財務省	外 務 省	法 務 省	総務省	総務省	金融庁	警察庁	公正取引委員会	宮内庁	内閣府	内閣府	内閣法制局	人事院	会計検査院		いる行政機関に置か	(昭和二十三年法	5支部図書館(以下	*	
国立国会図書館支部文部科学省図書館	国立国会図書館支部財務省図書館	国立国会図書館支部外務省図書館	国立国会図書館支部法務図書館	国立国会図書館支部総務省統計図書館	国立国会図書館支部総務省図書館	国立国会図書館支部金融庁図書館	国立国会図書館支部防衛庁図書館	国立国会図書館支部警察庁図書館	国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	国立国会図書館支部宮内庁図書館	国立国会図書館支部日本学術会議図書館	国立国会図書館支部内閣府図書館	国立国会図書館支部内閣法制局図書館	国立国会図書館支部人事院図書館	国立国会図書館支部会計検査院図書館	れたものとする。	律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げ	支部図書館という。)は、国立国会図書館法	第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館	現	
文部科学省	財務省	外 務 省	法 務 省	総務省	総務省	金融庁	防衛庁	警察庁	公正取引委員会	宮内庁	内閣府	内閣府	内閣法制局	人事院	会計検査院		る行政機関に置か	1(昭和二十三年法	(支部図書館(以下		

国立国会図書館支部防衛省図書館	国立国会図書館支部環境省図書館	国立国会図書館支部海上保安庁図書館 / 海	国立国会図書館支部気象庁図書館   気	国立国会図書館支部国土交通省図書館	国立国会図書館支部特許庁図書館	国立国会図書館支部経済産業省図書館	国立国会図書館支部林野庁図書館	
防	環	海	気	国上	特	経済	林	<u>}</u>
/4,-	ملدا	上	<i>F</i>	土	L.	済	m	7
衛	境	保	象	交	許	産	野	7
		安		通		業		j
省	省	庁	庁	省	庁	省	庁	1

	I T	F	F	F	I T	F	F	
国立国会図書館支部環境省図書館	国立国会図書館支部海上保安庁図書館	国立国会図書館支部気象庁図書館	国立国会図書館支部国土交通省図書館	国立国会図書館支部特許庁図書館	国立国会図書館支部経済産業省図書館	国立国会図書館支部林野庁図書館	国立国会図書館支部農林水産省図書館	国立国会図書館支部厚生労働省図書館
環	海	気	玉	特	経	林	農	厚
	上		土		済		林	生
境	保	象	交	許	産	野	水	労
	安		通		業		産	働
省	庁	庁	省	庁	省	庁	省	省

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

第二条第一項	第一条第一号	開   第一条   条   名   2   2   3   4   5   6   7   8   8   8   8   8   8   8   8   8   8	(防衛省の職員への準用) 第五条 第一条、第二条 (第五条 第一条、第二条 (第三条 第一条、第二条 (第三条 (第三条 (第三条 (第三条 (第三条 (第三条 (第三条 (第三
掲げる額	在勤する職員	み替えるものと おいて「一般職 和二十五年法律 に関する法律( に関する法律( に関する法律( を が、 が、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	(では、) (では、)
掲げる額(政令で定め	に乗り組む職員を強いの定めをでのであるでのである。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	略 に関する法律(昭和二 に関する法律(昭和二 十七年法律第二百六十	現定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下周家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員に国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員に国家公務員法第二条第三項第二号を除く。)及び第三条のの職員への準用)
第二条第一項	第一条第一号	第一条	第五条 第一条 規定は、国家 規定は、国家 一般に掲げる 上欄に掲げる
掲げる額	在勤する職員	略	
掲げる額(政令で定め	舶に乗り組む職員 地域に防衛庁長官の定 の定係港を有する船	略 に関する法律(昭和二 に関する法律(昭和二 十七年法律第二百六十 十七年法律第二百六十	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表内閣総理大臣」と読み替えるほか、次の表のこの場合において、これらの規定中「総務大員法第二条第三項第二号を除く。)及び第三条のの準用)

略			第一	第一							第			表	第二					
			号	一条第三							一条第二			表備考	一条第一					
				互項							項				項の					
略		三項又は第五項	十三条第二項、第	一般職給与法第二							掲げる額				一般職給与法					
略	第五項	条第二項、第三項又は	に関する法律第二十三	防衛省の職員の給与等	額)	内で防衛大臣が定める	する額を超えない範囲	る額の二分の一に相当	同表四級地の項に掲げ	る自衛官にあつては、	掲げる額(政令で定め	る一般職給与法	第二項において準用す	に関する法律第十四条	防衛省の職員の給与等	臣が定める額)	えない範囲内で防衛大	の一に相当する額を超	同表に掲げる額の二分	る自衛官にあつては、
略			一 号	第二条							第二条			表備考	第二条第					
				一条第三項							一条第二項			77	_					
				り 第											項の					
略		三項又は第五項	十三条第二項、第	一般職給与法第二							掲げる額				一般職給与法					
略	第五項	条第二項、	に関する法律第二十三	防衛庁の職員	める額)	内で内閣総理大臣が定	する額を超えない範	る額の二分の	同表四級地の項に	る自衛官にあつては、	掲げる額(政令で定め	る一般職給与法	第二項において準用す	に関する法律第十四条	防衛庁の職員の給与等	理大臣が定める額	えない範囲内で内閣総	の一に相当する額を超	同表に掲げる額	る自衛官にあつては、

○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号) (附則第十九条関係)

官職名	別表第一(第三条関係)	1~3 (略)  4 当分の間、内閣総理大臣、国務大臣、の内閣総理大臣補佐官、副大臣又は大臣定に基づいて支給された給与の一部に担定に基づいて支給された給与の一部に担定に基づいて支給された給与の一部に担定に基づいて支給された給与の一部に担定に基づいて支給された給与の一部に対して、適用しない。	(目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲)	改正
俸給月額		第百九十九条の二の規定はたへの寄附については、公職大臣政務官がこの法律に返納大臣、内閣官房副長官、常勤	(略) (略) (略) (略)	案
官職名	別表第一(第三条関係)	1~3 (略)  1~3 (略)  4 当分の間、内閣総理大臣、副大臣、副長宮の内閣総理大臣補佐官、副大臣、副長宮の内閣総理大臣補佐官、副大臣、副長宮の内閣総理大臣補佐官、副大臣、副長宮の大臣、田務の間、内閣総理大臣、国務大臣、田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲) (目的及び適用範囲) (目的及び活律で国務大臣をもつ上 副大臣及び法律で国務大臣をもつためられている各庁の副長官(以下上のより) (目的及び適用範囲)	現
俸給月額		の規定は、適用しない。  の規定は、適用しない。  の規定は、適用しない。  の規定は、適用しない。  の規定は、適用しない。  の規定は、適用しない。  の規定は、適用しない。	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償 ることを目的とする。 び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償 (略)	行

(略)	検査官(会割検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 公害等調整委員会委員長 公害等調整委員会委員長	内閣法制局長官 門大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の 会長 公正取引委員会委員長 公正取引委員会委員長	(略)
(略)	一、二三五、〇〇〇円	一、四四八、〇〇〇円	(略)
(略)	検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 公害等調整委員会委員長	内閣法制局長官   内閣官房副長官   国家公務員倫理審査会の常勤の 会長 公正取引委員会委員長 公正取引委員会委員長	(略)
(略)	一、二三五、〇〇〇円	一、四四八、〇〇〇円	(略)

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)(附則第二十条関係)

2 (略) 四 (略)	(国土交通大臣の行う営繕等) (国土交通大臣の行う営繕等) (国土交通大臣の行う営繕等)	改正案
2 (略) 四 (略)	(国土交通大臣の行う営繕等) (国土交通大臣の行う営繕等) (国土交通大臣の行う営繕等)	現

〇特別調達資金設置令 (昭和二十六年政令第二百五号) (附則第二十一条関係)

世るも 2 内閣総理大臣は、防衛施設庁長官をして資金の運営を行わせ 第二条 資金は、内閣総理大臣が法令の定めるところに従い、管理する。
1 1/2 L

関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)(附則第二十二条関係)〇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

に学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。   長並びに、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並   かじめ、	の財産の使用を許そうとするときは、防衛大臣は、あらかじ 有の財産の条 国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国 第七条 国が	係行政機関等の意見の聴取)   (関係行政	改 正 案
長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。かじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の	産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あら国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国	行政機関等の意見の聴取)	現行

関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)(附則第二十三条関係)〇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

処分について、防衛大臣に意見を述べることができる。	2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する	できる。	係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることが	を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関	第六条 防衛大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分	(関係行政機関等の意見の聴取)	の使用又は収用の認定をしなければならない。	に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等	第五条 防衛大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条	(土地等の使用又は収用の認定)	句で定める。	2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、防衛省	、その認定を受けなければならない。	又は収用認定申請書を防衛施設庁長官を通じ防衛大臣に提出し	の意見書その他政令で定める書類を添付の上、使用認定申請書	に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。) 又は関係人	収用しようとするときは、土地等の所有者(土地収用法第五条	第四条 防衛施設局長は、この法律により土地等を使用し、又は	(土地等の使用又は収用の認定の申請)	改正案
処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。	2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する	とができる。	、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めるこ	処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは	第六条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する	(関係行政機関等の意見の聴取)	地等の使用又は収用の認定をしなければならない。	三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土	第五条 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第	(土地等の使用又は収用の認定)	令で定める。	2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、内閣府	閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。	又は収用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内	の意見書その他政令で定める書類を添附の上、使用認定申請書	に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。)又は関係人	収用しようとするときは、土地等の所有者(土地収用法第五条	第四条 防衛施設局長は、この法律により土地等を使用し、又は	(土地等の使用又は収用の認定の申請)	現

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分の通知、告示及び

等の 遅滞なく、 所在並びに 当該防衛施設局 防衛大臣 その旨 上次項の規定による土地等上施設局長の名称、使用し は、 を当 土 地 等 該防衛施設局長に文書で通知するとと  $\mathcal{O}$ 使用 使用し、 文は 収用の認定をしたときは O調 又は収用すべき土地 書及 び図 面  $\overline{\mathcal{O}}$ 縦覧

2 (略

所を官報で告示しなければならない。

ばならない。
、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知しなけれる。防衛大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したときはし

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第 八条 合において、 滞なく、 その旨を通知し 後であるときは、 又は収用する必要がなくなつたときは、 前条第一 その旨を防衛大臣に報告しなければ その事由 項 なければならない。 の規定による告示があつた後、 土地等の所有者及び関係人にも、 の発生が同条第二項の規定による通知 防衛施設局 ならな 土地等を使用 遅滞なく 長 この は

で告示しなければならない。の使用又は収用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を官報2 防衛大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等

異議の申出)

ころにより、防衛大臣に対し異議を申し出ることができる。定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるとこと、同条第二項の規定による損失の補償又は同条第三項の規界十二条。前条第一項の規定により原状に回復しないで返還する

.... (土地等の使用又は収用の認定に関する処分の通知、告示及?

公告

第七条 きは、 とともに、 縦覧場所を官報で告示しなければならな 土 地等の言 内閣 遅滞なく、 所在並びに次項の規定による土地等 当該防衛施設局長 [総理大] その旨 臣 は、 土 を当該防衛施設局長に文書で通知 地 の名称、 等 0) 使 用 使用 又 は 収 用  $\mathcal{O}$ 調 又は収用 の認定をし 図 す バさき する 面

(略

2

ければならない。
きは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知しな
3 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したと

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第八条 なく、 遅滞なく、 通知の後であるときは、 この場合において、 又は収用する必要がなくなつたときは、 前条第 その旨を通知しなければならない。 その旨を内閣 項の規定に その事由の発生が同条第二 土地等の所有者及び 総理大臣に報告しなければならな よる告 一示があ った後、 防衛施 関係 項の規定による 土 設 地等を使用 覧局長は、

官報で告示しなければならない。地等の使用又は収用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土

(異議の申出)

第 ころにより こと、 定による利得の納付につい 同条第二 前条第 閣 項の規定による損失の補償又は同条第三項の規 項の 総 理 大臣 規定により原 . に対 て不服のある者は、 し異議を申し 状 口 復 出ることができる な 政令で定めると いで返還 す

ならない。 
きは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければ 
3 防衛大臣は、前項の異議の申出に対し裁決をしようとすると

### (引渡調書)

渡調書を作成しなければならない。 等の所有者及び関係人を立ち会わせた上、防衛省令で定める引第十三条 防衛施設局長は、土地等を返還するときは、その土地 第

### 2 (略)

3 る。 この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」 とあるのは 0 とあるのは 市町 長 規定は、 土地収用法第三十六条第二項から第四項まで及び第三十 村長」とあるのは 「土地所有者」とあるのは 前項の引渡調書の作成及び効力について準用する。 「引渡調書」と、 「防衛大臣が指名する者」と読み替えるものとす 「防衛大臣」 「起業者」とあるのは 「土地等の所有者」 「当該市町村の 防 衛施設 ۲, 吏員 八条

# (土地収用法の適用)

# 第十四条 (略)

2 第二項、 第十五条の十一、 条第一項、 ·四条第 都道府県知事」 第百二条の二第二項から第四項まで並びに第百四 項の規定による土地 第十五条の三、 項 第三項及び第四 第三十六条第四項、 第二十八条の三、 とあり、 第十五 収用法 項 同法第十二条第一項及び第二項 条の五第一項、 の適用については、 第十四条第一 第三十六条の二第三項 第八十九条第 項、 第十五条の 第十五条の二 一項 同 法第十 十三条中 及び第二 第

> 2 るときは、 内 | 閣総理-あら 大臣 は、 カゝ じ 8 前項の異議 防 衛施設中  $\mathcal{O}$ 申 -央審議 出に 対 会の意見を聴かなけ し裁決をしようとす

### (引渡調書)

ればならない。

渡調書を作成しなければならない。等の所有者及び関係人を立ち会わせた上、内閣府令で定める引や二条、防衛施設局長は、土地等を返還するときは、その土地

#### (略)

2

3 この場合において、これらの規定中「土地調 吏員」とあるのは とあるのは の規定は ŧ 局長」と、 「市町村長」とあるのは のとする。 土地収用法第三十六条第二項 「土地 「引渡調書」と、 前項の引渡調書の 所 内閣 有者」とあるの 総理大臣が指名する者」と読み替える 内閣総理大臣」 作成及び効力について準用する。 「起業者」とあるのは から第四項まで及び第三十 は 「土地等の と、 書及び物件調 「当該市町村 所有者」と、 「防衛施 書

# (土地収用法の適用

# 第十四条(略)

2

第二項、 条第一 十四四 項、 第十五条の十一、第二十八条の三、 都道府県知事」とあり、 前項の規定による土地 [条第一 第百二条の二第二項から第四項まで並 項、 第十五条の三、 項、 第三項及び第四項、第十四条第 第三十六条第四項 第十五 収用法の適用については、 同法第十二条第 条の 第八十九条第一, 第十, 第三十六条の二第三項 一項、 びに第百四十三条中 項及び第 第十五条の八 第十五条の 項及び第一 法第十 二項 第

る市 るも に係 条第二 とあ 都道 条の 几 及び第十五条 市 該 十八 第 とあるの 町 8 同 項 事  $\mathcal{O}$ 前 在 第 第 条第二 百二 る土 中 り、 のに 紛 法 又 府 村 町 長又は 争 第二 条第 は使用し る 中 該 項 第百二十九条及び 県 轄する都 村 兀 一十八条 申 条第 見 都 都道 っい 中 0 長 は 地 同 項中 法第四 と 等が 項 は 請 知事」とあ 収 道 「公告」とあ 推 足府県の知っ て」とある とあ 項中 百二  $\mathcal{O}$ 都道 項 聴 用 に係る土地 府 防 項 及び 規定する都 同 所 ようとす 七 並 薦 県 「当該 道 がする者 法第 衛大臣」 第 員 ŋ 及び 0 在する都 府県 府県 びに 十二条第 当 収用 会  $\mathcal{O}$ 十五条 該 ŋ, 項 第三 事 る 紛 知 知 同 第 とあ るの が所 市町 事」 法第 岩四 委員 争」とあ Ź 中 事  $\tilde{O}$ 第 第  $\mathcal{O}$ 項 は道 と 項 意 百三 つい 道 同法第三十六条の二第二項 とあ 「当該 とあ は 中 在 項、 筆 + + 項、 見 村 第 る 府  $\mathcal{O}$ 府 のは聴 て、 県の 同法第十一条第四 + する市 長 推 県  $\dot{O}$ 兀 匹 同 「官報で めるのは 当該 薦 第四十 土地 ŋ, ŋ, 条第 条中 中  $\mathcal{O}$ 紛 法第三十 第 条第二項 とあ 争に 知事 収 百 あ VI するものに 五. 同法第-当 た上 쀠 5 収用委員 町 が 同 障 + 条 y, b, の意見な に係る土 推薦 該申 委員 -七条の 項中 害物 村 か 「あらか 公告」と、 所在する市 法第十五 市 八 第  $\tilde{\mathbb{C}}$ で」と、 条第 六 の長」とあ 町 条第四 会」と、  $\otimes$ 請 中 同 村 す  $\mathcal{O}$ 項 当 うい る者 を聴 長 当 法 兀 地 五 に 所 とあり、並び伝第四十五条第 でしめ当 条の二 等が 該 係 項 国 第 条第 在 該 項 第 同法第十五 とあ 反び て、 項 に 土交通大臣 町 と 都 る 同 11 土 地 及 兀 た上で、 を管 項 中 中 道 土 法 村 所 地 あ び 第十二 あら薦 るの 在する ŋ 第 該 及 第 項の 第 地 0 七 府 び第 長 収 当 県 て 等十ら薦のが五かすは 中 轄 所 条 該  $\mathcal{O}$ 用 項 在 す 同項  $\mathcal{O}$ 

等が て で、 とあ Ļ 都道 る市 法第 兀 兀 県 5 薦 申十 百十 及び第十五 地  $\mathcal{O}$ に 市 十二条第二項 元を管轄, -請に係る とある 同 項 于 五. カン す は 五条の二第二 町  $\mathcal{O}$ とあ るも 中 府県 ľ 当 法第百二 ŋ 村長又は 条 又 町 知 所 百二十 前 条第 へは使 8 該 힜 事 村 在  $\mathcal{O}$ 申 する都労 る土  $\mathcal{O}$ る す  $\mathcal{O}$ 条第二項 紛  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 長」とあ -請に係る 意見 争」 中該 に 法 用 条 八  $\mathcal{O}$ る は 知 第 一地等がで 条並 第四 都道 中 項中 事 の七 都道 は つ しようとする一 百 項 都 と V 項中 項 公公 内 を 及 道 収 九 道 条及びなる土地が とあ 及び 用 て」とあ 閣総理大臣」と、 第 り、 聴 推 府 府 十二条第一 府 府 び 条 び 「当該市町村 規定する都 所在する都道 告」とあ 県知 第三 薦 県 委 県 同 . 「当該 県知事」とあ 12 Os, b, 第三項 法第 項中 第百四 た上で」 する者に 員 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 収用 会 第百三十一条第二 法第 項 が 事」とあ 知 る 十五条 所 事 紛 同 委員 とあ 争」 るの 項、 筆 当該 十四四 中 項、  $\tilde{\mathcal{O}}$ 在する市 十三条中  $\mathcal{O}$ 法第三十六条の 第四 と は っいい 意見 長  $\mathcal{O}$ 道 当 とあるのは 府県の日 第四 り、 ŋ 条第 第百 る  $\mathcal{O}$ 府 は 土 紛 + とあ 争に係る 推 県 地 該  $\mathcal{O}$ を 同 同 五 「官報で 法第二項 は聴薦 町 于  $\mathcal{O}$ 同 同 法 中 が 障 市 十 条 知事 ŋ, 七条の 害物 第三 あ するものに 収 村 所 法 法 項 第 る土地 収用で 第十 当 た上 用委員会」と、  $\mathcal{O}$ 在 第 中 町 5 該申 推薦 「あら カ 公告」と、 中 長 す 村  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 同 条第四 る市 第二項 当該 卉 ľ 委員 意見 法 兀 で」と、 五. 所 長 五 とあ 、条第四 一条の二 第 等が 条第 第  $\otimes$ す 請 玉 在 項 第 る者に とあ うい 会 四十五条第 当 を かじめ当該 土 町 地 土 及 兀 ý, |交通-該 |項及 係 聴 項及 中 を管 村 所 地 + 75 とあ 第 て、 同 七 同 11  $\mathcal{O}$ 在  $\mathcal{O}$ 第 た上 大臣 長 する 中 び 収 道 法 並 び 中 所 0 法 第 第 第 項 地 第 あ る てバ 用 項 府 在 す 同

\_ كر 項 より」と、 掌するものの職員又はこれらの職員の配偶者、 衛施設局 第六項中 几 とあるの 十六条の二 官報に掲載するほか、 公告し」とあるのは て置かれる部 しくはこれに準ずる職 .第三号の規定に該当する関係にある者」とあるのは 十二条第二項及び第三項並 同居の親族、 村 第四十二条第二項から第六項まで及び」 同条第三項中  $\mathcal{O}$ は 0 吏員」とあ 一第三項、 同法第四十五条第二項中 職 起業者又は 「第四十二条第三 員 で土 代理人、 防衛施設庁において内部部局の部長以 一地等の 第四十二条第二 るの 「第四十二条第三項、 起業者に 「官報で公告し、 にあ 保佐人若しくは補助人」と、 政令で定めるところにより二週間公告 使用若しくは収用に関 一項」と、 いる職員、 防 びに」とする。 対し第六十一条第 衛大臣が 項及び第百十八条第二項中 「二週間公告」とあるのは 同法第四 防衛施設庁の内部 政令で定めるところに 指名する者」 第四項 とあるの 几 ]親等内 はする事 ・七条の四 及び第六項」 項 と 第二 同 当 法第三 は  $\mathcal{O}$ 務 部 Ĺ 第二 一の職が 親 号 局と 同 を所 第 族 又 条

3 略

(認定· 土 地等の 暫定: 使 用

第 十五条

2

略

3 び 省令で定めるところにより、 衛施 設局 長は、 地 等の 前 所有者又は関係人に通知しなければならな 項 の規定による供託をしたときは、 遅 流滞なく、 その旨を収用委員会及 防 衛

4 略

5 衛 施 設局 長は、 前 項の規定により認定土地等の所有者又は

> 以上の 当該 の 四 第六項」とあるのは 週間公告」と、 あるのは 第二項中 内の親族、 事務を所掌するものの職員又はこれらの職員 部部局として置かれる部で土地等の ところにより」と、 同法第三十六条の二第三項、 第二号又は 当 は「第四十二条第二項及び第三項並びに」とする。 第一 該防衛施設局 市 同 職 条第六 町 |項中「第四十二条第二項から第六項まで及び」 若 村 「官報に掲載するほか、 「公告し」とあるのは 第 同居の親族、 しくはこ 0 項中 吏員 三号の規定に該当する関係にある者」とあるの 同条第三項中  $\mathcal{O}$ 」とあるの 「起業者又 職員、 れに準ずる職 同法第四十五条第二項中 「第四十二条第三 代理人、 防衛施設庁にお は は · 「第四· 第四十二条第二 起業者に対 「官報で公告し 保佐人若しくは補助人」と、 にある職品 内 政令で定めるところにより二 十二条第三項、 使用若しくは 閣 一項」と、 総 理 員 1 大臣が指 第六十 項及び第百十八  $\mathcal{O}$ て内部部局の部 「二週間公告」と 記偶 同法第四 防衛施設庁 政令で定め 収用に関 第四項及び 者 名する者」 一条第一項 兀 ける 親  $\mathcal{O}$ 条 る 内 は 長

3 略

 $\mathcal{O}$ 

、認定土地等の 暫

定

用

第 十 五条 略

2

略

3 が当該認定-防 衛施設局 該認定土地等

るところにより、

遅滞

なく、

その

旨を収用委員

会及

ればならな

0

所有者又は関係人に通知しなけ

長は、

前項の規定による供託

をしたときは、

内

閣

4

5 防 衛施設局長は、 前項の規定により認定土地等の所有者又は

り、その旨を収用委員会に通知するものとする。関係人が担保を取得したときは、防衛省令で定めるところによ

6 (略)

公共団体 土地 等の使用 :への通 文は 知 収 用 0 準 備 0 ため  $\mathcal{O}$ 立入りに際 L 7 0 地 方

第十八条 防衛施設局長は、第十四条の規定により適用される土 第

- 国知しなければならない。 2 第十四条の規定により適用される同法第十二条第一項の規定により適用される同法第十二条第一項の規定により適用される同法第十二条第一項の規定により適用されるに立ち入ろうとする者は、
- 3 とするときは当該 害物の所在地を管轄する市町村長に、 可を与えようとするときは、 -四条第 かじめ、 び占有者のほか、 防衛大臣は、 意見を述べる機会を与えなければならな 項の規定により 第十四条の規定により適用される土地収用法第 土地 伐除の許可を与えようとするときは当該障  $\mathcal{O}$ 所在 障害物の伐除又は土地の試 当該障害物又は当該 地 を管轄する都道 試掘等の許可を与えよう 府県知事 土地  $\mathcal{O}$ 掘 等の 所 有者 あ 許 3

(緊急裁決)

第十九条 (略)

2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、

り、その旨を収用委員会に通知するものとする。関係人が担保を取得したときは、内閣府令で定めるところによ

6 (略)

公共団体 (土地等の .. の 使用 通 又は 知 等 収 用  $\mathcal{O}$ 準 備  $\mathcal{O}$ ため の 立 入りに際しての 地 方

ようとするときは当該土地 該障害物の所在地を管轄する市町村長に、 有者及び占有者のほか、 の許可を与えようとするときは、 法第十四条第 あらかじめ 内閣総理大臣は、 項の規定により障害物の伐除又は土地の試 意見を述べる機会を与えなければならない。 第十四条の規定により適用される土地 伐除の許可を与えようとするときは  $\overline{\mathcal{O}}$ 所在地を管轄 当該障害物又は当該土地 試 する都道 掘等の許可を与え 府県知事 掘  $\mathcal{O}$ 収 当 等 闸 所

(緊急裁決)

第十九条 (略)

2 前項の規定による申立ては、内閣府令で定める様式に従い、

書面 でし なけれ ばならない。

#### 3 4

5 きなかつたときは、 ばならない。 収用委員会は、 前 速やかに、 項に規定する期間内に裁決をすることがで その旨を防衛大臣に通知しなけ

# 、防衛大臣への事件 この送致

かかわらず、第十四条の規定により適用される土地収用法第三 昭和三十七年法律第百六十号) 一十二条 あったときは、 いをしない場合において、 九条第一項の規定による申請 ればならない。 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間 収用委員会は、 防衛施設局長から行政不服審査法 第七条の規定による異議申立て に係る事件を防衛大臣 同法第五十条第二項の規定に に送らな 日内に裁

### 2

- 3 きは、 収用委員会は、 防衛省令で定める書類を防衛大臣に送付しなければなら 第一 項の規定により事件を防衛大臣に送ると
- 4 旨を通知するとともに、 ときは、 なければならない。 収用委員会は、 防衛施設局長、 第一項 防衛省令で定めるところにより公告し 特定土地等の所有者及び関係人にその の規定により事件を防衛大臣に送つた

## 裁決の代行)

たときは、 行うものとする。 収用委員会に代わつて、 防衛大臣 は、 前条第 項の規定により事件が送られ 自ら当該事件に係る裁決を

2 衛施設局長は、 前条第 項の規定にかかわらず事件が送ら

> 굽 一でし なけれ

#### 3 略

5 きなかつたときは、 なければならない。 収用委員会は、 前項に規定する期間内に裁決をすることが 速やかに、 その旨を内 閣 総理大臣 に通知

で

### 閣総理大臣 への事件 の送致

第二十二条 かかわらず、第十四条の規定により適用される土地収用法第1があつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定、昭和三十七年法律第百六十号)第七条の規定による異議申立 決をしない場合において、防衛施設局長から行政不服審査法 5 十九条第一項の規定による申請に係る事件を内 なければならない。 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間· 第十四条の規定により適用される土地収用法第三 同法第五十条第二項の規定に 閣 総理大臣 内に に送

7

### 2

- 3 るときは、内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に送付しなけ ればならない。 収用委員会は、 第 項の規定により事件 を内閣総理大臣に送
- 4 その旨を通知するとともに、 告しなければならない。 つたときは、防衛施設局長、 収用委員会は、 第一 項の規定により事件を内閣総理大臣に送 内閣府令で定めるところにより公 特定土地等の所有者及び関係 人に

## (裁決の代行)

第二十三条 られたときは、 を行うものとする。 内閣総 収用委員会に代わつて、 理 大臣は、 前条第 項の規定により事件が送 自ら当該事件に係る裁

2 防 衛施設局長は、 前条第一 項の規定にかかわらず事件が送ら

行うことを請求することができる。
「国に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大れない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ

- | たものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。 | 3 防衛大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られ | 3
- いて、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて収用委4 防衛大臣は、第一項又は前項に規定する裁決を行う場合におする。

4

- も、収用委員会に代わつて、自ら行うことができる。員会が審理を開始する前に行うこととされているものについて
- 令で定めるところにより官報で公告しなければならない。 定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、政5 防衛大臣は、第二項の請求を受けたときは、収用委員会、特
- ^。 るところにより、関係書類を防衛大臣に送付しなければならな- 6 収用委員会は、前項の通知を受けたときは、防衛省令で定め- 6
- おいては、防衛施設中央審議会の議を経なければならない。7 第一項又は第三項の規定により防衛大臣が裁決を行う場合に

(却下の裁決の取消しの特例)

第 一十四条 決により取 を行うことができる。 つた事件に係る収用委員会の却下の裁決を審 収用委員会に対し使用若し (は自ら使用若しくは収用の裁決 防衛大臣 り消す場合におい 丘は、 ただし 第十九条第 くは収用の裁決をすべきことを て、 防衛大臣は、 必要と認めるときは 項の規定による申立てが (緊急裁決を含む。 查請 使用又は収用の 求に対する 併 せ

- られたものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。内閣総理大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送
- いても、収用委員会に代わつて、自ら行うことができる。用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものにつにおいて、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて収内閣総理大臣は、第一項又は前項に規定する裁決を行う場合
- 。合においては、防衛施設中央審議会の議を経なければならない7.第一項又は第三項の規定により内閣総理大臣が裁決を行う場

ない。

「却下の裁決の取消しの特例)

第二十四条 な。 併せて、 する裁決により取 てがあつた事件に係る収用委員会の を行うことができる。 収用委員会に対し使用若しくは収用の 内閣総 又は自ら使用若しくは収用の裁 り消す場合におい 理大臣は、第十九条第 ただし て、 却下の裁決を審査請求 内 閣 必要と認めるときは、 項 総理大臣 の規定による申 裁決をすべきこ 使用又 に対

場合でな  $\mathcal{O}$ を行 示 つては を行 け n 0 なら 自 t 6 かか 使 用 わ らず収 又 は 収 用委員会 用 0 裁 会が 決 (緊急: 却 下 裁  $\mathcal{O}$ 決 裁 を含 決 を

2

2 合に 臣 るときは、 り自ら 請 条第五項 ついて準用 が自ら使用 「求を受けたときは」とあるのは、 使用 あらかじめ」と読み替えるものとする。 カ 又は収用の裁決 でする。 又は収用 ら第七項 この場合に くまでの 0 裁 決 (緊急裁 規定 (緊急裁 お は 11 決を含む。) て、 決を含む 前 次条第一 同条第五 項  $\mathcal{O}$ 規 定に を行 項の 項 を 中 ょ おうと 規定に 行う場 ŋ 第二 防 衛

代 裁 決 等  $\mathcal{O}$ 審理手続

から は 几 条までの 前条第一 第六十 調 )の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する + 十五 る 法 下 とあ 第六十五条 査 兀 第六十五条の規定に係る同法第百四十一条第一 地 について準用 条 収用法第六十二条から第六十五条の二までの 指名職員」という。 条 規定 るの から第百四十六条までの規定は、 項の規定により行う裁決 匹 定 とあ 日 防衛大臣 土 は 地 中 本 るの 等の 国 の二まで及び! 「会長又は指名 「防衛大臣」 「起業者、 ヒア 同 する。 法 は所 は 第六 有者」 メ 「土地 IJ 第二十三 )に行わせることができる。 この場 カ合 五. 等 第百四十一条第一 地 衆国と 委員」 7所有者\_ 条第  $\mathcal{O}$ 一条第一 同法第六 同法 使 合において、 (以下「代行裁決等」と 用 三項 とあ 文は  $\bar{\mathcal{O}}$ 第六十三条から第六 」とあるのは 中 項若しくは 間 めるのは 収用 代行裁: 十三条第  $\mathcal{O}$ 「第六十条の 相 号中 0 同法第六十二条 互. 決等 協 防 号及び 規定 力及び安全 定 防 第三項又は 衛大臣 項 収  $\mathcal{O}$ 知委員 審理又 单 衛 並 職 十五 第 員 いう 施 び 事 لح 同 又 設 百 に

2

 $\mathcal{O}$ 決を含 収 用 を  $\mathcal{O}$ した場合で 裁 決 )を行つては 0 示 なけ を行 n 0 なら ば、 たにも 自ら な カ 使 カ わらず 用 又 は 収 収 用 用 委員会が  $\mathcal{O}$ (緊急 却 下

う場合に 総理 うとするときは、 第二項の請 定により自ら使用 代 前 大臣 条第 行裁 うい が自ら使用 五. 求を受けたときは」とあるのは、 項 いら第 て準 甪 あらかじめ」 又は収用の裁決 する。 文は 七項までの 収用の 。 こ の 場合に 裁 規定 と読み替えるものとする。 決 (緊急裁 んは、 (緊急裁 お 11 前 決 て、 項 を含む。 決  $\mathcal{O}$ いを含む。 「次条第 同条第五 規 定に により を行 項 を  $\mathcal{O}$ 中 内 行 規 お

決等の 審 理手続

2 第二十五条 から第六十五条のは調査について準 いう。 施設 四十四条から第百四十六条までの規定は の理 十五 同 員 又は前条第 大臣 .法第六十五条の規定に係る同法第百四十 (以下 同 土 とあるの 地収 局 条までの 公第六十 とあ 又は指 の審理又は調査に関する事務 ついて準用 用法第六十二条から第六十五条の二 特定土 るの 指名職員」という。 内閣総理大臣 定 名職 应 規 は 項の規定により 条中 とあ の 二 は 定 内 員 地 中 等の所が する。この 日 閣総理大臣」 まで及び 「会長又は指名委員」 本国 起業者、 は、 有者」 同 とアメリ 「土地 法第 第 行う裁決 第二十三 )に行わせることが 場合にお 土 百 と と 四十一 地 等 カ合衆国 所有者」とある 十五条第  $\mathcal{O}$ 一条第一 同法第 同法第六十三条から第 使 (以 下  $\mathcal{O}$ 条第 いて、 用 一部をその指 とあるの 代行裁 又 一条第一 一までの との は収 六十三条第 項若 項中 代行 号中 同法 鉄等の しく 間 用 規定並 のは 号及び第 は 第六十二条 できる。 裁決等」と  $\mathcal{O}$ 名す 収 は 第六十条 認 相 審 内 互協 用 防 委員 閣 項 理 る U 項 総 中 衛 又 職 百

á 障 国 等 項 0 特 軍 条 別措置 第二項 約 所 隊 (有者)  $\mathcal{O}$ 地 法第二十 及 位 と読 び第 関 づく み替えるも す 七 項 五. 協 中 条 施 第 土 定 設  $\mathcal{O}$ 及 項  $\mathcal{O}$ 地 実 び 所有者」 施 区 とする。 と 域 12 洋う 並 がに 同 法 とあ 第 地 日 六十五 る 等 本  $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$ は 使 に 一条の二 用 お 特 等 け る合 に関 定 土第

#### 3 4

(公共 用 地の取り 得に 関 す る 別 措 置 法  $\mathcal{O}$ 準

定は: ついて、 とあ 六条に 地 六条に基づく施 日  $\mathcal{O}$ 法第四十六 5 九法 条第一 法 位 場合において、 第 本 第二十九条までの規定は緊急裁決をする場合に 同 三十一条から第三十八条までの規定は補償裁決をする場合 るの 国とアメリカ 生活再建等の 第 ( 以 下 省五十1 おい 関する協定の 項の 九 同法第三十八条の 一条第 て準 項中 条」と、 条 公共用地 駐 申立 号)  $\mathcal{O}$ 留軍 用する前 設 規定は現物給: 留 前 及び区が 合衆 ため 一てが 第二十二条か 軍 項 同法第二十二条中「 单 実施に伴う土地 用 項 用  $\mathcal{O}$ 起 国  $\mathcal{O}$ 地 あ 取 地 とあ 7 とあ 特措 |域並 との 措置 特措 項」 第二十条」とあるのは 得 業者」とあ た場 五の規定は代行裁決等につい に関 間 るの るの びに日本国における合衆 12 付に 法 法 たら第二十二 一合に つい 第二十六条にお  $\mathcal{O}$ 」という。)第十九 する特別 について、 相 同 は は 地等の使用等に関する特別措日本国における合衆国軍隊の相互協力及び安全保障条約第 て、 つ 法第二十四 る 駐留軍 第二十条」とあ 駐  $\mathcal{O}$ それぞれ 沿措置法 留軍用 て、 は 一四条までの 同法第四十七 防 同 甪 条中 地 1 衛 法 地 駐 漢準用: つい 昭 て準 施 特措 第 条 規定は第 和三十 留 設 るの する。 用 前 法 局 軍 第十 条の 甪 五 す 長 る前 は 六 地 条 同 ک 規同に لح 同措 九 特  $\mathcal{O}$ 第 法か 年 第

及び 用 条 お 等に の 一 特 け 安全保 定土地 る合衆国 第 関する特別 項、 等 障 条  $\mathcal{O}$ 軍 第二 所 隊 約 措置法第二十五条 第六 有者」と読み替  $\mathcal{O}$ 項 地 及び第七項 位 に関 基づ でする協 えるも 中 施 第 定の 土 及び 項」  $\mathcal{O}$ 地 実 とする。 所 施 区 有者 域 .伴う 並 同 び とあ に 法 第 地 日 る 本 十五  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 玉 は 使

#### 4 略

3 用

地

 $\mathcal{O}$ 

取

得に

関

する特別

措

置

法

 $\mathcal{O}$ 

準

用

九条第一页法律第百页 二条」 5 とあ ついて、 措 地位に関す の場合において、 定は生活 法第四十六条の規定は現物給付につい 第三十一条から第三十八条までの規定は補償 法第二十三条第 置 六条に基づく施る 日 条に 同 法 本国とアメリカ合衆国 第二十九条までの規定は緊急裁 るのは 条第二 お 以下 同法第一 項の 再 五. 十号) る協定 項中 て準 建等のための措置につい 条」と、 申立 第 駐 共用地の 駐 甪 留 設 三十八条の 留 及び区が 項 第二十二条か 軍 す 前 軍  $\mathcal{O}$ 同法第二十二条中「第二十条」とあ 7 る前 用地 実施 があ 甪 中 項 取得 起 地 「第二十条」とある とあ 域 とあるの 特措 項」と、 との 業 特措法」 つた場合に 伴う土 に関 者」とあ 並 五の規定は代行裁決等につい びに 法第二 るの 間の相互協力及び安全保障条約 5 する とい 日 決をする場合につ は 同 は 地 第二十四 等の使用 上本国に 特別措! るの て、 うい 法 . う。 -六条に 第 駐 駐 は 二十四: それぞれ準用する。 て、 留 留 )第十九条」 置法 軍 0) 用等に関 おける合衆国 同 条までの 軍 防 甪 お 甪 は 法第四十 裁決をする場合に 同 条中 衛 法 地 地 F 施駐 第 特 昭 規定は 措 する特別 準 設 留 めるのは 一十五 甪 前 七 局 法第 軍 て、 する前 用 軍 長 隊 同  $\mathcal{O}$ 第 地 同 措 規同 特 第 法か  $\mathcal{O}$ 

十条」、 施設! 留軍 条の 兀 るも に基づく 収の とある る 第二十六条に 玉 五 用 は 条 干 条第二 関する協 土 十六条第  $\mathcal{O}$ 項 七条中 とあ は 局 ア 用 法 の規定により適用され  $\mathcal{O}$ 地 規 「公共用 地特措 メリカ合衆国 ر کر 」とある 駐留  $\mathcal{O}$ とする」 び 所 定に いるのは 第六項 有者 施 同条第五 項 と、 中 ょ 法 土 設 留 定 軍 土 디 と 及び 同 第二十一条」とあ 防 項 お 第 お  $\mathcal{O}$ 地 法 用 り 同 地 第十四 地収用 のは とあるの 実 法第二十八条中 中 中 用 11  $\mathcal{O}$ 地 衛 適 11 収 「特定土 特措 あ て準 (施に伴う土 取 省 |項中」とあるの 条第五 区 用さ 地 7 用 起 (得に関する特別措置法」とあ 起 るの 準 九 域 کے 特 令 法 十三 条第 -用する: |条の 法 業者 防 用する第二 並  $\mathcal{O}$ 法 業 れ がに日 第十 と読 地等 者」 とあ は る土 法第一 衛施 間 項 は る土 |条」とある 規定により適用され とあるのは  $\mathcal{O}$ 及 とあ とあ 設局 公共 地 相 兀 項 4  $\mathcal{O}$ び 地 る 一十六条に 地収用; 第六項中\_ るのは 等の 「土地収用法」とあるの 所有 中 本 互. 条の規定によ 替えるものとする」 同 定 収  $\mathcal{O}$ 一十三条」 E 条 第 七 ・国における合衆国 協 は る 長」と、 用 る 土 は 用 使用等に関 地 力及び安全  $\mathcal{O}$ 起 者  $\mathcal{O}$ 地 法 <u>」</u>と、 法」と、 は  $\mathcal{O}$ 業  $\mathcal{O}$ 同 は 等 駐 取得に 「駐留軍 」とあ 者」 駐留 条第 と、 お は 項 O留 所有 中 防 防 軍 とあ 第二 て準 駐 り 軍 五. 衛 衛 同 用 保障条約 る土地・ 項中 者 関 るの する特 適 用地特措法第 用地特措法第二 施 施 同 留 玉 地 同 るのはいる土地収 設 用され 甪 |土交通 条第 るの する 設 特 軍 第 と 局 Ł する第二十 「読み替え 用 軍 法 局 は <del>一</del> 長 地 は 特 別 隊 長 法 とある は「駐化る土地 省令」 用法 同 同 同 五 第 とあ 日本 法第 と、 中措防 条第 法 + 第 加

収用法」と、同法第二のは「駐留軍用地特渉四条の規定により適田 \_ と、 五項及河局条第二 第二 第 国とア と 二十七条中 とあ るも 条の 留 る 起 施 法 に関する協 に基づく施 十条」と、 者」とあるのは 土 (業者)  $\mathcal{O}$ 設 軍 いるのは -六条第 規定に 一十六条に 局 用地 地 十六条に  $\mathcal{O}$ 「公共用: とする」 び第六 所有 長 X 項 IJ とある 特措法等 同条第五 同 土 クカ合語 定の 法 設 中 ょ 留 「第二十一条」とあ 者」と 内 土地 項中 お 及び 地 第 項 り 同法第二十八条中 軍 お 地 実施に 閣 とあ 中 第十 用  $\mathcal{O}$ 1 衆 同 適 11  $\mathcal{O}$ 収 「特定土地 国との 条第五 第二 は 十九 て 地 7 区 取 収用法」とあるの 府 項中」とあ あ 用 用 取得に関<sup>3</sup> 用される 準用: 淮用, 措法第 るのは るのは 域並 令 され 特措 法 四条の規定により適用 起 起 十三 業者 防 条第 発う土地 業者」とあ と読み 力る公共 間 とあ る土 衛 する第二十一 び 項 法 第十四条の規字れる土地収用 は 等の 及び 第 する特別 施 に  $\mathcal{O}$ とあ 設局! のるのは Ė 相 特 項 地 る 一十六条に 第六項 とあ るの 同 所 中 互協 替えるも 等 本 定 収  $\mathcal{O}$ 土 \_条第-用 有者」 長 るの  $\mathcal{O}$ 国におけ る 土 用 は 「起 措置法\_ 力及び 地収用 規定に、 るの 使用 は 地 は  $\mathcal{O}$ 地 法 \_ 条 \_ 業者 同 は 中 等 法」と、  $\mathcal{O}$ は 駐 七 駐留 条第五 等に お は 取 駐  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 留 とあ `る合衆! 法 得 安 」とあるの される土地収 ょ 留 とする」と、 中 防 防 所 1 軍 とあ 第二 全保 関する特 ŋ 軍 軍 衛施 有 衛 用 7 同 潍 関 とあるの 適 国 項中 る 者 同 留 用 用 法 地 施 障条約等 条第 甪 同 第 軍 る す 国 用 地 地 土 設  $\mathcal{O}$ 設 特 うる特別! 特措法 され 法 交通 措法 する第 甪  $\mathcal{O}$ 軍 特措法第 局 土地 局 は 二十五 読 『長」と、 別措 隊 は 地 は 長」と、 とあ 第六条 は 同 み替え 同 用 る土 同 省 第  $\mathcal{O}$ 防 令 地 日 第 法 条第 中 措 措 置 法 法 所 + 地 る 第 置 本 兀 位 有

三十三 定土 とあ 用さ のは 法 とあるのは 中 地 は防 用 収 軍 により あ 7 る 用 駐 法 所 有 同法第三十二条中 用 条中 項の  $\mathcal{O}$ る 用 れる土地 起業者」 法」と、 留 者」と、 地 項 有 する第 一条第一 者 单 とあるのは 駐留 軍 特措 留 設  $\mathcal{O}$ 規定に 甪 用さ 局 は 土 とあ 国 土 防 起 所 軍 地 用 長 法 とあ とあ 項中 駐 収 国 地 衛 地 特定土地等の 用 土 特 れ 地 土地 項 知法」 地特措 による請 るの 起 交通 措法 。 る 土 施 所 十四四 者 特 留 収 土 いるのは 万有者」 **農業者**」 るの 措 土 交 軍 用 と 同 第 とあ は 通 法 局 用 省 収 土地 条 地 法 令 第 長 留 は 法 地 用  $\mathcal{O}$ 収 法 地 求 とあ とあ 軍用地 規定に 用法 又は 特定 収 令 とあるの 第 应 同 法」とあ るの 第 同 特 法第 とあ 防衛施設局長」と、 条第 駐 所有 条 所有 措 十四条の規定により適 用 「起業者」 土地等 لح るの 留 法  $\mathcal{O}$ 駐 る 六条にお は 特措 と、 るの 規定により 者 より 留軍 五. 者」と、  $\mathcal{O}$ あ 軍 土地 Ŋ, とあ 条中 十四四 は 項中 甪 は は 防 る とあるのは 法第十 地 は 適 」とあるの  $\mathcal{O}$ 用 衛  $\mathcal{O}$ 及び 特措法 用される 条第 特定土 ŋ, 所 所 防 同 地 駐 施 は 有者」 有者」 衛施 特措 留軍 設局 7 第三十三条」 起業者」 同条第三項中 防 法 -四条の 適 準用す 及 衛省 同 防 とあ 項 第二 る土地 設局 Ű 法第 用 長 地 用 衛 と 令 され 法 中 等 は 地 土 同 省 「特· 『長」と、 囲され とあ るの る第三十 あ 規定により 十六条に 十四四  $\mathcal{O}$ 防 令 「第三十 とあ 起 と る土 所 地 同 定 る 法 収 衛施 土地収 る  $\mathcal{O}$ 業 有 所 条第二項 土 用 は 条 法 同 有者」 者」 者 る土地 とあ 同法 るの あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は 地 第 法 お 設 等 駐 規 条」 九 は る 第 同 土 لح 局適 と لح 条 11 る 第用はの 留 定 条

中「起業者」とあるの地所有者」とあるのは「駐留軍用地監 とあ て準 長」 とあ 法 により 定 あ 用される土 用 三十三条第一 軍 は防 所 十一条中 有者」 土 る 法 駐 用 同 いるのは るの 施 用する第 留 項の規定に 項 地 法第三十二条中 地  $\mathcal{O}$ とあるのは 特 適 单 は 留 設 軍 軍 局 は 項」とあ 用  $\mathcal{O}$ 用 土 土地 長 防 地 国 用 地 起 所 王. 駐 「特定土 項中 土交 地 収 特措 有者」 地 衛 第 玉 れ 項」と、 起業者」とあ る土 よる請求 特 留 用 者 施 所 収 土 法第十四 るのは 有者」 るの 通 特措法第 設 軍 法」と、  $\mathcal{O}$ 土地地 地 几 用 交 とあ 地等 条の収 局長 駐留 は 収用 法 同 用 省令」とあ 土 法」とあ 通 は 法 収用 地 とあ 「特定土地等 同 規 文は るの 第 軍 収 应 特 同  $\mathcal{O}$ 法」とあ 地 防 措法 十四条 知法」 | 条 の 条第 法 駐 甪 所有者」と、 所 定 法 「起業者」 るの るの によ 第 留 るの とあ 地特措法第十 有者」とあるの 駐 衛施設局長」 は 五 条に るの 規 と 第二十 軍 留 土 のは「防衛施設局原衆の規定により適用 とあ 条中 ŋ, 等 項 用 は 定により適 ŋ 軍 は 防 る 用地 地 匝 地  $\mathcal{O}$ は 適 衛 0 · 条 第 特措法 とあ 及び 特定 用 り、 同 は 所 駐 施 所 同条第 内 有者」 て準 第三 起業者」 条」 法 有 さ 特 留 設 と るの 及び 土 四条の規定によ 者」 閣 措 内 れ 軍 局 とあ 囲される る土 甪 項 第二 地 府 同法」とあるの は 法 用地 長 閣 心 令 | と とあ 中 等 第 は する第三十三条 局長」と、 府 条 とあ 土地 「特定土 項中 特 令 用される土 同 地 る  $\mathcal{O}$ 防 同条第二 る土地 第 法 る 起 所 应 収  $\mathcal{O}$ 条に 有者」 7所有者」 るの 条 業者 衛 法  $\mathcal{O}$ 土 用 は 同 とあ 地 第 は 同  $\mathcal{O}$ 施 法 り 規 お 設 地 法 収 等 駐 九 る は 第 同 る 適 収 لح 局 項 地 第 用 は  $\mathcal{O}$ 留

衛大臣 より適 土地収 て準用さ 地 同 用 い項 第三十四 軍 適 収  $\mathcal{O}$ 11 法第三 用に 用さ 地 单 甪 大臣 事 闸 て準 て準用する前二項」と、 Ł お 特措法第 地 法 法第二 用され れる土 臣 供 用  $\mathcal{O}$ する第三十四 特 用する第三十三条」 玉 同条第二項 前二項」とあ 」とあ 用に供 1土交通 準用 十八条の する」とある 法」とあるの 条」とあるの 措 土 法 第一項」 一条」とあ 地 法第二十六条にお 十三条 る土地 す 地 る 所 省令」 える第 应 いする」 第  $\tilde{O}$ 有者 収 五第 中 条第 |条の規定に 六 二」とあ は 用 لح 項 第一 · 条 る 収 る 法 とあ 項 とあるの لح あ のの 兀 玉 八条の三 用 は は  $\mathcal{O}$ 中 法法 とあ 土交通 項及び 項中 と と、 留 あ る は は は 項 駐 中 る る 駐 軍  $\mathcal{O}$ 土駐 る 起 特定土地等である」と、 同法第三 留 駐 る は  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ ょ 留 用 1  $\mathcal{O}$ 業 大臣」 地収用: 第 第  $\mathcal{O}$ 玉 はは 国土交通大臣」とあ り適用される土 留 軍 は 軍 て準用する第三十三条 第三十三条」 地 同 留 者 は 特措 法 土 国 駐 軍 用地特措法第 用地特措法第二十六条に 軍 は 同条第二項中 「特定土地: 二項 防衛省令」と、 第三 特定土 とあ 交通 留軍 土交通大臣 駐 項」とあ 用 用 とあるの 十八条第一 駐 留 並びに第 法」とあるのは 地 法 地 (第十四) 用單用 一十七条第 留 大臣」とあ 特措法第二十六 特 る 軍 地  $\mathcal{O}$ とあ 法第 用 る 地 等 等 は 条の規 地収 十四四 であ 措 特 は  $\mathcal{O}$ 地  $\mathcal{O}$ とあ 十四四 項 中 特 は 二十六 特 措 防 所 るの る る 第 防 項 同 用 定 条 法 有 二十六条 ごと、 条第三 法」と、 駐  $\mathcal{O}$ 中  $\mathcal{O}$ る 衛 条 同 公 は 定 者 施 「駐留軍 \_ 条 第 規定に 特定 によ 条に  $\tilde{\mathcal{O}}$ 大 第 留 は 共 設 事業 臣 お 土 は 駐 軍 局 項用防 項 防 公 留 1) 地 お 11 長

二十六 条第三 いて中 の用に より 土地 て準 理 閣 用 共 第三十四条」とあるのは 軍 適 収 あ る 軍 同 11 週用され 大臣」 項」 事 쀠 る 用 総 法 地 甪 7 収用 業 法 潍 特措法第十四条の規定により 準用する前二 用する第三十 地特措法 地 理 第三十八条の 適用される土 条に 前 供 大臣 甪 項 特措法第二 は  $\mathcal{O}$ 同 内 る土地収E とある する第一 用 土 中 する」とあ 法」とあ 法 項」 に供する 内 閣 お 同 第 地 条第二 第二十六条に 閣 総 所 とあ とあ . T 玉 総 理  $\mathcal{O}$ 有 準用 十三条 五第 るの 項」  $\pm$ 者」 十八条の二 る」とあるの 九 理 大 土 地 用 は 「第三十八条の三 るのは 交通 項中 るのは 収用 · 条 ] 第 条中 臣 法」と、「 る 三条」と、 ۲, とあ は 臣 駐 する第  $\mathcal{O}$ ٢, 項中 項」とあ 省令」 第 留軍 法」と、 「駐留日 は 国 お るの 駐 起 一土地 「特定土 「駐留 留軍 項 駐 同 土交通大 同法第三十八条第 用 国 1 とあ とあ 「第三十三 項」と、 は 及び て準用する第三十三条\_ 軍 同 条 地 留 は 第四 土交通大臣 適 収用 甪 第 る 軍 同 用 特 法 軍 用地等 開される 条第二 「特定土! るの るの 第二 第 措法 第 地特措法第十 地特措法第二十六条に  $\mathcal{O}$ 用 特 項 臣 地 は あ 項 法 定 <u>-</u> 条」 項 項 であ は は 特 第 る る土地 とあるの とある 並 措 項 地 七 玉 駐 地  $\mathcal{O}$ とあ 土交 内閣 とあ 上とあ 法第二 あ 国 留 駐 び ると、 中 等 ·四条 条第 等 は 留 であ 第二 に る 土 軍  $\mathcal{O}$ 府令」 「特定公 交通 通 第 る 項 0 用 軍 0 収 四条の規定に る  $\mathcal{O}$ 所 防 規定 るの 中 十六 は 大 甪 は  $\mathcal{O}$ 用法」と、 る」と、 項 は 地  $\mathcal{O}$ 有 衛 臣 大臣 は 单 者 +同 特 地 ے کر は 施 条に 共事 条に と は 措 内 条第 によ 几 特 駐 設 土 条第 بح 留 措 閣 駐 定 お 留 局 法 内 あ お 同 総 留 業 留 ŋ 地 お 軍 法 軍 公 11 長

特定土 用 十七条第 公 条に 及び とあ 事 地特措法第二十六条におい 施 業に必 事業を施 設 第四 るの 局 地 長」と、 等 要な は 項 . て 準 項 中 中 行する者」とあ 「特定土地等」 甪 「特定公共事業を施行する者」とあるの 「特定公共事業に必要な土地等」とあ 地 同 同条第四 する 条第三 等 とあ 項 項 と読み替えるものとする。 るのは 中 て準用する第 中 る と  $\mathcal{O}$ 「特定公共事業に必要な 第 は 同 法第四 項」とあ 防 特定土地 衛施 項」と、 設 るの 局 条中 長」と、 は 「駐留 るの 同 条第三 は 特 は 第 特 地 防 定 等 軍 兀 定公

# 規定の読替え適用等)

兀 五. 十七七 とする。 条、 十三条から 条の規定により適用される土地収用法第六章第一 条に これらの 第九十六条及び第百三十六条第三項の規定の 条 お 11 防 . て準用 第二十六条まで及び第二 衛大臣が代行裁 規定中 する公共用 「収用委員会」とあるの 決等を行う場合に 地の取得に関する特別措 十九条の規 は おける第二 定並び 節、 適 開につい 防 第九十 衛大臣 置法 12 第十 十条 第

2 前に行うこととされ ため必要な手続又は処分であ 処分に 第二十三条第 用 項 金びに 第 認 お 一条第一項、 に定を事 いては、 二項、 第四 匹 第四 業の 項 防 7  $\mathcal{O}$ 、認定とな 十五 衛大臣 いるも 第四十三条、 規 条の 定に 一条の二、 匝 を収 4  $\mathcal{O}$ つ ょ て収用で 第 なし を自ら行う場合における手 り 用 防 第四 第四 て、 委員 項 衛 大臣 0 委員会が審理を開 土地収 十六 〈会と、 十四四 規定を適 が 代行: 条 土地等 用 第四 第四 用 裁 決等 す 十五 匹  $\mathcal{O}$ 始する を行 使 この 条の 条第 用 続 条又又 う

2

設局 業に必要な土 項」と、 等」とあるの 地等」と、  $\mathcal{O}$ 」とあるのは あるのは 十 とする。 六 地 長 条中 特措 同条第三項及び第四 法 駐留 特定公 特定 |地等」とあるの は 第四十七条第 防 軍 「特定土地 衛施設 共 用地特措 共事業を施行する者」とあるの 事 業に 局 お 等」 長」 法第二十六条に 必 項 は . て 準 |項中「特定公共事業を施行する者 要 Ł, 中 と 「特定土地等」と読み替えるも 土 用 「特定公 する 同条第四 地 同条第三 等 第 とあ おい 共事業に必 項 項 項 单 单 る て準用する第  $\mathcal{O}$ 「特定公共 第 は 変な土 項 防 特定 法 ُ ع 衛施 第 事 地

規定の読替え適用等

第二十七条 十条、 九十五条、 第十四条の規定により適用される土地収用法第六章第 法第二十三条から第二十六条まで及び ついては、 理 大臣 前条において準用さ これらの とする。 第九十六条及び第百三十六条第三 閣 総 理大臣 規定中 する公共用地の取得 が代行裁 収用 委員会」とあるの 決等を行う場合に 第二十九条 項の に関 規 パの規定が なする特別 定の お いける第 適 節 並 别 用 び 措 第 に 置

の使用又は続くは処へ 兀 する前に行うこととされ 行うため必要な手続又は処分であ 十 第二十三条第四 別用又は 条の 条第 分にお 第五 項 第四十二条第一項、 収 角の 及び第二 いては、 項 並 認定を事 項の規定 びに 項、 内閣 第四 てい 第 業 るも 総理· 十七 应  $\hat{\mathcal{O}}$ ょ 第四 認 n 院とみなして大臣を収用す 条の 五  $\mathcal{O}$ つて収用委員会が審理を開 内 1十三条、 を自ら 条の二、 閣 四第 総 理 川委員 行う場合における手委員会が審理を開始 大 第四 項の 第四 て、 臣 が 規定を適 土地 会と、 代 应 行 条 収 裁 用 土 用 法 地 加 第 等

3 事 件に 特定土地等の 防衛大臣が代 関して収用委員会に対 . て必 所 要な技 有者又は関 決等を行う場合においては、技術的読替えは、政令で定め してした手続その 係 人がこの法律の規定により当 他 め 防  $\mathcal{O}$ 行為 衛施 設局

大臣

対してしたも

のとみなす。

4 然定により当該事件に関して防衛大臣に対してした手続その他防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の気会が第二十一条の規定により補償裁決を行う場合においては一十八条の五第一項の規定により送られた事件につき、収用委一十八条の五第一項の規定により送られた事件につき、収用委 行為は、 前 条におい 収用委員会に対してしたも て準用する公共用地の 取得に のとみなす。 関 する 特 別 措 置 法 第 4

(行政手続法の適用除外)

第 処 補償裁 十八条 第六十四条の規定により防衛大臣又は指名職員がする処分を 分 章及 (第二十五条第二項にお )については、 び 決に係る処分並びに 第三章の この法律 規定 の規定により収用 行政手続法 は、 .防衛大臣がする代行裁決等に 適用しない。 いて読み替えて準用する土地収 平 成五年法律第八十八号) 委員会がする緊急裁 係るる 用

(不服申立て及び訴訟)

一十九条 一条及び る訴えの提起に 三十条第二項中 行 第 う代行裁 百三十一条の 「行政不 第百三十四 土地 決等に関する異 収 つい 二及び第百三十二条第二項の規定は防 知法第百三十条第二項、 「行政 審 | 条 の 査 法第四 て準用す 規 不 服 定 + 審査法第十 は 議申立てについて、 る。 五条」と、 防 衛大臣が行う代 この 应 場合において、 条第 第百三十 同法第百三十一条第 同法第 項 行 本文」とあ 裁 条第二項 決 等に関 衛大臣 同 百 法第 三十

> 3 当該 局 長、 内 事 閣 ず件に関 特定土地等の 場合にお 理 大臣 して収用委員 が代行裁 て必要な技術 所有者又は関 決等を行う場合に 会に対してした手 係 的 人がこの 読 え お 続その 法律の V 7 令で定 は 規定に 他 0 行為 衛施 8 ょ る。 ŋ 設

防該長

内

閣総

理

大臣に対してしたものとみなす。

三十八条の五第 の他の行為は、 規定により当該事件に関して内 員会が第二十一条の規定により補償裁決を行う場合にお 防衛施設局長、 前条において準用する公共用 収用委員会に対してしたものとみなす。 一項の規定により送られた事件に 特定土地等の 閣 所 地 総理  $\mathcal{O}$ 有者又は関係人がこの法 取得に 大臣 12 関 対してした手 す á . つき、 特 別 措 収 置 ては 律 用 続 委  $\mathcal{O}$ 

(行政手続法の適用除外)

第二十八条 十八号) 係る処分(第二十五条第二項におい び補償裁: る処分を含む。 収用法第六十四条の規定により内閣 第二章及び 決に係る処分並びに内閣 この法 )については、 律の規定により 第三  $\mathcal{O}$ 規定は、 行政手続法 収 総 (用委員 総理大臣又は指名職員 て 理 適用 大臣 読み替えて準用する土地 がする代行裁 会がする緊急裁 L (平成) ない。 Ŧ. 法 決等に がす 第 決 八 及

(不服申立て及び訴訟)

第二十九条 文 決等 三十三条及び第百三十四条の 大臣 第百三十一条の二及び第百三十二条第二項 同 とあるの 法第百 に関 が する訴えの 土地収用法第百三十条第二 行 は 条第二項中 行行 裁 決等に関 が提起に 改不服 民する異語 ついて準 審査法第四 「行政」 規定は 不服 (議申立) 用す 内 審査 閣 項、 十五条」と、 Ź. てに 総 法 理 第百三十一 この場へ 大臣 第 0  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は V て、 匹 が 条第 ?行う 合にお 条第二 法第百三 内 同 代 閣 法 項 1 第 行 総 裁 理 て 百

は「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。百三十四条中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるの「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第三十三条第三項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百

### 2 (略)

(防衛施設中央審議会)

# 第三十一条 (略)

略

| 衛大臣が任命する。| 電大臣が任命する。| 電力を持つのである者のうちから、内閣の承認を得て防2 | 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て防

のとする。

#### (略)

2

(防衛施設中央審議会)

# 第三十一条 (略)

2

3

略

傍
線
部
分
は
改工
部部
分
2

なう業務の運営に関する事項を統制するものとする。国土交通大臣は、前項の規定による委任により防衛庁長官が〜四(略)	行なう業務の運営に関する事項4 国土交通大臣は、前項の規定一〜四 (略)	る。 り防衛大臣が行	統制するものとする定による委任によ	う業務の運営に関する事項を統制するものとする。4 国土交通大臣は、前項の規定による委任により防衛大臣が行一〜四 (略)
	任するものとする。			するものとする。
るところにより、防衛庁長官に委	に掲げるものは、政令で定めるところにより、	防衛大臣に委任	政令で定めるところにより、こ	に掲げるものは、政令で定め
叉通大臣の権限に属する事項で次	3 この法律の規定により国土交通大臣	馬する事項で次	交通大臣の権限に1	3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次
	2 (略)			2 (略)
	第百三十七条 (略)			第百三十七条 (略)
	(職権の委任)			(職権の委任)
	٧ <u>٠</u>			0
て、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならな	て、特定の使用者に対し、不当	してはならない	不当な差別的取扱いをしてはならない	、特定の使用者に対し、不当
防衛庁長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件につい	7 防衛庁長官は、第一項の指定	の条件について	第一項の指定に係る施設の使用の条件について	7 防衛大臣は、第一項の指定
	あるときは、この限りでない。			るときは、この限りでない。
>。ただし、やむを得ない事由が	共の用に供しなければならない。	付ない事由があ	。ただし、やむを得ない事由があ	の用に供しなければならない。
防衛庁長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公	6 防衛庁長官は、第一項の指定	ヨ該施設を公共	第一項の指定があつたときは、当該施設を公共	6 防衛大臣は、第一項の指定
	ければならない。			ければならない。
項の指定の取消をしようとするときは、防衛庁長官と協議しな	項の指定の取消をしようとする	人臣と協議 しな	するときは、防衛	項の指定の取消しをしようとするときは、防衛大臣と協議し
国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前	5 国土交通大臣は、第一項の指	るとき、又は前	指定をしようとする	5 国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前
	2~4 (略)			2~4 (略)
	第五十六条の四 (略)			第五十六条の四 (略)
	(公共用施設の指定等)			(公共用施設の指定等)
行	現		正案	改
(信約音分に改引音分)				

○航空機製造事業法 (昭和二十七年法律第二百三十七号) (附則第二十五条関係)

2 第	
。ときは、あらかじめ、防衛大臣の意見を聴かなければならない航空機の製造又は修理の事業について第二条の二の許可をする「経済産業大臣は、武器を装備し、又は搭載する構造を有する(許可の基準等)	
じめ、防衛大臣のま は、武器を装備し、 は、武器を装備し、	改
天臣の意見を装備し、又は	正
防衛大臣の意見を聴かなければならないの事業について第二条の二の許可をする器を装備し、又は搭載する構造を有する	案
ばならない きする	
2 経済産業大 る航空機の製 るが空機の製	
あ製大(準	現
防衛庁長官の意見をきかなければならる事業について第二条の二の許可をすると、又はとう載する構造を有す	行
の意見をきかなければならいて第二条の二の許可をす又はとう載する構造を有す	
ば 可 を な を す ら す	

日 本国とアメリカ合衆国との間 業制限等に関する法律 (昭和二十七年法律第二百四十三号)  $\mathcal{O}$ 相 互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国 (附則第二十六条関係) 「の軍隊の 水面 の使用に伴う漁船の

改	
正	
案	
現	
行	(傍線部へ
	(傍線部分は改正部分)

漁 船 0 操業の 制限 又は 禁止

第 及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍 条 空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があると 漁船の操業を制限 農林水産大臣の意見をきき、 衛大臣 は、 日 本国とアメリカ合衆国との 又は禁止することができる。 一定の区域及び期間を定め 間の相 互 協 力 第

損失補償の申請)

第 る都道府県知事を経由して、 衛省令の定めるところにより、 なければならない。 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、 損失補償申請書を防衛大臣に提出 その者の住所の所在地を管轄す 防

- 2 を記載した書面 なければならない 都道· 府県知事 は、 を当該申 前項の申請書を受理したときは、 請書に添えて、これを防衛大臣に送付 その 意見 2
- 3 なくこれを都道 ならな 有無及び損 防衛大臣は、 失を補償すべき場合には補償の額を決定し、 |府県知事を経由して当該申請者に通知しなけれくを補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞 前項の書類を受理したときは、 補償すべき損失

の申出

第四 前 条第三項の規定による決定に不服がある者は、

陸軍、 るときは、 協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国 定めて、 条 漁 船 内閣 空軍又は海軍が水面を使用する場合において、 の操 漁船の操業を制 農林水産大臣の意見をきき、 業の 総理大臣 制 限又は 正は、 禁止) 限 日本国とアメリカ合衆国との 又は禁止することができる。 一定の区域及び期間 必要が、 間  $\mathcal{O}$ 相 あ  $\mathcal{O}$ 互.

(損失補償 0 申請

第三条 る都道府県知事を経由して、 閣府令の定めるところにより、 提出しなければならない。 前条の規定による損 失の補償を受けようとする者は、 損失補償申請書を内閣 その者の住所の 所在地を管轄 総理大臣 内 す

- 送付しなければならない。 を記載した書面を当該申請 都道府県知事は、 前項の申請書を受理したときは、 書に添えて、 これを内閣 総理大臣 その意見
- 3 損失の 遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しな け ればならない 内閣総理大臣は、 有無及び損失を補償すべき場合には補 前項の書類を受理したときは、 償の額を決定し、 補償すべき

の申出)

同

項

0

第四 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、 同 項  $\mathcal{O}$ 

に通知しなければならない。
び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人
出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及
2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申
きる。
定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることがで
通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で

ができる。 定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ること通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、内閣府令で

出人に通知しなければならない。 無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申の申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、そ

- 130 -

_
傍
線
部
分
は
改
止
部
分

号。以下「一般職給与法」という。)別表第一、別表第五から 号。以下的う。以下同じ。)による災害補償及び若年定年退職者給付金 いう。以下同じ。)には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに 第百二十八号)の特例を定めることを目的とする。 (俸給) (俸給) (俸給) (俸給) (俸給) (俸給) (俸給) (俸給)	「十六手去聿弟写五十一号)第一条の二こ見ざする通勤を 一十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法( 下「職員」という。)について、その給与、公務又は通勤 らの法律の目的) 「の法律の目的) 「の法律の間)の給与等に関する法律	改 正 案
号。以下「一般職給与法」という。)別表第一、別表第五から号。以下「一般職給与法」という。)別表第一、別表第五から、以下「一般職給与法」という。)別表第一、別表第一、別表第一、別表第二項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。)及び非常勤の者でないもの(以下「事務官等、防衛大學校又は防衛医科大学校の学生(防衛庁設置法(昭和三十三年法律第百六十四号)第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八法律第百六十四号)第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八法律第百六十四号)第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八法律第百六十四号)第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八年法律第百十十二号)及び国家公務員共済組合法(昭和二十八年法律第百八十二号)及び国家公務員共済組合法(昭和二十八年法律第百八十二号)及び若年定年退職者給付金の、以下「一般職給与法」という。)別表第一、別表第一、別表第一、別表第一、別表第一、別表第一、別表第一、別表第一、	「知二十六年去書第写九十一号)第一条の二こ見定する通勤を 「第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法( 以下「職員」という。)について、その給与、公務又は通勤 条 この法律は、防衛庁の職員(一般職に属する職員を除く (この法律の目的)	現

表第八まで及び 別 表第十に定める額の俸給を支給する。

2 3 略

て採用され 衛省令で定める額とする。 三等陸尉 する階級に 自 衛官には、 た者のその候補者であ かかわらず、 |等海尉又は三等空尉以 別表第二 候補者とし 定  $\Diamond$ る額 る間 0) 上の自衛官の候補者とし ての任用基準  $\mathcal{O}$ 俸給を支給する。 俸給月額 がは、 に応じて、 その者の ただ

職 務  $\mathcal{O}$ 級

第四

<del>[</del>条

の 二

2 るように、 の趣旨に従い、 事 務官等の職務の級ごとの定数は、 か 予算の 及び前頭 範 項の規定に基づく分類の基準に適合す 囲 丙 防衛省令で定める。 国家行政 組織に関する法

3 略

(号俸の 決定基

第

2

条第八項中 級がこれに」とあるのは 則」とある (指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。 職 0 について準用する。 般職給与法 一合にあ 別表 員の 属 と する階級 のは 第二の陸将補 給与等に関する法 職務 つては同 同 「項から同条第七項まで及び第十項中」 「政 第八条第五項から第十 が  $\mathcal{O}$ 級 令」 陸 『欄をい 」とあるのは は「職務の級P 唇 この場合において、 海将補及び空将補 海将又は 律 同条第六項及び第七項中 (昭 当該 和二十七年法律第 空将であつてその 又は階級がこれに」 「職務の 職員 項までの規定 0 く。)」とあるのは、同条第五項中「職 級又は の (二) 属する階級が 欄 階級  $\mathcal{O}$ 「人事」 は、 者が 適 二百 職 と 職 用 (当 一等 を受 六十 、務院問の規 防 員 該 衛 0

> 別 表第 八まで及び 別表第十に定める額  $\mathcal{O}$ 俸給を支給する。

2 3 略

4 て採用された者のその候補者であ 閣府令で定める額とする。 三等陸尉、 する階級にかかわらず、 自 衛官には、 三等海尉 別 表 公第二に 又は三等空尉以上の自衛官の候補者とし 候補 定める額 者としての任用基準に応じて、 る間  $\mathcal{O}$ の俸給 俸 給 を支給する。 月額 は、 その者

職 務  $\mathcal{O}$ 

第四 |条の二 (略)

2 るように、 令の趣旨に従 事 務官等の カゝ つ、 職 務 予算の 及び前項の規定に基づく分類の基準に適合す  $\mathcal{O}$ 級ごとの定数は、 範囲 内で、 内閣 国家行政 府令 定める。 組 織に関する法

3 略

(号俸) 0) 決定基準

第 五. 条

2

庁の 職員 員 け 条第八項中 級がこれに」とあるのは 則」とあるのは 昇給について準用する。 職員」と、 る場合にあつては同欄をい (指定) 職員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 般職給与法第八条第五項から第十項までの規定 属する階 別表第二の陸将補 職俸給  $\mathcal{O}$ 給与等に関する法律 職 同 [項から] 級 務 表の適用を受ける職員 「政令」と、 が  $\tilde{O}$ 陸 級 将 同条第七項まで及び第十項中 この場合において、 とあるの 「職務 海 海将又は空将であ 将補 同条第六項及び第七項中 の級又は階級がこれに」と、 (昭和二十七年法律第二百六十 当該 は 及び空将補 職 職 を除く。 員 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 属 級 同条第五 つてその者が防 )」とあ す 又は階級 る階 なは、  $\mathcal{O}$ 「人事院 適用 項 職務 るの 中 が 職 ( 当 該 を受 員 職 同の 規 は

又は闫欄をいう。)」と読み替えるものとする。用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の闩欄、□欄陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適

3~5 (略)

第六条の二(略)

を加え 、号俸の 俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られ 前 項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、 職 の任期付 衛大臣 た額 掲げる七号俸 の規定にかかわらず、 額 のいずれ 未満 相当する額とすることができる。 は、 職員の採用及び給与 特定任 の額に限る。 かに相当する額  $\mathcal{O}$ 俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸 期付職品 予算の範囲内で、 員 又は 気につい  $\mathcal{O}$ いときは、第四条第二項及特例に関する法律第七条第 般職給与法別表第十 て、 |職給与法別表第十の八般職給与法別表第十の 特 別 その俸給月 第四条第二項 の事 情により る額 額 を 2

### 第七条 (略)

額にその額と同表に掲げる五号棒の俸給月額との差額に 予算の範囲 より難いときは ŋ 又は 各整 般職任期付 衛大臣は、 一数を順次 内で、 職給与法別表第十の八号俸の額に相当する額とす 般職給与法別表第十の 乗じて得られる額 研究員法第六条第 第一号任期付研 その俸給月額を同 第四条第三項 及び 究員について、特別の 八号俸の額未満 を加えた額 前項の規定にかかわらず、項の俸給表に掲げる号俸に 表に掲げる六号俸の俸給月 のいずれ の額に に限る。 事情に 一から 限 Ź ょ

第九条

衛隊法第四

匹

1条の五

第

項に規定する短時間勤務

0

第

九

衛隊法第四

-四条の

五第一項に規定する短時間

勤

又は三欄をいう。)」と読み替えるものとする。用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の□欄、□欄陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適

3~5 (略)

第六条の二(略)

ついて、 の八号俸の額未満の額に限る。)又は額を加えた額のいずれかに相当する額 俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られ を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同 総理大臣 難いときは、 の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により 号俸の額に相当する額とすることができる。 防 衛庁長 特別の事情により一般職の任  $\mathcal{O}$ 承 官 第四 認 以 を得て、 得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給 「条第二項及び前項の規定にかかわらず、」 下 長官」 とい · う。 期付 (一般職) 般職給 特定任 員の採用及び給与 お与法別表第十の順給与法別表第十の表別表第十 表に掲げる六号 その俸給月 期付職 内閣 額

### 第七条 (略)

2 の八号俸の 額を加えた額 俸の俸給月額との差額に を同表に掲げる六号俸の俸給月額 総理大臣 難いときは、 般職任期付研究員法第六条第一 長官は、 額に相当する額とすることが の承認を得て 額 第一号任期付研究員につい 第四条第三項及び前項の規定にかかわらず、 未満の額に限る。 のいずれかに相当する額 かつ、 一からの ) 又 は 予算の範囲内で、 項の俸給表に掲げる号俸により にその 各整数を順 できる。 て、 一般職給与法別表第十 額と同り 特別 般職 次 給与法別表第· 乗じて得られ 表に掲げる五号  $\mathcal{O}$ その俸給月 事情によ 内 り 一 額 閣 る

当たりの かか 除 週 L 間当 を占 わらず、こ 7 得た数 たり 、 う。 通常 8 る 0)  $\mathcal{O}$ 乗じて 勤 通 らの 務時 俸 常  $\mathcal{O}$ 給 勤務時 間 得た額とする。 規定による俸 下こ 月 を再 額 は  $\mathcal{O}$ 間とし 任用 第六 短 お 7 時 給 間 月 及 7 防 額 勤 び 衛 省令 に、 再任 務 前 条第 職 その者 で定め 員以 用 項 外 時 るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 職 規 勤 の員 週 定務に職 で  $\mathcal{O}$ 間

### (扶養手当)

## 第十二条 (略)

2 る職員の 令で定める 出 舶に乗り組んでい 動 ずを命ぜらい 扶養親族 れ ってい に関 る職員その他 する届出に 自衛 他 !政令で定める特別の 0 艦その他 て必要な事項  $\mathcal{O}$ 自衛 隊 っ は、 0 事使 防 由 用 衛 が す

# (初任給調整手当等)

## 第十四条 (略)

る お の三までの規定は、前項の場で、第十一条の九から第十四 いて、 び 養手当並びに営外手当 般 は 八条第一 職 職 職 給 これらの規 総給与法: 及び 員で人事 給与法第十一条の三 与 )指定職 条の 法第十一条の四、第十一二年に規定する自衛官に 養手当及 院 七 定中 俸給 第 前項の場合に 条 及び営外 定め Ď 項 表 「人事院規則」とあ 及び るもの  $\mathcal{O}$ (防衛省 手当」 第二 適用を受ける職 条まで及び第十六条から第 第十 第二 に限る。 項 ついて準用する。 と 項中 中 条の三 0 条の六 限る。 職員 扶養手当」 「及び扶養手当」 般 の給与等に関する法 一から第十 以下同 るの 蒷 第 職給与法第十 とあ <u>(</u>医 項及び は とある この場合に るの じ。) 」と 療業務に 政 条 令 + 0 と <u></u> あ 項 九 に一条  $\mathcal{O}$ 七 لح 条 は ま

> 除 当たりの かかわらず、 一週間当 して得た数を乗じて得た額とする。 لح を占 いう。 コたりの 通常 8 る職 これ  $\mathcal{O}$ 勤  $\mathcal{O}$ 通 員 務時間 らの規定による俸給月 俸給 常  $\mathcal{O}$ 下こ 勤 間 月 務時間、 額 を再任用短時 は 条に とし 第六条 て内 間 7 及 勤務職 額 閣 び 府 12 前 再 令 その 員 用 定め 议 短 外 者 項 時 るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 規 職 勤 週 定に 員 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間

### (扶養手当)

## 另十二条 (略)

2 府令で定める。 ある職員 る船舶に乗り組 出動を命 の扶養親 ぜら  $\lambda$ れ 族に関う で てい 11 る職員そのは でする届 温に 自 日衛艦その つ 11 その て必要な事 定他 める特別  $\mathcal{O}$ 自 |衛隊 項 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 使 由 用 が

# (初任給調整手当等)

# 第十四条(略)

2 、一般職 るの 並び 律第十八条第 おい 事  $\mathcal{O}$ の三までの 「扶養手当並びに営外手当 す 五 般職 は に 般職 て、これらの 第十一条の 職 員 給与法第 給与法第十 給与法第十 規定は、 (で人事 Ű 条の 指 養手当 項に規定する自衛官に限 定 九から第十四条まで及び第十六条から第十九 規定 院 職 + 七 第一項1 俸給 及び営外手当」 の定 前項の場合につい 条の三、 条の三 中 めるもの 表 「人事院規則」とあ の適用 及び 四 第二項 、防衛庁の職 第十一 第二項-第十一条 元を受け に限る。 ٢, 条の三 中 中 て準用する。 る職 る。 扶養手当」  $\mathcal{O}$ 員の給与等に関する法 及び: 六六第 般職 カン 以 る 5 とあ 下同じ。 給与法第十一条 扶養手当」  $\mathcal{O}$ 第十 (医 項 は この とあ る |療業務に従 及び第二 「政令」 0 場合に ) | |と るの とあ 項 は

で定めるも て採用された職員を含む。 自衛隊法 定する」と、一 へ条の 条の三第一 衛省 項又は第三十六条の六第一項第一 する法律 項」とあるのは 職 規定」 般職 項中 俸給 の職員 同項中「人事院が指定する」とあるのは 適用を受ける職員 (昭和二十九年法律第百六十五号) とあるのは のに限 表又は 給与法第十一条の七第一 「人事院の定める」とあるのは (平成 項」と、 0 般職 同 る。)及び医師又は 般職 条第二項 給与法第十九条の三第一 以下 防衛省の に関 防 法  $\mathcal{O}$ (医療業務に従事する職員で防衛省 以下 する法律第六条の規定」と読み替え 衛 律 任 省 中 第 期 職員 特定管理職員」」とあるの 百 付  $\mathcal{O}$ 「特定管理職員」 指定職俸給表」とあるの 職 職 号の規定により任期を定め 十五号) 員 0 項及び第二項並びに第十 員 0 給与等に 歯科医師である自 の採用及び給 給与等に関 防 第三十六条の二 第七条第 項中「第十条 関 衛省令で定 防衛大臣 する法律 与 する法律  $\mathcal{O}$ 項 衛 特 指定 第十 の 二 -が 指 は は 8 官 例  $\mathcal{O}$ 第 第 Ź 应 俸

営外手当)

るものとする。

第十八条 指定する集団的居 等」という。) 手当を支給する。 陸曹長、 が 住 自 海曹長又は 場 |衛隊法第五十五条の規定により防衛大臣の 所以外  $\mathcal{O}$ 空曹長以下の自衛官 場 所 . 居 住する場合には、 (以 下 営外 「陸曹

2·3 (略)

(休職者の給与)

2~5 (略) 第二十三条 (略)

> と、 二第一項」とあるのは 給表の対 条第 第六条の規定」 定職俸給表」とあるのは めて採用された職員を含む。 第一項又は第三十六条の六第一項 十一条の三第一 指定する」と、 で定めるものに限 えるものとする。 「自衛隊法 防衛庁 行する 定職 一般職給与法第十一条の七第一 同項中「人事院が指定する」とあるのは 項中「人事院の定める」とあるの 適用を受ける職員 法 俸給表又は 0 職員 (昭和二十九年法律第百六十五号) (平成 と、 項」と、 0 一般職給与法第十九条の三 る。 十二年 給与等 同条第一 般職 )及び医師又は歯科医師 「防衛庁の歌 法律 の任 以下 (医療業務に従事する職 .関する法律第六条の規定」と読み替 防 項 衛庁 以 第百二十 期 下 中 付 「特定管理職員」」とあるのは 職員 第一号の規定により任  $\mathcal{O}$ 特 項及び 指定職俸 職員 員 定管理職  $\bigcirc$ 五.  $\mathcal{O}$ 給与等に は 号) 採用  $\mathcal{O}$ 第一 給与等 第二 「内閣府令で 第七 及び 給 第三十六条の二 項中 員 表」とあるの 項 である自 「防衛庁長官 金びに に関 員で 条第 関 給 する法律 与 第十条 內閣 する法 0 出期を定 定める 第十 特例 衛官 項の 府令 指 律 匝 は 第  $\mathcal{O}$ が 俸

営外手当)

第 する集団的居住 等」という。 を支給する。 八条 陸曹長、 が 場 自衛隊法第五十五条の規定により長官の指定 所以 海曹長又は空曹長以下 外 0 場所 に居住 す る場合に 0) 自 官 は、 (以下

2 · 3 (略)

二十三条 (略)

第

2~5 (略)

職 定 自 てその例 ることが ょ 期 り失職 隊法第 文は 末 簡 期末手当又は期末特別手当を支給すべき日 限 莂 前 によることとさ で できる。 項 三十八条第 手当に係る基準  $\hat{O}$ 項 例に 又は 文は ただし 死亡し よる額の *の* 前 項 項 れ 第 たときは、 第 自 る 規 前 期末手当又は 防衛省令で定める職 項 定 号に 般 又は す 筃 職 Ź 該 月以. の国 第十 職 当 当して同 員 かけに退職が [家公務] 該 が 基準 条 期末特別  $\mathcal{O}$ 条第二項 自に 員 該 員につい 0 各 第二項 手当 在 期 項 若 末 項 職 に を支 しく すの 手 に 規 る 規 当 7 お 定

#### 7 8 略

り

国 家 公務員災害補 償 法  $\mathcal{O}$ 準 用

年法 る営利 国家 十七七 上 0) 員 定就 て準用 第 企業を営むことを目的 公務 とあ 災害又は通 (の公務上の災害又は通勤による災害に対する補)びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除 条 する団 百 兼 条 員 る ね のは する。 十五 が  $\mathcal{O}$ て てい 法第百三条 兀 公務員災害補 とあ る場合」 勤による災害を受けた職員に対する福祉  $\mathcal{O}$ る場合」とあるの 「政 役員 第 千四 るの 令」 第六十二条第 場合において、 第一 と 条の は は 項の とする団 顧 償 同法第 同法 間 防 法 第 規定に違 衛  $\mathcal{O}$ の規 省令 第四 は 地 項の規 項 位 体の役員 定 「自衛隊法 交び 条 その 条の二第一 同法の規定中 ( 第 反し  $\mathcal{O}$ 第十七 他これ 派定に違! 、規定をト 二第 条、 して同 一項、 同 顧 昭 問 項 項 反 第二 記 和二十九 記 又 は 評議 第二号 に規 償  $\mathcal{O}$ 「人事 兀 及 八 相 第 匹 定 事 CK 公は第 す 中院業

> 又は期内 第三項 職員 は、この限りでない。給することができる。 定により は自衛隊 1) す てその る (に期末手当又は期 期 (末特別) 又は前項 間 項、 内で 例によることとされ 第 三十八条 手当に係  $\mathcal{O}$ 項 例に 又は 又 条 は よる額 ただし 第 *の* 末特別手当を支給すべ 死亡したときは、 る基準日 前 項 第 項 第一 る 一  $\mathcal{O}$ 規 期末手当又は期 前 項 内 定 号に該 般 閣 又 する 筃 職 は 府令で定める職員につい 月以内  $\mathcal{O}$ 第 職 当 国家 当 員 該 が き日 て同 に退 公務 基 末特 準  $\mathcal{O}$ 当 に、 条第二 白に 職 該 第 の 別 各 期末手当 手当を支 第 在 項 項に 項若 職 項 する  $\mathcal{O}$ 規 7 お

6

#### 7 8 略

第 家公務員災 国家公務員災害補償法 害 補 償 法  $\mathcal{O}$ 潍 用 0 規 定 第

を目的 る営利・ 規則」 る地 年法 員の 務上の災害又は 国家 職員の公務上 V) 職 律 位 第百六十三 を兼ねる [とする] とあ 人事 企業を営むことを目的とする団 て準用する。 びに 12 公務員法第一 闻 就 院が |条の 第 る 7 て 寸  $\mathcal{O}$ 兀 |の災害又は通勤による災害に対する補言条第二項及び第三項第六号の規定を除る。 兀 体 いる場合」とあ は 通 五 とある る場合」と、 動による災害を受けた職員に対する  $\mathcal{O}$ 百三 「政令」と、 この場合において、 役員又 第十 第六 条第 0) 四条の二 は は 十二条第 項 顧 同 るの 内 簡 同 0 第 法第四 規定に対 [法第一 |閣  $\mathcal{O}$ は 地 府 項 項 令 位 「自衛隊: 体の役員 〈及び第-|条の二 その 違 条 同法の規定中  $\mathcal{O}$ 規 *の* 反して同項 他こ 定 法 これらに Ł 違 顧問 同 条 韶 項 反 項 第二号中-「人事院 又は評 福祉事 償 和 規定 相 7 八 四四 CK 公は第 利 九 議 す 業

項中 実施機関の命じた職員」 条から第二十六条まで、 のは 下 「人事院 - 「実施! 「その職員」とあるのは 「人事院又は実施 関 衛省」 機 」とあるのは 関」とい とあるの と読み替えるものとする。 爬機関の 、 う。 と 第二十七条第 防 防 衛大臣 同法第三十三条中 職員」とあるの 衛大臣」と、 「その命じた職員」 と 同 0 法第二十二条、 指定する防 一項及び第二十七条の 同法第二十七条第 は 防 衛省 事院 衛大臣又は 同条第一 第  $\frac{-}{+}$ 機 とあ 関 兀

### 2 (略)

(給付金の支給時期及び額)

第 若年定年退 であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる Ò 一十七条の三 防衛省令で定める月に第二 回目 の給付 職者の退 給付金は、 金を、 一職した日の属する月後最初に到来するもの その者の退職した日の属する年の翌 二回に分割し、 一回目の 給付金をそれぞれ支給す 防衛省令で定める月 々

### 2·3 (略)

(給付金の支給時期の特例等)

とを希望する旨を申し けることができる若年定年退職者が、 を支給する。  $\dot{O}$ て、 十七条の五 翌々年の防衛省令で定める月に、 防衛省令で定めるところにより、 かわらず、 第二十七条の二 同 項 に規定するその 出たときは、 の規定により給付金の支給を受 第二十七条の三第一 その者に係る給付金につ 次項に規定する額の給付 者の退職した日の 一時に支給を受けるこ 項の規 属 する

2

2

略

<u>一</u>中 官又は実施機関の命じた職員」と、 四条から第二十六条まで、 第二項中 第一項中 以 とあるの 下 施 「人事院」とあるのは 「実施 「人事院又は実施機関「その職員」とあるの とあ 機 翼 防 「衛庁」と読み替えるものとする。 員」とあるのは るの という。 は 第二十七条第 防 「防衛庁長官」と、 衛庁 رً کر の職員」とあるの 長官 「その命じた職 同法第三十三条中 同 0 法第一 指定 一項及び第二十七条の する防衛庁 <u>十</u> 同法第二十七条 員 は 防 衛庁 0 院 長 条

(略)

(給付金

の支給時期及び

額

2

年の内閣府令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給すに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々に第一回目の給付金を、その者の属する月後最初に到来するものであつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、内閣府令で定める月

### る。

2

3

略

(給付金の支給時期の特例等)

第二十七条の 年の いて、 とを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第 定にかかわらず、 けることができる若年定年退職 を支給する。 꽢 内閣府令で定めるところにより、 々年の内 五. 閣 第二十七条の二の規定によ 府令で定める月に、 同項に規定するその者の 者が、 その者に係る給付金に 次項に規定する額の給付 一時に支給を受けるこ 退 ŋ 職 給付金の支給を受 た日の属する 項の規

## (所得の届出等)

する年の翌 けることができる若年定年退職者 委任を受けた者に対し、 十七 れ する事項を届け ばならない 条の六 々年の防 第二十七 Ш́ 一衛省令で定める日までに、 かつ、 条 その者の退職の翌年における所得に の 二 防衛省令で定める書類を提出しな 0) は、 規定により給付金 その者の退職 防衛大臣又はそ した日の  $\mathcal{O}$ 支給を受 属

- 2 次条第 が 前 できる。 部を返納させることができ、 項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、 項の 回目の給付金 項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないこ 当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又 規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて の支給を受けたものが、 かつ、 第二 正当な理由がなくて 回目の給付金及び 防 衛 2
- する機会を与えなければならない。 、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明4 防衛大臣は、前二項の規定による処分をしようとするときは

## (給付金の追給)

十七条の七 整下限額を超え、 員 の定年に達する日 退 職 0 かつ、 翌年に  $\mathcal{O}$ 退職 翌日 おける所得金額がその者に係る支 0 の翌年からその者が自衛官以 属する年の前年までの年数

### 所得の届出等)

第二十七条の る事項を届け ば 任を受けた者に対し、 する年の翌々年の けることができる若年定年退職者は、 ならな 六 出 第二十七条 か 内閣府令で定める日までに、 つ、 その者の退職の翌年における所得に関 内閣府令で定める書類を提出しなけ への二の 規定により その 者 給付金 0) 長官又はその委 退 職した日の属 一の支給 を受 す れ

- 第一 は、 できる。 第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことが 部を返納させることができ、 同項の規定による届出又は書類 前項の規定により 回目の給付金の支給を受けたものが 当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は 届出又は書類の提出をなすべき者であつて かつ、 の提出をしない 第二 回目の給付金及び次条 正当な理由がなくて ときは、 長官
- 3 定による届出又は書類の提出をしないときは、 全部又は一 に規定する者を除く。)が、正当な理 項の規定による給付金及び次条第一項の 第一項の規定に 部を支給しないことができる。 より届出又は 書類の 由がなくて、 提出 規定による給付金 をなすべき者 長官 第一項の規 は、 前条第  $\mathcal{O}$
- 機会を与えなければならない。
  らかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する4 長官は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あ

### (給付金の追給)

第二十七条の 外の 給調整下限額を超え、 職員 の定年に達する日の 退職の かつ、 翌年における所得金額 翌日 退職 . (7) の翌年からその者が自衛官以 属する年の がその者に係る支 前年までの 年数

年定年 年額 る刑 を下回ることとなったもの ろにより 所得金額 者に 額 第四項本文に規定する所得 を基礎とし 相当額以上である者を除く。 下 係る平均所得算定基礎年数 事 退 ず件に関う その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給 職 という。 求したときは、 者 均 所得算 にであ て政 し禁錮以上の刑に処せられた者に )がその者の退職の翌年における所得金額 (令で定めるところにより計算した額) 定基礎 その 第二十七条の三第一 (平均所得金額がその者に係る給与 金額 期 間 が、 と の合計が で除して得た額  $\mathcal{O}$ 各年に いう。 防衛省令で定めるとこ 額 おける第 退職後の 項の規定にかか ついては、 (以 下 以 二十七 上あ 平 をそ に係 る若 条 そ 均  $\mathcal{O}$ 

### 2 · 3 (略)

族に支給し、 に定めるところにより、 が ることができる若年定年退職者 十七条の九 人に支給する 次の各号のいずれ 年定年退職 支給すべ 番等が 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受 き遺族がないときは、 かに該当するときは、 死亡した場合の給付金の 当該各号に定める給付金をその者の遺 (次項に規定する者を除く。 それぞれ当該各号 当該死亡した者の 取 扱

#### 一 (略)

を受ける前に死亡した場合 項に規定する額 職  $\mathcal{O}$ 口 翌年に 限額 目 0 を超 給 おける所得金額とみなし 付 える場合には、 金の支給を受けた後第二 (その者の平均所得 第二十七条の三第 その平均所得金額をその者 金額がその者に係 て第二十七条の 口 目  $\mathcal{O}$ 給付 二項 (又は第一金の支 兀 第

> わらず、 する。 の者に係る平均 四第四項本文に規定する ろにより請求したときは、 年額相当額以上である者を除く。)が、 を下回ることとなつたもの 所得金額」という。 の額を基 る刑事事 年定年退 以 下 一礎とし 件に関 その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給 職 者で 均 所得算定基 て政令 所得算定基礎年数で除して得 し禁錮以上 あ つて、 )がその者の退職の翌年における所得金額 で定めるところにより計算した額) その 一礎年数 所得金額 第二十七条の三第一項の規定にか の刑に処せられた者については、 (平均所得金額がその者に係る給与 期間 ごとい の合計  $\mathcal{O}$ 各 . う。 年に 内閣府令で定めるとこ 額 おけ (退 た額 うる第二 職 後の行為に係 以 下 以上 一十七条 一ある若 平均 をそ そ カコ

### 2 · 3 (略)

第一 に定めるところにより、 相続人に支給する。 族に支給し、 けることができる若年定年退職者 が次の各号のいずれかに該当するときは、 一十七条の九 (若年定年退 支給す、 職者等が死亡した場 第二十七条の二の規定に × き遺族がないときは、 当該各号に定める給付金をその者の遺 合の給 (次項に規定する者を除く。 より給付金の支給 付 金 当該 それぞれ当該各号 の取 死亡した者 扱 を受  $\mathcal{O}$ 

#### **(略**

給調整  $\mathcal{O}$ 項に規定する額 退 第一回 を受ける前に死亡した場合 職 下限額を超える場合には、 翌年における所得金額とみなして第二十七条の 目  $\mathcal{O}$ 給付金 (その の支給を受けた後第 者の平均所得金額がその者に係る支 第二十七条の三 その平均 所得金額 口 目 <u>-</u> 第 0 給 一項又は をその者 付 金 匹 の支

目  $\mathcal{O}$ 0) 規 定を 給 付 金 適 を 用した場合に 防 衛省令で定め お け Ś る月に支給する 同 項 規定する 額  $\mathcal{O}$ 第

2 きる若年定 た者の相 者の遺族に支給し、支給すべ 第二十七条の 各号に定めるところにより、 たものが次の各号の 続 年退職者で第二十七条の五 人に支給する。 二の規定により いずれかに該当するときは、 、き遺族 給付金の支給を受けることが 当該各号に定める給付金をそ 第 がないときは、 項の規定による申 それぞれ 当該死亡 で

#### (略)

同 省令で定める月に支給する。 おける第二十七条の五 条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合 得金額をその者の退 第二十七条の五第一 退 職の翌年以後に 項 職 第二項に の翌年における所得金額とみなして おいて死亡した場合  $\mathcal{O}$ 規定による給付金の支給を受け 規定する額の給付金を その者の平均 防衛 Ź

### 3~9 (略)

10 きる者を除く。)について準用する。 死亡した若年定年退 項中「その者の退 を受けたもの又は第 の支給を受けることができる者 る日」とあ 十七条の六の規定は、 と の相 翌年」とあるの 続 同条第二項中 人であるも るの 職者に係る給付金の支給を受けることが は 一職した日の属 は 一回目の給付金の支給を受けた若年定 防 の」と、 「支給を受けたもの」とあ 「若年定年退職 衛省 第 令 項又は第二項の規定により給 で定める日」と、 する年の (退職し この場合におい 第 口 者の退職 した日の 目の給付金及び 翌々年の 属する年に  $\mathcal{O}$ 防衛省令 るの . て、 翌年 「その 以 は 同 洃 降 者 条 で

二回目の給付金を内閣府令で定める月に支給する。一項の規定を適用した場合における同項に規定する額)の第

2

当該 きる若年定年退職  $\mathcal{O}$ をしたものが次 た者の相続 者の遺族に支給し、 第二十七条の二の規定に [各号に定めるところにより、 人に支給する。 の各号の 者で第二十七条の五第一項の規定による申 支給すべき遺族がないときは、 いずれ より給付金の支給を受けることが かに該当するときは、 当該各号に定める給付金をそ 当該死亡 それぞれ 出

#### (略)

府 同条第二項及び第 所得金額をその者 前 おける第二十七条の 令で定める月に支給する。 第二十七条の 退職の 翌年以後において死亡した場合 五. で 退 第一 二十七条の 五第二 一職の翌年における所得金額とみなして 項の規定による給付 一項に規 四第三項の規定を適用 定する額の 金 給 その 支給を受け 者の平: 金を内 した場合

### 3~9 (略)

10

年退 の退 支給を受けたも の各年」と、 で定める日」とあ 第一項中「その者 きる者を除く。 死亡した若年定年退職者に係 付金の支給を受けることができる者 第二十七条の六の規定は、 職 職 者の の翌年」とあるの 相続 同条第二 )について準用する。 の又は第 人であるもの」と、 いるのは  $\mathcal{O}$ 退職 項中 は 「内閣府令で定め た日の 回目 「支給を受けたもの」 若年定年退 る給付金の支給を受けることが 第一  $\mathcal{O}$ 給付金の支給 属する年 項又は第一 (退 この場合におい 第 職 職 回目 る日」と、 の翌々年の 者 た日  $\mathcal{O}$ 項 口の給付金及び次和を受けた若年定 退 の規定により とあるのは 職の 0 属する年に て、 翌年 内閣府4 「その 以 同 者 令 条 降 で

項に 給 及び 付 金又は 次条第 項 同 条第三 て準用する前項」 0 規定によ 同 条第 項の規定による給付 中 る給 前 一項の規定による給: 項 付 と、 **金** とあるの とあ 「前条第 金 るの は とあるのは は 付金」と読 第二十 項の規定による給付 「第二回 七 み替えるも 第二回 条 目  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 給 九 第 付 冒 金

# 第二十八条の二 (略)

年法 手当若しくは 手当及び」 らの 律第二百六十六号) 同法第九条中 衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の 合計額」と、 とあるのは 防 衛 省  $\mathcal{O}$ 同法第十条第一 般 職 第二十八条の規定による退職手当 条の規定による退 の退 員 般の退職手当、  $\mathcal{O}$ **心職手当**」 給与等 に関 とあるのは 項第一号中 する法律 職手当及び」 防 衛省  $\mathcal{O}$ 適用につい (昭 職 昭和二十七般の退職 蒷 般 とする の給与 の退 又は 職 7 2

### 3 • 4 (略)

5 準 規定による」とあ は とあるのは ただし書に規定する自衛官とし 衛 用する。 一十八条の二 国家公務員退職 定独立 官に任用された日」 月数 な つた日又は退 この場合におい 行 政 国家公務員法第百八条の 「学生としての正規の課程を終了し、 法 第五項において準 るの 人等の 至当法第七条第二項及び第四項 職した は 労働関係 防 て、 衛省 日 同条第一 退職 ての 用する第二項の規定による」 に関する法  $\mathcal{O}$ 職 在職期 員 た日」とあるの 六第一項ただし書若しく 同 条第四 項中 の給与等 間 頃 職 の計 昭 中 員 の規定は、 引き続 算に 和 関 となった日 前 する は 二十三年 つい 三項 事 V 務 律  $\mathcal{O}$ て 7 前

> 金及び 項にお 条第  $\mathcal{O}$ の給付金又は同条第一 とする。 次条第 項 11 同 条第三 て準用する前項」と、 規 定 項の による給 中 規定による給付 二項 前 付 0 項」とあ 規 金 定による給付金」と読 とあ 「前条第 るの 3 金 は  $\mathcal{O}$ とあるの 項の規定による給 第 第 十七 は 口 み替えるも 条の 第 目  $\mathcal{O}$ 九第 □ 付 目 付 + 金

# 第二十八条の二(略)

等に関う は、 手当及び」とあるのは これらの合計額」と、 年法律第二百六十六号) 手当若しくは防 自 同法第九条中 衛官に対する国家公務員退職手当法 する法律 衛庁 第二  $\mathcal{O}$ 般 同法第十条第一項第 職 第二十八条の規定による退職手当又は 条の規定による退職手当及び」とする 員 0 般の退職手当、 の給与 退職 手当」 12 とあ 関 す  $\mathcal{O}$ る法律 防 一号中 るの 規定 衛庁 は  $\mathcal{O}$ 適用に  $\mathcal{O}$ 職 員 般 和般 の退 0 0) <u>一</u> 0 給与 退 職 七 職

### 3 • 4 (略)

5

準 は 第二十八条の二第五項に 規定による」とあ 官等となつた日又は退 自 」とあるの 項 -用する。 衛官に任用され ただし書に規定する自 特 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四 定 独 立行政法 この場合において、 (国家公務員法第百八条の六第 「学生としての正規の課程を終了 人等 るの た日」と、 は職 の労働関係 おいて準用する第二項の規定による」 衛官とし 防 た日」と、 衛庁 退 同 に関 職 条第 ての  $\mathcal{O}$ した日」 職 する法律 員 在 同 条第 項 職  $\mathcal{O}$ 給与 期 中 一項ただし書若しく とあるのは 兀 間 等 項 職員となった  $\mathcal{O}$ 項 計算に 中 0 和 関 引き続いて 規定 ける法 前 うい は、 項 事 7  $\mathcal{O}$ 務 日

を同項」と読み替えるものとする。
つた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなか法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又

審議会等への諮問)

第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項  $\mathcal{O}$ するときは、 て準用する場合を含む。 定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとすると しくは弁明の機会に関する手続を定め、 十条 0 一十号) 又は第二十七条の六第四項 意見を聴かなけれ 防衛大臣は、 第八条に規定する機関をい 審議会等 ばならない。 第三条第 (国家行政組 )の規定に定める処分の理由 (第二十七条の九第十項におい 項、 織法 . う。 第十二条第二項 若しくは変更しようと 昭 で政令で定めるも 和二十三年法律第 の通 若しくは 知若  $\mathcal{O}$ 規

附 則

1 · 2 | (略)

3 の施 支給については、 給について異議のある者は、 係る給与のうち公務 ることができる。 行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律 員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与又は この法律施. 年法律第百 条の規定は 国家公務員災害補償法第二十四条、 なお従前の例による。 行前において支給すべき事由の生じたも 上の災害に対する補償に相当するもの 六十七号) この場合について準用する。 防衛大臣に対して、 に基づ いて国が支給する職 ただし、 審査を請 労働基準 第 求す の支に 法等  $\mathcal{O}$ (昭  $\mathcal{O}$ 給

を同項」と読み替えるものとする。つた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなか法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又

(審議会等への諮問)

第三十条 ときは、 意見を聴かなければならない。 は弁明の機会に関する手続を定め、 用する場合を含む。)の規定に定める処分の理由 又は第二十七条の六第四項 よる内閣府令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、 十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の 第五十四条に規定する機関をい 長官は、 審議会等 第三条第 (内閣 府設置法 (第二十七条の九第十項において準 項、 · う。 第十二条第二項若しくは (平成十 若しくは変更しようとする で政令で定めるもの 年法律第八十九号 の通知若しく 規定に  $\mathcal{O}$ 

附則

· 2 (略)

3 1

での規定はができる。 付で、 について異議のある者は、 る給与のうち公務上の災害に対する補償に 和二十二年法律第百六十七号) の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関 支給については、 規定は、 員に係る公務上 この法律施行前において支給すべき事由 国家公務員災害補償法第二十四 この 場合について準用する。 なお、 の災害に対する補償に相当する給与又は 従前の例による。 長官に対して、 に基いて 玉 条か 但し、 相当するも [が支給する職 審 査を請求すること  $\mathcal{O}$ でする法語 労働基準法等 生じたもの 順員に係 律  $\mathcal{O}$ 支給 昭

4 •



4 • 5



日 本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律 (昭和二十八年法律第二百四十六号) () 則第二

傍線部分は改正部分)

内

十九条関係

第 2 第 3 2 載 出 滞なくこれを市 け る市町村長 定める手続に従い ならない。 衛省令の定めるところにより、 うない。 を経由して、 有 ń した書面を当該 損 知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、 異議の申出  $\mathcal{O}$ 防衛大臣は、 市町村長は、 あ 衛大臣は、 無及び損失を補償すべき場合には、 ばならない。 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、 0 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、 た日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及 の申 (特別区の区長を含む。 前項の書類を受理したときは、補償すべき損失 損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければな 請 町村長を経由して当該申請者に通知しなければ 前項の申請書を受理したときは、 前項の規定による申出があつたときは、 改 申請 防衛大臣に対して異議を申し出ることがで 書に添えて、 正 その者の住所の所在地を管轄す これを防衛大臣に送付 以下この条において同じ。 補償の額を決定し、遅 案 大臣に送付しなるの意見を記 防衛省令で その 同項の 申 防 第三条 第二条 3 2 2 定める手続に従 載した書面を当該申請書に添えて、 ばならない。 る市町村長 の申出のあ 通知を受けた日の翌日から起算して三十日以 ればならない。 損失の有無及び損失を補償すべき場合には、 閣府令の定めるところにより、 が )を経由して、 遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなけ なければならない。 損 内 できる。 内閣総理大臣は、 市町村長は、 失補 閣総理大臣 (議の申出) 前条の 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、 償 0  $\mathcal{O}$ (特別区の区長を含む。 た日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有 規定による損失の補償を受けようとする者は、 申 は、 損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなけれ 前 現 項 前項の規定による申出が 内閣総理大臣に対して異議を申 前項の書類を受理したときは、 0 申請書を受理したときは、 その者の住所の所在地を管轄す これを内閣総理大臣 以下この条において同じ。 行 分内に、 あつたときは、 補償の額を決定し その意見を記 補償すべ し出ること 内 閣 府令で 同 に送付 項

き

 $\mathcal{O}$ 

申出人に通知しなければならない。無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを

律第四十七号)(附則第三十条関係)○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律 (昭和三十一年法

2 1	
えるものとする。 「自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)」と読み替 は、「自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)」と読み替 七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるの 一 国立国会図書館支部防衛省図書館の長その他の職員の任免に 所 則	
る。   法 (昭和二十   本 (昭和二十	改
るものとする。 「自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)」と読み替条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのいては、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十国立国会図書館支部防衛省図書館の長その他の職員の任免に(略)	正
六十五号) 三年法律第五 三年法律第五 三年法律第五	案
と き き を を を を の を の を の を の の 十 に 2 1	
1 (略) 七条第一号た、 七条第一号た、 は、「自衛隊	
は、「自衛隊法」と読み替えるものとする。七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのついては、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十国立国会図書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の任免に(略)	現
き読み替えるものとする。 書及び第十九条中「国家会会図書館法(昭和二十三年 会図書館法(昭和二十三年	
法」と読み替えるものとする。だし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるの立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の任免に書館	行

(傍
線部
部分
は
改正
部
分

(設立及び業務)  2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁についっては、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。  第三条 (略)  (管理)  (管理)	改 正 案
(設立及び業務) (認立及び業務) (認定及び業務) (認定及び業務) (認定の名と関連を表示の名と、の名と、の名と、の名と、の名と、の名と、の名と、の名と、の名と、の名と、	現 行

該各省各庁の所管する独立行政 、をもつて組織する組合を代表し、 法人の職員又は公社の その業務を執行 ける。 所 属  $\mathcal{O}$ 

職

2

略

附 則

自 衛官の退職 共済年金の支給開始 年齢等の特例

おいて「若年定年退職自衛官」という。)のうち附則別表第三 十二条の 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 年法律第二百六十六号) 分に応じ、 - 二条の三の規定の適用に 上欄に掲げる者(政令で定める者を除く。)に対する附則第 (同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この 九 同条第一号中「六十歳」とあるのは、 衛省  $\mathcal{O}$ 職 第二十七条の二に規定する若年定年退 員の給与等に関 ついては、 同表の上欄に掲げる者の する法律 (昭 それぞれ同 和二十七 条に 第

業務を執行する。 員又は公社の 庁  $\mathcal{O}$ 所属 の職員及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職 所属の職員をもつて組織する組合を代表し、

その

2 略

附 則

自 衛官の退職 共済年金の支給開始年齢 等 0 特例

職者 おいて「若年定年退職自衛官」という。)のうち附則別表第三 区分に応じ、 十二条の三の規定の適用については、 の上欄に掲げる者(政令で定める者を除く。 年法律第二百六十六号) 十二条の九 表 0 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 (同条ただし書の規定に該当する者を除く。 同条第 防衛庁 一号中  $\mathcal{O}$ 職 第二十七条の二に規定する若年定年退 員 の給与等に関 「六十歳」 同表の とあるのは、 する法律 oのは、それぞれ同 の上欄に掲げる者の )に対する附則第 以下この条に 昭和二十

2 3 略

3

○駐留軍関係離職者等臨時措置法 (昭和三十三年法律第百五十八号) (附則第三十三条関係)

	改正案	現
	(職業訓練等についての特別措置)	(職業訓練等についての特別措置)
第	第十条 (略)	第十条 (略)
2	(略)	2 (略)
3	防衛施設庁長官は、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六	3 防衛施設庁長官は、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六
	十四号)第四条第二十五号に掲げる事務として、第二条第一号	十四号)第五条第二十五号に掲げる事務として、第二条第一号
	に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やか	に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やか
	に他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催	に他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催
	等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずるこ	等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずるこ
	とができる。	とができる。

_
( 傍
線
部部
分
は
改
デ
部
分
<u>ر</u>

せ、又は運転してはならない。等(次条第一項において「整備不良車両」という。)を運転さ	の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両これに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通る防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法第十四条若しくは		賃任を育ける皆又は重伝督は、その表置が首各重送車両去第三第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について(整備不良車両の運転の禁止)	改 正 案
させ、又は運転してはならない。両等(次条第一項において「整備不良車両」という。)を運転	通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車はこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交る防衛庁長官の定め。以下同じ。)又は軌道法第十四条若しく	法律第百六十五日自衛隊の使用するれに基づく命令の	責任を育する者又は重运針は、その表置が首各重送車両去第三第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について(整備不良車両の運転の禁止)	現

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(附則第三十四条第二号関係)

3 (略) 規定する部隊等を派遣することができる。 又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に	急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命名を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命名に通知することができる。この場合において、当該通知を受まに通知することができる。この場合において、当該通知を受第六十八条の二 (略)	改正案
3 (略) 条に規定する部隊等を派遣することができる。 条に規定する部隊等を派遣することができる。 人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八	に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特該市町村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を第六十八条の二 (略)	現

○大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号) (附則第三十四条第三号関係)

規定するに対し、	2 本部長は、	第十三条 (本部)	
規定する部隊等の派遣を要請することができる。に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、	. #	-三条 (略)(本部長の権限)	改
部隊等の派遣を要請することができる。自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の支援を求める必要があると認めるときは、	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、		正
新 前 で きる。	かつ迅速に実施		案
第 八 条 に 西	施する ため	<u> </u>	
に規定する部官に対し、自	長	第十三条 (略)(本部長の権限	
隊衛援	地震防災応急	哈 惟 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	現
隊等の派遣を要請することができる。 衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)援を求める必要があると認めるときは、時	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、		
万 [#	つ迅速に実施す		行
) 第 作 条	っるため		

○対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号) (附則第三十四条第四号関係)

		2	0	烘		
<b>ි</b>	六条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「防衛大臣」自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行う場合には、	3 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者が	2 (略)	第十九条 (略)	(自衛隊についての特例)	改
	産業大臣」とある入り、検査又は既	が条約の定めるよ			特例)	正
	行う	こころにより指定				案
<u>.</u>	と第十	正する者が 3	2	第一		
する。	六条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行	国際連合事務総長が条約の定め	(略)	第十九条 (略)	(自衛隊についての特例)	現
	「経済産業大臣」とあるのは、「防衛庁長官」とに立ち入り、検査又は質問を行う場合には、第十	務総長が条約の定めるところにより指定する者が				行

○原子力災害対策特別措置法 (平成十一年法律第百五十六号) (附則第三十四条第五号関係)

5~9 (略) 5~9 (略)	一つ    一	「できたです。」では、「できないです」では、「できないです」である。   「できないできないです」では、当該原子力災害対策本部の緊急事   4 原子力災害本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事   2・3 (略)	第二十条(略) 第二十条(略) 第二十条(略) (原子力災害対策本部長の権限) (原子力災害対策本部長の権限)	改   正   案
	条に規定する部隊等の派遣を要請することができ長官に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六战)自衛隊の支援を求める必要があると認めると	施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事対	限)	行

○周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号) (附則第三十四条第六号関係)

改正案	現
(船舶検査活動の実施の態様等)	(船舶検査活動の実施の態様等)
第五条 防衛大臣は、基本計画に従い、船舶検査活動について、	第五条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について
実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自	、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、
衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。	自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
2   防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を	2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動
実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を	を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)
指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船	を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該
舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交し	船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交
て行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明	して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と
確に区別して指定しなければならない。	明確に区別して指定しなければならない。
3~6 (略)	3~6 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号) (附則第三十四条第七号関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現	行
第十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保」第(自衛隊の部隊等の派遣の要請)	第十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係(自衛隊の部隊等の派遣の要請)	<b>凶</b> 域に係る国民の保
維	置(治安の維	除く。 次項及び第二
十条において同じ。)を円滑に実施するため必要があると認め	十条において同じ。)を円滑に実施するため必要があると認	め必要があると認め
るときは、防衛大臣に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百	るときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法(昭	昭和二十九年法律第
六十五号) 第八条の部隊等(以下「自衛隊の部隊等」という。	等(以下「自	衛隊の部隊等」という
)の派遣を要請することができる。	。)の派遣を要請することができる。	
2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われない場合にお。	2 対策本部長は、前項の規定による要請が行	が行われない場合にお
いて、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円	いて、当該都道府県の区域に係る国民の保護	護のための措置を円
滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛大臣	滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、	るときは、防衛庁長
に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。	官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。	ことができる。
3 (略)	3 (略)	
(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)	(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)	
第二十条 (略)	第二十条 (略)	
2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その 3	2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、	さないときは、その
旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑	旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護の	のための措置を円滑
に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡する	に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官	の衛庁長官 に連絡す
ことができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、そ	ることができる。この場合において、防衛庁	庁長官は、速やかに
の内容を対策本部長に報告しなければならない。	、その内容を対策本部長に報告しなければな	ばならない。
(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)	(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)	<b>組織</b> )
第二十八条 (略) / 一	第二十八条 (略)	

2 • 3 第四十条 2 • 第三十八条 8 7 4 5 \ 8 4 5 8 三~八 て、 三~八 があると認めるときは、 の会議に出席させるものとする。 (市町村協議会の組織) (都道府県協議会の組織) 委員は、次に掲げる者のうちから、 委員は、次に掲げる者のうちから、 防衛大臣は、 た者に限る。 に所属する者及び航空自衛隊 自衛隊に所属する者 略 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、 国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要 (略) (略) 略) (略) (略) (略) (略 都道府県対策本部長の求めがあった場合にお その指定する職員を都道府県対策本部 (任命に当たって防衛大臣の同意を得 に所属する者 都道府県知事が任命する 市町村長が任命する。 海上自衛隊 4 7 4 2 • 第四十条 2 • 第三十八条 8 2 5 \ 8 5 8 二 自衛隊に所属する者 いて、 二 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、 要があると認めるときは、 三~八 部の会議に出席させるものとする。 (市町村協議会の組織) (都道府県協議会の組織 委員は、次に掲げる者のうちから、 委員は、次に掲げる者のうちから、 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあった場合にお 得た者に限る。 隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者 (略) 国民の保護のための措置の実施に関 (略) 略) (略) 略) (略) 略 (任命に当たって防衛庁長官の同意を その指定する職員を都道府県対策本 市町村長が任命する。 都道府県知事が任命する し連絡調整を行う必 海上自

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号) (附則第三十四条第八号関係)

(略)			第九条第一項	(略)	I 了 了 是 三 I	頁をが育三頁	びに第九条第二	第七条第二項並	(略)	下欄に掲げる字句	欄に掲げる規定中	利用の確保について準用する。	第十一条 第七条か	(準用)	改
(略)		港湾管理者	(略)	(略)				港湾管理者	(略)	ト欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、		第七条から第九条までの規定は、		正
(略)	と。) 医及び防衛大臣を除	管理者(国土交通大	(略)	(略)	日できる。	方	(国土交通大臣及び	飛行場施設の管理者	(略)	する。	字句は、それぞれ同表の	この場合において、次の表の上	は、特定の飛行場施設の		案
(略)			第九条第一項	(略)	I 7 7 7 7 7 7 7 7	頁及が育三頁	びに第九条第二	第七条第二項並	(略)	下欄に掲げる字句	欄に掲げる規定中	利用の確保につい	第十一条 第七条か	(準用)	現
(略)		港湾管理者	(略)	(略)				港湾管理者	(略)	字句に読み替えるものとする。	定中同表の中欄に掲げる字句は、	て準用する。この場	条から第九条までの規定は、		
(略)	除く。)	管理者(国土交通大	(略)	(略)	) 育 子 子 育 で う で う で う で う で う り く う り く う り く う り く う り く う り く り く	方野庁長守た余く。	(国土交通大臣及び	飛行場施設の管理者	(略)	する。	字句は、それぞれ同表の	ついて準用する。この場合において、次の表の上	は、特定の飛行場施設の		行

○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法 (昭和三十六年法律第百九十九号) (附則第三十五条第一号関係) (傍線部分は改正部分)

のあつせんを防衛施設庁長官に申請することができる。特殊海事損害についてアメリカ合衆国に対して行う賠償の請求第二条 被害者は、防衛省令で定めるところにより、その被つた(請求のあつせんの申請)	改 正 案
のあつせんを防衛施設庁長官に申請することができる。特殊海事損害についてアメリカ合衆国に対して行う賠償の請求第二条 被害者は、内閣府令で定めるところにより、その被つた(請求のあつせんの申請)	現 行

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号) 二号関係) (附則第三十五条第

(傍線部分は改正部分)

定める。	ための手続その他その執行について必要な細則は、防衛省令で第二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施の 第(防衛省令への委任)	改正案
定める。	ための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で第二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施の(内閣府令への委任)	現

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第三十六条関係)

省       業の実施に関する事務であつて総         (略)       (略)       (略)       (略)       (日本)	務省令で定めるもの		もの	務省令で定めるもの	
る実施機関又は       よる災害に対する補償又は福祉事       定する実施機関又は         (略)       事       一 (略)       (略)       百二十一 人事院若し       日家公務員災害補償法(防衛省の       百二十一 人事院若し       日家公務員災害補償法(防衛省の       百二十一 人事院若し       日本法律第百九十一号       日本法律第三九十二号       日本会社会       日本会社会会社会       日本会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会会社会	業の実施に関する事務であつて総	防衛庁	る事務であつて総	業の実施に関す	防衛省
二条第一項に規       よる公務上の災害若しくは通勤に       )第三条第一項に規         二条第一項に規       よる公務上の災害若しくは通勤に       )第三条第一項に規         (略)       事       (略)       百二十一人事院若し人事院若し人事院若し人は国家公務員災害補償法(防衛省のと関する法律(昭和二十六日本)とは国家公務員災害補償法(防衛省のと関する法律(昭和二十六日本)とは国家公務員災害補償法(防衛省の日本)とは国家公務員災害・補償法(昭和二十六日本)とは国家公務員災害・補償法(昭和二十六日本)とは国家公務員災害・利益を受ける国の機関の、       財表第一(第三十条の七関年の七関年法律第百九十一号を含む。)に       日本法律第百九十一号を含む。)に       日本法律第百九十二号を含む。)に       日本法律第百九十二号を含む。)に       日本法律第百九十二号を含む。)に       日本法律第百九十二号を含む。)に       日本法律第百九十二号を含む。)に       日本法律第五十二号を含む。)に       日本法律第五十二号を含む。       日本法律第五十二号を含む。       日本法律第五十二号を含むる。       日本法律法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書のより、日本法律書の	祉		る補償又は福祉事	よる災害に対す	定する実施機関又は
律第百九十一号       おいて準用する場合を含む。)に       年法律第百九十一号       おいて準用する場合を含む。)に       財表第一(第三十条の七関係)       財表第一(第三十条の七関係)       財表第一(第三十条の七関係)       国家公務員災害補償法(防衛省の(略))       財表第一(第三十条の七関係)       財表第一(第三十条の七関係)       国家公務員災害補償法(防衛省の(略))       財表第一(第三十条の七関係)       国家公務員災害       国家公務員災害       財表第一(第三十条の七関係)       国家公務員災害       国家公務員       国家公務員災害	よる公務上の災害若しくは通勤に	)第三条第一項に規	害若しくは通勤に	よる公務上の災	)第三条第一項に規
法(昭和二十六       二十七年法律第二百六十六号)に       補償法(昭和二十六       二十十八十二十六       二十十八十二十六       二十十八十二十六       二十十八十二十六       二十十八十二十六       二十十八十二十六       二十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十八十二十六       三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	おいて準用する場合を含む。)に	百	_	おいて準用する	年法律第百九十一号
国家公務員災害       職員の給与等に関する法律(昭和       くは国家公務員災害       職員の治身等に関する法律(昭和         (略)       事       別表第一(第三十条の七関係)         (時)       事       別表第一(第三十条の七関係)         (第三十条の七関係)       事         (略)       事         (路)       財表第一(第三十条の七関係)         (第三十条の七関係)       事		$\overline{}$		二十七年法律第	補償法(昭和二十六
一人事院若し       国家公務員災害補償法(防衛省の)       百二十一人事院若し       国家公務員災害補償法(防衛省の)       月表第一(略)       事       関表第一(第三十条の七関係)       事         (略)       正       第       財表第一(第三十条の七関係)       事         (略)       正       案       財表第一(第三十条の七関係)       事	職員の給与等に関する法律(昭和	くは国家公務員災害	関する法律(昭和	職員の給与等に	くは国家公務員災害
機     事     第     関表第一(第三十条の七関係)     事       七関係)     別表第一(第三十条の七関係)     事	$\overline{}$	_	$\overline{}$	国家公務員災害	百二十一 人事院若し
機     事     り表第一(第三十条の七関係)       おおいます     おおいます       おおいます     日本の七関係)       おおいます     日本の上のます       おおいます     日本のより       おおいます     日本のより       おおいます     日本のより       おおいます     日本のより       おおいます     日本のより       おおいます     日本のより       おおいます     日本のより <tr< td=""><td>(略)</td><td>(略)</td><td>略)</td><td>(</td><td>(略)</td></tr<>	(略)	(略)	略)	(	(略)
機   事     上関係)   別表第一(第三十条の七関係)     正   案     行		又は			関又は法人
正 案   別表第一(第三十条の七関係)     正 案			務	事	提供を受ける国の機
	区係)	一(第三		(係)	別表第一(第三十条の七関
	行	現	案	正	改

(傍線部分は改正部分)

〇防 衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和四十九年法律第百 号) (附則第三十七条関係)

、傍線部分は改正部分)

第 が 九 ことができる。  $\mathcal{O}$ 地 に及ぼす影響の 該 芾 あるときは、 域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の 用がその周辺 整備について特に配慮する必要があると認められる防 町村を特定防衛施設関連市町村として、 防衛大臣 防 衛 施 設 この場合には 当該防衛施設を特定防衛施設として、 は、 程度及び範囲その他の事情を考慮し、 地域における生活環境又はその周 周 改 辺 次に掲げる防衛施設のうち、 整 備 調整 交付 正 防衛大臣 案 それぞれ指定する あらかじめ 辺地 その設 当該周 また、 域 衛施設  $\hat{O}$ 置 施設 関係 開 又は 当 辺 発 第九条 周辺 することができる。 施設があるときは、 (特定防 内閣 衛 総理大臣は、 施設 周辺 現 整備 調 整交付

<u>〈</u> 匹

1政機関の長と協議するものとする。

2

略

(関係 行政機関 0 協力等

第 (略)

2 ことができる。 遂行について、 防衛大臣は、 関係 当該 行政 関 機関 係 行 政 の長による前項の整備に係る事務 機 関  $\mathcal{O}$ 長に対 意見を述べ る

損失補償の申

んる市 应 衛省令で定めるところにより、 条 町村長 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、 (特別区の区長を含む。 その者の住所の所在地を管轄 以下この条において同じ

行

め、 開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他 施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防 又は運用がその周辺地域における生活環境又はその 当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、 !地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用 関係行政機関の長と協議するものとする。 この場合には、 当該防衛施設を特定防衛施設として、 次に掲げる防 内 衛施 閣総理大臣 の事情を考慮し、 設 のうち、 それぞれ 周辺地 あらか その また 当該 指定 域 衛 0

<u>〈</u> 匹

2

略)

、関係行政機関 の協力等)

第 略

2 事 べることができる。 務の遂行につい 内閣総理大臣は、 関係行政 当該 関 係 (機関の長による前) 行 政 機関  $\mathcal{O}$ 長 対 項の整備に係る 意見 を述

、損失補償の 申請

第十 する市町村長 内閣府令で定めるところにより、 应 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、 (特別区の区長を含む。 その 者の住所の所在地を管轄 以下この条において同

- ならない。
  。)を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければ

(異議の申出)

できる。 | できる。 | できる。 | できる。 | できる。 | で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることがの通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項 | 第

に通知しなければならない。
び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申

ればならない。
。)を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなけ

- しなければならない。

  載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付する。
- ばならない。 遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなけれ損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき

(異議の申出)

とができる。
で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出るこの通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、内閣府令第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項

出人に通知しなければならない。無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申の申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、そ

(附則第三十八条関係)○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法○ (昭和五十二年法律第四十号)

(傍線部分は改正部分)

第 る十(別) 写条関ク	を を を を 対 府	第九条の地図	府令· 前項	第(異なり	第 図 、七 ( 並 直 条 地	
真及び書面実施機関	告しなけ 付すると して第五 ので り	実施機図等の交ない。	防衛で定の規定	係所有者、その旨	びにこれ 内 圏 関等の閲	
面を第八条第関の長は、第	てばなっなともに、そ条第一項の	関の長は、	令で定める事 ところに により代表者	の代表者の	· 関 府 の 長 は )	改
第一項の第五条確	へ。 の 地 る と こ	前条第二	項を実として	選出) 選出) なればな	及び骨で	正
代表者にないの協議等	旨 そ の よ り、	項の届出が	機 関 の ら れ	らない。	をめ項 一るの か般と地	案
交付したときは)等)	政令で定	あった	に届け出る日本には、内		閲覧に供ろにより	来
、関 関 す	める事項の代表者	ときは、内	なければ 別府令・		するとと と き さ と き は	
写条関科真 係に	ナルばなら とともに、 五条第一項	第九条 実	2 前項の規定	第八条 (関係所)	第七条 、直ちに は地図等	
<b>→ →</b>	って、現でなっている。	施 機 関 付		略 者 の け	る 、施の 5 万機 閲	現
を第八条第の長は、第元よる位置境界	へ。 の交付した旨その地図並びにこれに	の長は、前々	機関の長に届ったより、そのないより代表者	代表者の選出)	び 令 長 書 で は 面 定	) <u>-</u>
面を第八条第一項の代表者に交出関の長は、第五条第一項の地図だによる位置境界の確認の協議等)	ての他政令れに関するの、同条第	前条第二項の	機関の長に届け出なければならない。により、その住所及び氏名その他内間により代表者として定められた者は、	出 V <sub>2</sub>	真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、閣府令で定めるところにより、当該地図並び関の長は、第五条第一項の地図を作成した上覧)	
(者に交付)協議等)	で定める芸術の代表	の届出があ	名その他 <sup>1</sup>		に供するよの地図を作	行
面を第八条第一項の代表者に交付したときは、関の長は、第五条第一項の地図並びにこれに問による位置境界の確認の協議等)	、。の交付した旨その他政令で定める事項を公告しなめ交付した旨その他政令で定める事項を公告しな地図並びにこれに関する写真及び書面を交付するるところにより、同条第一項の代表者に対して第	つたときは、	府内		を一般の閲覧に供するとともに、そのめるところにより、当該地図並びにこ第五条第一項の地図を作成したときは	
は、 関 す	し する 第	内	で定め		、 び に こ に こ	

全員の協議により、 界を確認するよう求めなければならない。 係所有者に対 内閣 同条第 府 令 項の区域内の各筆の土地の位置境 防 衛省令で定めるところにより、

#### 2 3 略

位 置境界の確認等)

土地の間の境界について争いがある場合には、 協議の内容を通知しなければならない。 めるところにより、 項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界 以下同じ。 条 関係所有者は、 )が確認されたときは、 全員で、 第十条第二項の協議により第八条第 実施機関の長に対し、 内閣府令 当該境界を除く 防衛省令で定 その旨及び (隣接する

### 2 3

4 即 令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、 した図面及びその土地の地番 により立ち会つた者に署名押印させなければならない して確認され 実施機関の長は、 たときは、 前 項の規定により土地の位置境界が 直ちに、 所有者その他内閣府令・ その土地  $\mathcal{O}$ 位置境 同項  $\hat{O}$ 防 を 現 衛省 規定 地 に

> により、 るよう求めなければならない。 有者に対し、 同条第 項の区域内の各筆の土地 閣府令で定めるところにより、 の位置境界を確認 全員の協

### 2 • 3 略

位

置

直境界 の

確認

第 。以下同じ。 により、 土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く 項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界 を通知しなければならない。 全員で、 関係所有者は、 )が確認されたときは、 実施機関の長に対し、 第十条第二 一項の協 内閣府令で定めるところ その旨及び協議の内容 議により第八条第 (隣接する

### 2 • 略)

4 即して確認されたときは、 事項を記載した書面を作成し、 した図面及びその土地の地 つた者に署名押印させなければならない。 実施機関の長は、 前 項の規定により土地 番、 直ちに、 これに、 所有者その他 その 同項 土 地  $\mathcal{O}$ |内閣府令で定める  $\mathcal{O}$ 位置境界が現地 規定により立ち 位置境界を表 示

(傍線部分は
は改正部分
分

改正	案	現	行
(定義)		(定義)	
第二条 (略)		第二条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 この法律において「研究公務員」とは、	試験研究機関等に勤	3 この法律において「研究公務員」とは、	試験研究機関等に勤
務する次に掲げる国家公務員をいう。		務する次に掲げる国家公務員をいう。	
一 (略)		一 (略)	
二 防衛省の職員の給与等に関する法律(	(昭和二十七年法律第	二 防衛庁の職員の給与等に関する法律 (	(昭和二十七年法律第
二百六十六号)第四条第一項の規定に基づき別表第七	一づき別表第七に定め	二百六十六号)第四条第一項の規定に基づき別表第	金づき別表第七に定め
る額の俸給が支給される職員(その属す	(その属する職務の級が一級で	る額の俸給が支給される職員(その属する職務	っる職務の級が一級で
ある者を除く。)並びに同項の規定に基づき別表第六又は	一づき別表第六又は別	ある者を除く。)並びに同項の規定に基づき別表第六又は	4づき別表第六又は別
表第八に定める額の俸給が支給される職員、	員、同条第二項の規	表第八に定める額の俸給が支給される職員、	(員、同条第二項の規
定に基づき任期付職員俸給表に定める額の俸給が支給される	の俸給が支給される	定に基づき任期付職員俸給表に定める額	の俸給が支給される
職員及び防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第	· 律第百六十四号) 第	職員及び防衛庁設置法(昭和二十九年法	(昭和二十九年法律第百六十四号) 第
四十条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定	う者として政令で定	五十九条に規定する自衛官のうち研究を	のうち研究を行う者として政令で
める者並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三	する法律第四条第三	定める者並びに防衛庁の職員の給与等に	の給与等に関する法律第四条第
項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支	定める額の俸給が支	三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額	公に定める額の俸給が
給される職員		支給される職員	
三 (略)		三(略)	
(国の行う国際共同研究に係る損害賠償の	の請求権の放棄)	(国の行う国際共同研究に係る損害賠償の	の請求権の放棄)
第十条 国は、外国若しくは外国の公共的団	公共的団体又は国際機関と共	第十条 国は、外国若しくは外国の公共的団	団体又は国際機関と共
同して行う研究のうち政令で定めるものについて、	ついて、これらの者	同して行う研究のうち政令で定めるものについて、	について、これらの者

とができる。う。)に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄するこその他の政令で定める者(以下この条において「外国等」とい

## (略)

において準用する場合を含む。)に基づき取得した外国等に規定(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項償を行つたことにより国家公務員災害補償法第六条第一項の二十七条第一項において準用する場合を含む。)に基づき補 対する損害賠償の請求権 及び第十八条の規定 員災害補償法第十条、 定する職員につき生じた公務上の災害に関し、国が国家公務 条第一項又は防衛省の職員の給与等に関する法律第一条に規 家公務員災害補償法 当該研究が行わ れる期間において当該研究の活動により (昭和二-(防衛省の 第十二条から第十三条まで、 十六年法律第百九 職員の給与等に関する法律第 十一号) 第十五条 玉

とができる。う。)に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄するこその他の政令で定める者(以下この条において「外国等」とい

## (略)

規定 及び第十八条の規定 家公務員災害補償法 対する損害賠償の請求権 において準用する場合を含む。 償を行つたことにより国家公務員災害補償法第六条第一項 員災害補償法第十条、 定する職員につき生じた公務上の災害に関し、 条第一項又は防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条に規 一十七条第一項において準用する場合を含む。 当該研究が行われる期間において当該研 (防衛庁 の職員の給与等に関 (昭 (防衛庁の職員の給与等に関する法律第 第十二条から第十三条まで、 和二十六年法律第百九十一号) に基づき取得した外国等に (する法律第二十七条第一項)(災害補償法第六条第一項の 究の活 )に基づき補 国が国家公務 動によ 第十五条

(傍
線部
部分
は
改正
部
分

														別
防	環	海	気	玉	資	経	農	厚	文	消	総	警	内	表
		上				済								(第三条
衛	境	保	象	交	ネル	産	水	労	科	防	務	察	閣	条関係
		安		通	ギー	業	産	働	学					
省	省	庁	庁	省	庁	省	省	省	省	庁	省	庁	府	
														_

別表 (第三条関係) 環海気国資経農厚文消総防警内 

_
傍
1/4
線
部
分
は
改
÷
Ш.
部
分
23

「家公務員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法」、「国家公務員法第長」とあるのは「防衛大臣又はその委任を受けた者」と、「庁の長」とあるのは職員の給与に関する法律」と、第十一条第一項中「各省各 職の職員の給与に関土八条の三第一項においてその例によることとされる一般 律第十八条の三第一	「防衛省の職員の給与等に関する法」と同条第三項中「一般職の職員の給与」の給与に関する法例によることとされる「船職の職員」条の二第一項によ	(1976) ではのプレス・アン・アン・大きの後ょうでは、できないであるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第十八 法律」とあるのは律」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する 関する法律」と、いてその例によることとされる一般職の職員の給与に 三項においてその	二百六十六号)第十八条の二第一項又は第二十五条第 年法律第二百は「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七 とあるのは「条の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」 と、第七条の	免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)」 任免について権限を有力条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の 十一条第一項の規定にあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三 とあるのは「自衛隊法規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」 院規則」とあるのは「	いて準用する。この場合において、これらの規定中「人事」について準用する。国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員」は、国家公務員法第条。この法律(第二条及び第七条第六項を除く。)の規定 第十三条 この法律衛省の職員への準用) (防衛庁の職員への	
員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊るのは「防衛庁長官又はその委任を受けた者」と与に関する法律」と、第十一条第一項中「各省各三第一項においてその例によることとされる一般	のとそのは、の	律  にの	六十六号)第十八条の二第一項又は第二十五条第防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」	権限を有する者(以下「任命権者」という。)」の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三るのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」	<b> </b>	行

項の 第四十 当を」と読み替えるものとする。 関 与に関する法 与 額を減り ·隊員手当、 する法律第十一条第二項、 時間につき、同法第十九条に規定する勤務 規定による減額をして、 四条の五第一 .額して給与を」とあるのは 特別警備隊員手当、 一年第十五条の規定にかかわらず、五第一項」と、同条第二項中「一 俸 第十六条第二項又は第十八条第三 給、 特 殊作戦隊員手当又は営外手 航空手当、 防 中「一 衛省  $\mathcal{O}$ 乗組 その 般職 職 時 間当 員 手当、 勤務職  $\mathcal{O}$ 給与 たり Ũ 員 ない給 落下 等に の給

> 三項 給与に に関 <u>\</u> 下傘隊員手当、 給与額を減額して給与を」とあるのは  $\hat{O}$ 時 应 する法律第十一条第二項、 規定による減額をして、 間につき、 関する法律第十五条の 一十四条の五 特別警備隊員手当、 同法第十九条に規定する勤 項」と、 の規定にかかわらずと、同条第二項中 俸給、 第十六条第二項又は第十八条第 特殊作戦隊員手当又は営外 航空手当、 防 衛庁 中 ず、 務  $\mathcal{O}$ その 般 乗組手当、 職 時 間 職の 員の給与等 当たりの 勤 職 務しな 員 落  $\mathcal{O}$

手当を」と読み替えるものとする。

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) (附則第四十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

2 · 3 (略)	第九条 (略)	(国際平和協力業務等の実施)	7~13 (略)	度において、実施計画に定めるものとする。	ののうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限	あって自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるも	これらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務で	からへまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又は	6   自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イ	3~5 (略)	ト・チ (略)	大臣に委託することができる輸送の範囲	へ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛	イ〜ホ (略)	次に掲げる事項	二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する	一 (略)	2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。	第六条 (略)	(実施計画)	改正案
2 · 3 (略)	第九条 (略)	(国際平和協力業務等の実施)	7~13 (略)	て、実施計画に定めるものとする。	ののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度におい	あって自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるも	これらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務で	からへまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又は	6   自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イ	3~5 (略)	ト・チ (略)	庁長官に委託することができる輸送の範囲	へ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛	イ~ホ (略)	次に掲げる事項	二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する	一 (略)	2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。	第六条 (略)	(実施計画)	現

- 4 協力業務につい 及び実施要領に従い 防衛大臣 、て本部に 実施 計 自 長から要請があった場合には、 画に定められ 衛隊 0) 部隊等に国際平和協力業務を行 た第六条第六項の国 実施計 際平 画 和
- 5 略

せることができる。

6 ものとする。 協力隊は、 外務大臣 の指定する在外公館と密接に連絡を保 0

ŧ

のとする。

7 際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。 外務大臣の指定する在外公館長は、 外務大臣の命を受け、 玉

、関係行政機関 図の職員 の協力隊 の派遣)

第十二条 (略)

とする。この場合には、 には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるもの 員 とする。 てその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合 (以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。) につ 第二項の規定に基づき防衛大臣により派遣され 当 「該自衛隊 員は、 自衛隊に復帰するも た

7 9 (略)

(略)

|際平和協力業務を行わせるときは、 防衛大臣は、 第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に 当該自衛隊の部 隊等に所

> 4 和 行わせることができる。 画及び実施要領に従い 協力業務について本部長から要請があった場合には、 防 衛庁長官は、 実施計 自 一画に定められた第六条第六項の国 衛隊の部隊等に国際平和協力業務を 実施

際平

計

6 5

を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との関係に関する 項につい 第四 項  $\mathcal{O}$ ては、 規 定に基 この法律に定めるところによるほ て 自: I 衛隊  $\mathcal{O}$ 部 隊等 玉 協 力業務

7 理 大臣が決する。 協力隊は、 外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を 保

8 際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うも 外務大臣の指定する在外公館長は、 外務大臣 の命を受け、 のとする。

(関係行政機関 の職員の協力隊 への派遣

第 十二条 (略)

6 た隊員 のとする。この Ł 合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるも ついてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場 のとする。 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣され (以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。 場合には、 当該自衛隊員は、 自衛隊に復帰 じに ずる

7 9 (略)

略)

2 に 玉 防衛庁長官は、 |際平和協力業務を行わせるときは、 第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部 当該 自衛隊の 部隊等に 隊 等

玉

0

有することとなるものとし、 として隊員に任用され、 この場合において、 する自衛隊員 を、 期 派遣され 間を定めて協力隊に派遣するも 自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ 隊員として第四条第二項第三号に た自衛隊員は、 当該期間を任期 のとする

3

掲げる事務に従事する。

輸送の委託

若しくは航空機による物品の輸送 ヌ 実 大臣に 施 一十条 からョまでに規定する国際平和協力業務の実施のため の輸送又は物品の輸送を除く。 輸送又は物品の輸送を余く。これでは、の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災しの派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災しの派遣先国の国内の地域間及 のための船舶若しくは航空機による被災民の輸 対し、 本部長は、 第三条第三号ルに規定する国際平和協力業務 実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防 送又は同号 0 船舶  $\mathcal{O}$ 

委託を受け、及びこれを実施することができる。 海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、 海上保安庁長官は、 前項の規定による委託があった場合には 当該

2

3 委託 を受け  $\mathcal{O}$ 衛 大 主たる任務の遂 臣 は 及びこれを実施することができる。 第 項 行に支障を生じな 0 規定による委託があった場合に い限度にお は 自

> 期として隊員に任用され、 る。 せ有することとなるものとし、 所属する自衛隊員を、 掲げる事務に従事する。 この場合におい 期間 派遣された自衛隊員は、 自衛隊員の身分及び隊員の身分を併 を定めて協力隊に派遣するものとす 隊員として第四条第一 当該期間を任 項第三号

3

輸送の委託

第一 災民の輸送又は物品の輸送を除く。) 及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間 舶若しくは航空機による物品の輸送 号ヌからヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための 衛庁長官に対し、  $\mathcal{O}$ 実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同 本部長は、 第三条第三号ルに規定する国際平和協力業務 実施計 画に基づき、 (派遣先国の国内の地域 を委託することができる 海上保安庁長官又は で行われ る被 間 船

じない限度にお あ とができる。 った場合には、 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、 て、 海上保安庁又は自衛隊 当該委託を受け、 前 及びこれを実施するこ 項の の任務遂行に支障を生 規定による委託 が

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号) (附則第四十三条関係) (傍線部分は改正部分)

第四条削除	改正
(自衛官の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の措置) (自衛官の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の措置) (自衛官の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費に入院時食事療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の措置である。	案 現 行

○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号) ()別第四十四条関係)

派遣する場合には、当該職員の同意を得なければなら、「『後プ目の『『路を清記』』の同意を得なければなら	3	一~三(略)	く。)の派遣は、防衛施設庁長官が行う。	員 `	以下この項において同じ。)を派遣することができる。ただし関の業務に従事させるため、職員(政令で定める職員を除く。	るものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機	第二条 防衛大臣は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ず	(職員の派遣)	とする。	を除く。以下「職員」という。)の処遇等について定めるもの	十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員	府の機関等に派遣される防衛省の職員(国家公務員法(昭和二	づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政	第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基	(趣旨)	律	国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法	改正案
を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければなら、「関係」手官とに関係が言いますが、第一等の共気に、	3 坊衛庁長官又よ坊衛施設庁長官よ、第一項の規定こより職員2 (略)	一~三(略)	除く。)の派遣は、防衛施設庁長官が行う。	庁に所属する職員(防衛施設庁長官及び自営	。以下この項において同じ。)を派遣することができる。ただ機関の業務に従事させるため、職員(政令で定める職員を除く	ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの	第二条 防衛庁長官は、条約その他の国際約束若しくはこれに準	(職員の派遣)	とする。	を除く。以下「職員」という。)の処遇等について定めるもの	十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員	府の機関等に派遣される防衛庁の職員(国家公務員法(昭和二	づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政	第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基	(趣旨)	律	国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法	現

派遣の必要がなくなったときは、速やかに当該職員を職務に復第四条 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、派遣職員についてその

帰させなければならない。

# 2 (略)

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。)第六条 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律(

先の機関の業務を公務とみなす。

### 2 · 3 (略)

派遣職員に関する学資金の返還等)

については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。十五号)第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用第十一条 派遣職員に関する自衛隊法(昭和二十九年法律第百六

復帰させなければならない。の派遣の必要がなくなったときは、速やかに当該職員を職務に第四条 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、派遣職員についてそ

# 2 (略)

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

# 2·3 (略)

(派遣職員に関する学資金の返還等)

適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす十五号)第九十八条第四項及び第九十八条の二第一項の規定の第十一条 派遣職員に関する自衛隊法(昭和二十九年法律第百六

(傍線部
が分は改
正部分)

二 委員会の長(国務大臣を除く。)若しくは庁の長又は国の 三一 (略)	その者は、前条第三の者(環境大臣を除く)第	(免許等を行う者等への送付)  (免許等を行う者等への送付)	改 正 案
二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く。) 又は国の行政一 (略) 置をとらなければならない。 質の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措	号に掲げる者であるときは、二十二条第一項各号に定めるへの評価書の送付)	庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該評価学の長であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。 一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣(次号及び第二十六条第一項において「内閣である国務大臣(次号及び第二十六条第一項において「内閣が理大臣等」という。) 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。	現

(略)

2

(略)

、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは機関の地方支分部局の長。その委員会若しくは庁又は地方支機関の地方支分部局の長。その委員会若しくは庁又は地方支

○金融庁設置法 (平成十年法律第百三十号) (附則第四十六条関係)

れる官房及び局の数は、三以内とする。 2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置か 2	る庁とする。   る庁とする。   る庁とする。  第二十四条 金融庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定す 第二十四条 金(官房及て居の数等)	(写表 ) 改善) 改善) 本語 文
れる官房及び局の数は、三以内とする。	る庁とする。	

(傍線部分は改正部分)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (傍線部分は改正部分)(附則第四十七条関係)

得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 ついて、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動に(後方地域捜索救助活動の実施等)	け指れは	(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を実施する区域(以下に対域支援としての物品及び役務の提供の実施区域)を対域支援を表する。	改正案
を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動(後方地域捜索救助活動の実施等)	け指れは	(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施実施する区域(以下この条において「実施区域」という。) を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。) を実施する区域(以下この条において、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関、これについて内閣総理大臣の承において、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。) を非定するものとする。	現行

2 う。 助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」とい「防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救 )を指定するものとする。 2 防衛庁長官は、

3~7 (略)

(関係行政機関による対応措置の実施)

行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施す第八条(前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係

るものとする。

いう。)を指定するものとする。 救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」と2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索

3 7 (略)

(関係行政機関による対応措置の実施)

係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施第八条 前二条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関

するものとする。

- 182 -

_
傍
線
部
分
は
改
<del></del>
部
分
~

(百餐) 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、災害からの国民の保護、の整備並びに経済その他の広範な分野に関係するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係するための基盤に、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。 第四条 (略) 3 (略) 2 (略) 6 (略) 7 (略) 7 (本)	改 正 案
(日発)  2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他のの施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の方政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全を図ることを任務とする。  3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。  6 (略)  2 (略)  3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	現

五十八

五十九 略 略

六十・六十一 略

、内閣官房長官及び内閣官房 副 長官

第 定められている委員会 受けて内閣府 総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を の事務 内閣官房長官は (次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除 (法律で国務大臣をもってその長に充てることと (以 下 内閣法に定める職務を行うほ 「大臣委員会」という。)を除く か、 内閣

2 (略)

を統括し、職員の服務に

ついて統督する。

特命担当大臣)

第

策の統一を図るために特に必要がある場合においては、 とができる。 に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事 (これらの事務のうち大臣委員会の所掌に属するものを除く を掌理する職 内閣総理大臣を助け、 内閣総理大臣は、 ( 以 下 内 閣 「特命担当大臣」という。 命を受けて第四条第一項及び第二項 0) 重要政策に関して行政各部 を置くこ 内閣府 の施

2 (略)

副大臣

及び企画 副大臣は、 (大臣委員会の所掌に係るものを除く。 内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、 ) をつかさど 政策

> 五十七 略

五十八 略

五十九 防衛庁設置 法 昭 和 十九九 年法律第百六十 -四号) 第五

条に規定する事務

六十・六十一 略)

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を 内閣官房長官は、 内閣法に定める職務を行うほか、 内

の事務 定められている機関 受けて内閣府(法律で国務大臣をもってその長に充てることと (次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。 (以 下 「大臣庁等」という。 ) を除く。)

2 (略)

を統括し、

職員の服務につい

て統督する。

(特命担当大臣)

第九条 務 策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府 )を掌理する職 に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事 (これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。 内閣総理大臣を助け、 内閣総理大臣は、 (以下 特命担当大臣」という。 内閣の重要政策に関して行政各部 命を受けて第四条第一項及び第二項 )を置くこと  $\mathcal{O}$ 

2 (略)

が

できる。

(副大臣

第十三条

2 及び企画 副大臣は、 (大臣庁等の所掌に係るものを除く。 内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、 をつかさどり

り、 政務 (大臣委員会の所掌に係るものを除く。) を処理する|

3 5

(略)

(大臣政務官)

第十四条

(略)

2 る。 画し  $\mathcal{O}$ 政策及び企画 大臣政務官は、 政務 (大臣委員会の所掌に係るものを除く。 (大臣委員会の所掌に係るものを除く。) に参 内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、 )を処理す 特定

3 5 (略)

(事務次官)

第十五条

(略)

2 府務を整理し、 前項の事務次官は、 の各部局及び機関の事務を監督する。 内閣府 内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、 (宮内庁、 大臣委員会及び金融庁を除く

第三節 本府

第一款 内部部局等

(内閣府審議官)

第十六条 2 内閣府審議官は、 大臣委員会及び金融庁を除く。 (略) 命を受け、 内閣府 の所掌事務に係る重要な (宮内庁、公正取引委員

(議員)

政策に関する事務を総括整理する。

二十二条 議員は、 次に掲げる者をもって充てる。

<u>\{</u> 略)

兀 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている

3 5 略

政務

(大臣庁等の所掌に係るものを除く。) を処理する。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 Ļ の政策及び企画 大臣政務官は、 (大臣庁等の所掌に係るものを除く。) を処理する。 (大臣庁等の所掌に係るものを除く。) に参画 内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、

3 5 略

(事務次官)

第十五条 (略)

2 府務を整理し、 前項の事務次官は、 内閣府 内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、 (宮内庁、 大臣庁等及び金融庁を除く。

の各部局及び機関の事務を監督する。 第三節 本府

内部部局等

第一款

第十六条 (略)

(内閣府審議官)

2 会、 策に関する事務を総括整理する。 内閣府審議官は、 大臣庁等及び金融庁を除く。 命を受け、内閣府 0 所掌事務に係る重要な政 (宮内庁、 公正取引委員

第二十二条

議員は、 次に掲げる者をもって充てる。

(略)

兀

法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている

- 185 -

2 \( \) 五~七 委員会の長のうちから、 略 (略) 内閣総理大臣が指定する者 2 \ 4 五~七 委員会の長及び庁の長のうちから、 略 (略) 内閣総理大臣が指定する

(議員)

第二十九条 <u>\</u> (略) 議員は、 次に掲げる者をもって充てる。

第

議員は、

次に掲げる者をもって充てる。

兀

委員会の長のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

<u>\</u> 一十九条 (議員)

(略)

法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている 兀 委員会の長及び庁の長のうちから、 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている 内閣総理大臣が指定する

五~六 (略)

2 \ 4 (設置) 略

法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められてい 第四十九条 略

2 る前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、 委員会又は庁を置くことができる。 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められてい

3

(庁の内部部局)

第五十三条 を置くことができる。 庁には、 その 所掌事務を遂行するため、 官房及び部

2 充てることと定められている庁には、 前項の規定に か か わらず 法 律で 国 官房及び局を置くことが 務大臣をも 0 てその 長に

できる。

所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち別 3 の所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち 第一項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってそ 3

(庁の内部部局)

2

る前項の委員会には、

特に必要がある場合においては、

委員会

又は庁を置くことができる。

第四十九条

(略)

(設置)

2 \ 4

略

五~六

(略)

第五十三条 を置くことができる。 庁には、その 所掌事務を遂行するため、 官房及び部

2 項の規定にかかわらず、 法律で特命担当大臣をもってその

	第五十九条及び第六十条削除	NA C IEFET 2 Y C X車 Ei V	とし、これらの投置及び所掌事务の範囲は、致令で定める。三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるもの5.庁、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第一	部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。  3 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。 て、官房及び局を置くことができる。
第五十九条 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定め ある長官の命を受けて長官不在の場合その職務を代行する。 2 副長官の定数は、別表第二の副長官の定数の欄に定めるところによる。 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であるとことと定め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長であると言め、 をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受け、政策及び企画。	◯ 定 る 数 並	「「「「「「「」」」」	のあその所掌事務が主として改策の実施こ系るものである庁とびに第一項及び第四項の部(第二項及び第三項の庁以外の庁の6 庁、第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並る。	第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定め4 前二項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。 いて、官房及び局を置くことができる。 別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内にお

第六十一条

(庁の次長等)

るものとし、その設置及び定数は、政令で定める。 る長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができ 各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長であ 3

- 4 行 副長官の任免は、 天皇がこれを認証する。 その庁の 長である長官の 申出により内閣が
- 5 他の国務大臣がす 副長官は、 内閣総辞職の場合においては、 てその地位を失ったときに 内閣 総理大臣その これと同 時に

(長官政務官)

その地位を失う。

第六十条 れている各庁に、 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定めら 長官政務官を置く。

- 2 長官政務官の定数は 別表第二の長官政務官の定数の欄に定
- 3 めるところによる。 長官政務官は、 その庁の長である長官を助け 特定の政策及

び企画に参画し、

政務を処理する。

- 4 長である長官の定めるところによる。 各長官政務官の行う前項の 職務の範囲 いては その庁
- 5 内閣が行う。 長官政務官の任免は、 その庁の長である長官の申出により、
- 6 前条第五項の規定は 長官政務官について準用する。
- 第六十一条 (事務次官及び庁の次長等) 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定め
- 2 理し、 前項の事務次官は、 各部局及び機関の事務を監督する。 その庁の長である長官を助け 庁務を整

事務次官一人を置く。

られている各庁に、

とができるものとし、その設置及び定数は、 る庁以外の各庁には、 の長である長官を助け、 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められてい 特に必要がある場合においては、その庁 庁務を整理する職として次長を置くこ 政令で定める。

2

部を総括整理する職を置くことができるものとし、 職務及び定数は、 各庁には、 特に必要がある場合においては、 政令で定める。 その所掌事 その設置 務の

、官房及び局  $\mathcal{O}$ 所掌に属しない 事務をつかさどる職

第六十二条 準ずるものを置くことができるものとし、 属しない 庁には、 特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に 事務の能率的な遂行の 第五十三条第二項の規定により官房又は局を置く各 ためこれを所掌する職で局長に その設置、 職務及び

### 2 略

定数は、

政令で定める。

3 置くことができるものとし、 さどる職 各庁には、 務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを 特に必要がある場合においては、 その設置、 職務及び定数は、 前二項の職 政令  $\mathcal{O}$ 0 3

# |部部局の職

びこれに準ずる室 この条におい 六十三条 いう。)並びに第五十二条第三項及び第五十三条第五 五十三条第一項及び第三項の部 委員 て「局」という。 (会の事務局並びに第五十三条第二項 (以下この条において「課及びこれに準ずる (以下この条において「部」と 第五十二条第二項 の局 項の課及 並びに第 (以 下

4 てることと定めら 部を総括整理する職を置くことができるものとし、 各庁には、 務及び定数は、 特に必要がある場合においては、 れてい 法律 る庁以外の (法律で国務大臣をもってその長に充 庁にあっては、 その所掌事 政令) その 務

(官房及び局の所掌に属し ない 事 務をつかさどる職 める。

第六十二条 第五十三条第二項及び第三項の規定により官房又は 職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、 局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する 局を置く各庁には、 職務及び定数は、 特に必要がある場合においては、 政令で定める。 その設置 官房及び

### 2 (略)

は、 課長に準ずるものを置くことができるものとし、 及び定数は、 各 庁 前 (実施庁を除く。 一項の職のつかさどる職務の全部又は 政令で定める。 )には、 特に必要がある場合におい 部を助ける職で その設置、 職

4 実施庁には を助 その設置 範囲内にお ける職 職 で課長に準ずるものを置くことができるもの 1 特に必要がある場合にお 7 務及び定数は、 第二 一項の職 内閣府令で定める。 0 かさどる職 1 ては 務の 政令の定める 全部又は

#### (内部部 局 0 職

第六十三条 項並びに第五十三条第一項及び第四項の部 の局(以下この条において「局」という。)、 第六項及び第七項 て「部」という。)並びに第五十二条第三項並びに第五 委員会の の課及びこれに準ずる室 事務局 並びに第五十三条第二項及び第三 (以下この条におい (以下この条におい 第五十二条第 項

室」という。)に、 及び室長を置く。 それぞれ事務局長並びに局長、 部長、 課長

2 が できるものとし、 (以下この条において「官房」という。 第五十二条第二項並 その設置及び職務は、 びに第五十三条第 には、 政令で定める。 項及び第二項の官房 長を置くこと

3

4 ずるものを置くことができるものとし、これらの設置 6 しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職  $\mathcal{O}$ 定数は、 委員会の事務局又は官房、 職に 部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の 相当する職を置くときも、 政令で定める。 官房、 局若しくは部には、 局又は部を置かない庁にこれ 同様とする。 その で課長に準 所掌事 所掌に属 職務及 務 4

並びに局長、 て「課及びこれに準ずる室」という。) 房(以下この条において「官房」という。) 第五十二条第二項及び第五十三条第 部 長、 課長及び室長を置く。 一項から第三 には、 それぞれ事務局 長を置くこ 項までの 官

2

# 3

とができるものとし、その設置及び職務は、

政令で定める。

める。 5 な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くこと ができるものとし、これらの設置、 る職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的 官房及び部を除く。)には、 の職に相当する職を置くときも、 委員会の事務局又は官房、 官房、 局又は部を置かない庁(実施庁を除く。 その所掌事務 局若しくは 職務及び定数は、 同様とする。 部 の 一 (実施・ 部を総括 庁に置 政令で定 整理 カ れる す

5 は を所掌する職で課長に準ずるも れに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれ これら 様とする。 を置かない ん施庁に置かれる官房又は部 て、 の設置、 その所掌事務の 実 施庁にこれらの 職 一務及び 定数は、 部を総括整理する職又は課及びこ には、 0 職に相当する職を置くときも を置くことができるものとし 閣 政令の 府令で定める。 定める数 囲内

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 員会及び庁は、 めるもののほか、 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれ の定めるところによる。 次の表の上欄に掲げるものとし、 それぞれ同表の下欄の法律(これに基づく命 この法律に定 る委

員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、六十四条 別に法律の定めるところにより内閣・ るもののほか、 の定めるところによる。 次の表の上欄に掲げるものとし、 それぞれ同表の下欄の 法律

(これに基づく命

この法律に定

府に置

いれる委

第六十四条

内閣府に置かれる委員会及び庁)

取引委員 私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関

公正取引委員

|私的独占の禁止及び公正取引の

 金融庁
 金融庁設置法

 国家公安委員会
 警察法

 する法律

(官房及び局の数)

び局の数と合わせて、九十六以内とする。
、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は

(国会への報告等)

第六十八条 第九項、 第三項の規定により政令で設置される組織 第五十三条第四項、 をしたときは、 他これらに準ずる主要な組織につき、  $\mathcal{O}$ 六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは 規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。)その 第三十七条第二項、 政府は、 その状況を次の国会に報告しなければならな 第五十四条、 第十七条第三項、 第三十九条、 第五十五条、 その新設、 第六項、 第五十二条第四項、 (第五十二条第四項 第六十一条、 第七項若しくは 改正及び廃止 第

(略)

2

.

(特命担当大臣の掌理する事務) 附 則

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、 (特命担当大臣の掌理する事務の特例)

15年 | する法律

 金融庁
 金融庁設置法

 防衛施設庁
 防衛庁設置法

備考 防衛施設庁は、防衛庁に置かれるものとする。

(官房及び局の数)

基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とするれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に第六十六条 第十七条第一項及び第五十三条第二項に基づき置か

(国会への報告等)

第六十八条 ずる室を除く。 織 第九 告しなければならない。 の新設、 項若しくは第四項、 第五十三条第五項、 十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組 (第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準 項、 改正及び廃止をしたときは、 第三十七条第二項、 政府は、 )その他これらに準ずる主要な組織につき、 第六十二条第一項若しくは第二項又は第六 第十七条第三項、 第五十四条、 第三十九条、 第五十五条、 その状況を次の国会に報 第六項、 第五十二条第四 第六十 第七項若しくは - 一条第1 項、 そ

2 (略)

附則

(特命担当大臣の掌理する事務の特例)

第十条の特命担当大臣は、

同条に規定する事務のほ

第三条

- 191 -

期間	事	務
当分の間	附則第二条第一項第一号	万に掲げる事務
平成二十四年三	附則第二条第二項の表型	項の表平成二十四年三月
月三十一日まで	三十一日の項の下欄に掲	掲げる事務
の間		

(総合事務局の所掌事務の特例)

、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほかに

欄に掲げる事務二年の表平成二十四年三月三十一日の項の下二(略)

を掌理するものとする。 次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務

期間	事務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成二十四年三	附則第二条第二項の表平成二十四年三月
月三十一日まで	三十一日の項の下欄に掲げる事務  防衛
の 間	庁の所掌に属するものを除く。)
,	

(総合事務局の所掌事務の特例)

、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか

一 (略)

欄に掲げる事務 (防衛庁の所掌に属するものを除く。) 二 附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下

別表第一(第五十三条関係)

防衛施設庁

別表第二 (第五十九条、第六十条関係)

防衛庁     一人     一人       京     副長官の定数     長官政務官の定数				
副長	二人	一人	/	
	長官政務官の定数	副長官の定数	庁	

○国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第百十六号) (傍線部分は改正部分)(附則第四十九条関係)

1.4	4	3		2			第八			1.7	+-	団	第一		R/H	绺	绺	绺	绺	目次	
け、政策及び企画	各省に置かれる副	(略)		副大臣の総数は、			第八条 内閣府及び	(副大臣の設置)	第四章 副大	に副大臣の設置等に	ため、国家基本政治	国の行政機関におる	一条 この法律は、	(趣旨)	附則	第四章 副大臣の設置等	第三章 国家行政	第二章 国会法の	第一章 総則(第一	次	改
つかさどり	副大臣は、その機関			副大臣の総数は、二十二人とするものとする。			内閣府及び各省に副大臣を置くものとする。		副大臣の設置等	について定めるものとする。	策委員会の設置及ご	ける政治主導の政治				(第八条-	国家行政組織法等の一部改正(第五条	の一部改正 (第二条-	一条)		正
並 び	関の長である大臣の命を受			ものとする。			くものとする。			のとする。	国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並び	国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立する	国会における審議を活性化するとともに、			-第十二条)	止(第五条—第七条)	―第四条)			案
か		2					宏				が	する									
る大臣の命を受け、	4 各省及び各大臣庁に置	3 (略)	二十二人とするものとする。	2 副大臣及び副長官	いう。)に副長	の長に充てるこ	第八条 内閣府及	(副大臣及び副長官の設置)	第四章 副	に副大臣等の設	ため、国家基本	国の行政機関に	第一条 この法律は、	(趣旨)	附則	第四章 副大臣	第三章 国家行	第二章 国会法	第一章 総則(	月次	
政策及び企画	かれる副		ものとする。	長官(以下「副大臣等」	に副長官を置くものとする。	ことと定められている各庁	内閣府及び各省に副大臣を、法は	長官の設置)	副大臣等の設置等	に副大臣等の設置等について定めるものとする。	政策委員会の設置及び	おける政治主導の政策を				副大臣等の設置等(第八条――	国家行政組織法等の一部改正(第五条	国会法の一部改正(第二条―5	(第一条)		現
政務	大臣等は、その機関の長であ			(以下「副大臣等」という。) の総数は、		庁(以下「各大臣庁」と	法律で国務大臣をもってそ			のとする。	ため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並び	国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立する	国会における審議を活性化するとともに、			―第十二条)	(第五条—第七条)	-第四条)			行

一務を代行するものとする。 めその機関の長である大臣 の命を受けて大臣不在の場合その

- 5 前 機関の長である大臣の定めるところによるものとする。 三項の職務の範囲及び前項の職務代行の順序については、 副大臣が二人以上置かれた機関においては、 各 副大臣の行う そ
- 6 が 行 副大臣の任免は、 天皇がこれを認証するものとする。 その 機関の長である大臣の申出により内 閣 6
- 7 その地位を失うものとする。 の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、 副 大臣は、 内閣総辞職の場合においては、 内閣総理大臣その これと同時に 7

、副大臣会議

第 九条 副大臣会議を開くことができるものとする。 内閣府及び各省の政策等に関し相互の調整に資するため

(大臣政 務の設置

第十条 内閣府及び各省に大臣政務官を置くものとする。

2 大臣政務官の総数は、二十六人とするものとする。

3 大臣 内閣官房長官又は特命担当大臣) 政 務官は、 政務を処理するものとする。 その機関の長である大臣 を助け、 (内閣府にあっては 特定の政策及び企

画に参画し、

4 各大臣 長である大臣の 政務官の行う前項の職務の範囲については、 定めるところによるものとする。 その機関

5 がこれを行うものとする。 政務官の任免は、 その機関の長である大臣の申出により 5

6 内閣総辞職の場合においては、 内閣総理大臣

> 、並びにあらかじめその機 在の場合その職務を代行 するものとする。 関 2の長である大臣の命を受けて大臣

5 行う前二項の職務の範囲及び前項の職務代行の順序については その機関 副大臣等が二人以上置かれた機関においては、 この長である大臣の定めるところによるものとする。 各副-大臣

副大臣等の任免は、 その機関の長である大臣 の申出により内

閣が行い、 天皇がこれを認証するものとする。

にその地位を失うものとする。 の他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時 副大臣等は、 内閣総辞職の場合においては、 内 閣総理大臣

(副大臣会議)

第九条 資するため、 内閣府、 副大臣会議を開くことができるものとする。 各省及び各大臣庁の政策等に関し相互の調

(大臣政務官及び長官政務官の設置)

第十条 内閣府及び各省に大臣政務官を、 各大臣庁に長官政 務官

2 を置くものとする。 大臣政務官及び長官政務官 ( 以 下 「大臣<sup>·</sup> 政 務官等」

3 は、 企画に参画 大臣政務官等は、 の総数は、二十六人とするものとする。 内閣官房長官又は特命担当大臣)を助け、 政務を処理するものとする。 その機関の長である大臣 、内閣府にあって 特定の政策及び

4 関の長である大臣の定めるところによるものとする。 各大臣 政 **%**客官等 の行う前項の職務の範囲については、 その 機

大臣政務官等の任免は、その機関の長である大臣の申出 内 閣 がこれを行うものとする。 によ

大臣政務官等 は、 内閣総辞職の場合におい ては、 内閣総理 大

6

時にその地位を失うものとする。その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同

同時にその地位を失うものとする。臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと

(傍
お線
部
分は
改
正
部分
$\frac{1}{2}$

改正案	現行
(定義等)	(定義等)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲	2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲
げる自衛隊員(第一号、第三号及び第四号に掲げる自衛隊員に	げる自衛隊員(第一号、第三号及び第四号に掲げる自衛隊員に
ついては、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年	ついては、防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年
法律第二百六十六号。以下「給与法」という。) 第十一条の三	法律第二百六十六号。以下「給与法」という。) 第十一条の三
第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。	第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。
	)をいう。
一一一一(略)	一~十二 (略)
3 この法律において、「本省審議官級以上の自衛隊員」とは、	3 この法律において、「本庁審議官級以上の自衛隊員」とは、
次に掲げる自衛隊員をいう。	次に掲げる自衛隊員をいう。
	一~三 (略)
4 · 5 (略)	4 · 5 (略)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫理	2 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫
に関する訓令を定めることができる。	理に関する訓令を定めることができる。
3 防衛大臣は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員倫	3 防衛庁長官は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員
理審査会の意見を聴かなければならない。次項の規定による防	倫理審査会の意見を聴かなければならない。次項の規定による
衛施設庁長官の求めがあった場合についても、同様とする。	防衛施設庁長官の求めがあった場合についても、同様とする。
4 防衛施設庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防	4 防衛施設庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防
衛大臣に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めな	衛庁長官に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求め

け れ ならな

5 略

贈 写等の 報

第 時又は当該報酬 係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自 官及び自衛官を除く。 与等報告書を、当該四半 から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間 は当該支払を受けた報酬の価 合に限る。 規程 (であった場合に限 いう。 防衛大臣 他 に提出しなければならない。 四半期」という。 の財産上の 部員級以-で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等 )を受けたとき又は事業者等と自衛隊 ) は、 (防衛施設庁の職員で 利 の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊 上 益  $\mathcal{O}$ 一月から三月まで、 b, 自衛隊員  $\mathcal{O}$ 以下同じ。 供与若しくは供応接待 ごとに、 か 期の翌四 つ、 点は、 額 が 当該贈与 1半期の ある自衛隊員 次に掲げる事項を記載した贈 事業者等 件につき五千円を超える場 にあっては、 匹 等により受けた利益 初日から十四 月から六月まで、 か 5 以 員 (防衛施設庁 (の職 下 金 防 衛施 銭、 贈 日以内に を受け |衛隊員 一務との 設庁! 物品 与 七月 以 長 長 又 た 倫 関 そ

<u>〈</u> 匹

2 受けたときは、 防衛施設庁長官は、 ならな 当該贈与 前 項 等 報告 の規定により 書の 写 しを防 贈与等報告書 衛 大臣 に 送  $\mathcal{O}$ 付 提 しな 出 を

3 写 し及び前 衛大臣は、 「衛隊員! 倫理 項の 規定に 項 査 会に送付するものとする。  $\mathcal{O}$ 規定に より送付を受けた贈与等報告書の ょ 6り提出 を受け た贈 与 等 報告書 写.

3

休取

引

報告

な ば なら

5

汽与等

0)

第六条 の他の 長官) 与等報告書を、 下「四半期」という。 から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間 員であった場合に限り、 時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自 理規程で定める報酬の支払を受けたとき 係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊 という。 長官及び自衛官を除く。 合に限る。 は当該支払を受けた報酬 防衛庁長官 対産 に提出しなければならない 部員級以上 を受けたとき又は事業者等と自衛 正の は、 (防衛施設庁の職員である自衛隊員 利益 当該四半期の の自衛隊員は、 月から三月まで、  $\mathcal{O}$ )ごとに、 供与若しくは 以下同じ。 カュ の価額が一件につき五千円を超える場 、 つ、 翌四半 当該贈与等により受けた利 次に掲げる事 事 業者等 期の初日 供 四月 応接: にあ (当該贈与等を受けた いっては、 から六月まで、 待 か いら十二 隊員 5 (以 下 ,項を記載 0 (防衛施 -四日以-職務との 銭、 衛施 贈 与等 七月 方に た贈 益又 衛隊 設庁 品 関

应

2 なけ 受けたときは、 防 衛施設庁長官 ば なら 当該 は、 贈 与等 前 項 報告書の 0 規定により 写 を 贈 防 与 衛庁 等報告書の 長官に送付 提 出

書 0 防 衛庁 し及び前 衛隊 長官は、 員倫 項 理  $\mathcal{O}$ 第 規定により送付を受け 審査会に送付するものとする。 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ ŋ 提 出 を受け た贈与等報告書の 写

取引等

 $\mathcal{O}$ 

報告

銘柄、 等」という。)について、 株取引等報告書を、 級以上 が発 株 衛施設庁長官)に提出しなければならない。 予約権付社債券が発行され 債券をい 行され 衛大臣 下この 数及び対価の 0 自衛隊員である間に行ったものに限 券、 省 審 項 7 議 (防 E V 株引受権 官 お たとす 株 魔施設庁の職員である自衛隊 級 額 券 毎 いて同じ。 以 年、 並びに当 上 新株 証  $\mathcal{O}$ 三月 当該株取 ばこれらに表示され 自 引受権 衛 )の取得又は 「該株取引等の年月日を記 :隊員 ていない場合に 株 日から同月三十 は、 引等に係る株券等 証 予 書 権証 新株 る。 券又 譲 予約 員 渡 るべき権 あ 以下 、にあっては、 は 日 0 (本省: ては、 券証 7 新 「までの  $\mathcal{O}$ 「株取る 載した 種 審 利 0 これ を 約 た 議官 類 又 は 株 間 引 11 権 第七

ならない。 | さは、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければ| 2 防衛施設庁長官は、前項の株取引等報告書の提出を受けたと | 2

3 写しを、 の写し 防衛大臣は、 自衛隊! 及び前ろ 員 項 第  $\hat{O}$ 倫 規定により送付を受けた株 項 理 審査会に送付するものとする。 0 規定により提出を受けた株取引 取 引等 報 告書の 等 報 告

(所得等の報告)

第 る金 H ある自衛隊員 条 カ 議 ら同月二 額及び課 官 級以 本省審 Ĺ 税 0) 議 にあ 価格 自 官 日 「衛隊員であ 級以 まで つては、 を記 上 載  $\mathcal{O}$ 0 間 自 ったも 衛隊 防 に、 た所得等報告書を、 衛施設庁長官) 員 防 のに 衛 (前 大臣 年一 限 る。 ) 防 年間 衛施設 に提出 は、 を通じて本省 毎 年、 庁 次に掲げ 三月 なけ  $\mathcal{O}$ 職 員 れ

·二 (略)

略

う。 らが 株取 銘柄、 級以 等」という。)について、 新 株予約権 上の 引等報告書を、 発行されていたとすれ 債券をい 防衛庁長官 数及び 外下この 株 自衛 券 庁 付社債 審 対価 隊員である間 項に 議 株引受権 官 おい 0) 券が発行され 株 級 毎年、 額並 券 衛施設庁の職員である自衛隊 以 て 同 Ĥ. 新 び 証 0 三月 υ° ) に当該 当該株取引等に係る株券等の ばこれらに表 書、 に行ったものに 株 自 小引受権 「衛隊員 一日から同月三十 ていない場合に 新 0) 株取引等の 株 取得又は 証 予 は、 示される 権 限 証 で る。 一券又は 年月日を記載した 株子: あ 渡 お べき権が つては、 以下 員 約 (本庁審 にあ 券証 新株 · て行 日までの 「株取引 つては 種 利 0 文は 議官 を 類 V 間

ばならない。

さは、当該株取引等報告書の写しを防衛庁長官に送付しなけれきは、当該株取引等報告書の保取引等報告書の提出を受けたと、防衛施設庁長官)に提出しなければならない。

の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。告書の写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書3 防衛庁長官は、第一項の規定により提出を受けた株取引等報

(所得等の報告)

第八条 る金 員 日 審 である自衛隊 議 カン 官級以 額 同月 及 本庁 び 課税価値 上の 審 十 議 自 官 員 日までの 格 衛隊員であったも 級 を記載 あっては 以 Ĺ  $\mathcal{O}$ 間 自 口衛隊員 た所得等 防 衛施設 防 衛庁 のに限る。 (前 報 庁長 長 年 「書を、 官 官 年間を通じて本庁 防 衛施設 は、 に提出 毎 次に掲げ 三月一 庁 なけ の職

3 告書の写し たときは、 ばならな 防衛施設庁長官は、 当該 (以 下 所得等 「所得等報告書等」という。) 第 報告書等の 項  $\mathcal{O}$ 所得等報告書又は前 写しを防衛大臣 の提出、 に送付しなけ 項 0 を受け 納税 申

4 報告書等の写しを、 得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等 防衛大臣は、 第 項 自衛隊員 文は 第 倫理 項 審査会に送付するものとする の規定により提出を受けた所 4

、報告書の保存及び 閲

第九条 設庁 報告書及び所得等報告書等 これらを受理した防 起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。 が提出し 長官)において、これらを提出すべき期間 前三条の規定により提出された贈与等報告書、 た各種報告書にあっては、 衛大臣 ( 以 下 (防衛施設庁の職員である自衛隊以下「各種報告書」という。)は これらを受理した防衛 0 末日  $\mathcal{O}$ 株取引等 翌日 か施

2 限る。 該当するものとしてあら より保存されている贈与等報告書 は支払を受けた報酬の価額が 何人も、 自衛隊員倫理審査会の この限りでない )の閲覧を請求することができる。 防衛大臣又は防衛施設庁長官に対し、 かじ 意見を聴いて、  $\Diamond$ 認めた事 件につき二万円を超える部分に , 贈与等により受けた利益 項に係る部分につい 次の各号のいずれかに ただし、 前項の規定に 防衛大臣 7 が 又

自衛隊員倫理審査会の設置

自 |衛隊員 0 職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の

2

3 告書の写 たときは、 け ればならない。 防 衛施設庁長官 当該所得等報告書等の写しを防 (以 下 は、 所得等報告書等」という。 項  $\hat{O}$ 所 得等報告書又は前 衛庁長官に送付しな の提出を受け 項の 納 税 申

等報告書等の写しを、 所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得 防衛庁長官は、 第 項又は 自衛隊員: 第二 (倫理審査会に送付するものとす 項  $\mathcal{O}$ 規定に により提 出を受け

る。

(報告書の保存及び 閲

第九条 2 官が、 に限る。 施設庁長官) 又は支払を受けた報酬の価 により保存されている贈与等報告書 から起算して五年を経過する日まで保存しなけれ 隊員が提出 報告書及び所得等報告書等 かに該当するも これらを受理した防衛庁長官 何人も、 ては、 自衛隊員倫 前三条の規定により提出された贈与等報告書、 この の閲覧を請求することができる。 防衛庁長官又は防衛施設庁長官に対し、 した各種報告書にあっては、 におい 限りで のとし 理 審査 て、これらを提出すべき期間 こてあ 会の 5 :額が一件につき二万円を超える部 (以 下 かじめ 意見を聴いて、 (防衛施設庁の職員である自 「各種報告書」という。 認めた事 (贈与等により受けた利益 これらを受理した防衛 項に 次の各号のいずれ ただし、 係る部分につ ばならな  $\mathcal{O}$ 前項の規定 末日の翌 防衛庁長 取 V ) 引等 は 日 衛

略

自 衛隊員倫理審 査会の設置

事 第十 条 自衛隊 員  $\mathcal{O}$ 職 務に係る倫理 の保持に関する防 衛庁長官

、「孫氏祭」:ハラ。) に置い。 務を補佐させるため、防衛省本省に、自衛隊員倫理審査会(以

下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務及び権限等)

める事項を防衛大臣に建議すること。 一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

イ〜ホ (略)

(解)

行為について調査を行うこと。 命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反するより防衛大臣の命を受けて、この法律又はこの法律に基づく三 次条第一項、第十六条第二項及び第十九条第二項の規定に

四、第五条第三項、第九条第二項ただし書、次条第二項及び第四、第五条第三項、第九条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二三項、第十四条第二項(第十五条第二項において準用する場のの第五条第三項、第九条第二項ただし書、次条第二項及び第

五 (略)

2 (略)

戒手続等) (防衛省本省の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲

当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。る行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し、隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反す第十二条「防衛大臣は、自衛隊員(防衛施設庁の職員である自衛

以下「審査会」という。)を置く。 事務を補佐させるため、防衛庁本庁に、自衛隊員倫理審査会

(所掌事務及び権限等)

める事項を防衛庁長官に建議すること。
一次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認第十一条。審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

イ〜ホ (略)

(略)

る行為について調査を行うこと。 く命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反すより防衛庁長官の命を受けて、この法律又はこの法律に基づ三 次条第一項、第十六条第二項及び第十九条第二項の規定に

兀

五 (略)

2 (略)

懲戒手続等) (防衛庁本庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による

、当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反第十二条 防衛庁長官は、自衛隊員(防衛施設庁の職員である自

3 できる 隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認 引等につい るときは、 が (第七条第 あることを理 防衛大臣は、自衛隊員 )にこの法律又はこの法律に基づく命令に違 ての部分の公表を含む。 審査会の意見を聴いて、 項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取 由として懲戒処分を行った場合にお (防衛施設庁の職員である自衛隊員を 当該懲戒処分の概要の公表 以下同じ。)をすることが 反する行為 て、 自衛 8

(調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告)

よる調査) (防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛施設庁長官に

第十四条 にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った があると思料して当該行為 防衛施 衛大臣にその旨を通 設庁長官は、 防 知 に関して調査を行おうとすると 衛施 L なければならない。 混設庁の 職 員である自 [衛隊員

これができる。いて、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べる2.防衛大臣は、防衛施設庁長官に対し、前項の調査の経過につ

3 防衛施設庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞な 3

防

. 衛施設庁長官は、

第

項の

調査を終了したときは、

遅滞

な

3 2 取引等についての部分の公表を含む。 衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認 基づく命令に違反する行為があることを理 表 めるときは、 為があることを理由として懲戒処分を行った場合におい を除く。 行おうとするときは、 防 防 (第七条第 衛庁 衛庁長官は、 )にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行 長官は、 審査会の意見を聴いて、 項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株 自衛隊員 頭の調 審査 会の意見を聴かなければ 査 (防衛施設庁の職 0 結 この 以下同じ。 当該懲戒処分の概要の公 由 法 員 として懲戒処分を 律又はこの法 (である自衛隊員 ) をすること ならない。 て、自

(調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告)

ができる。

ければならない。

炭いがあると思料するときは、その旨を防衛庁長官に報告しなにこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った第十三条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員

よる調査) (防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛施設庁長官に

きは、防衛庁長官にその旨を通知しなければならない。疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするとにこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った第十四条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員

ることができる。 ついて、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べ2 防衛庁長官は、防衛施設庁長官に対し、前項の調査の経過に

- 201 -

V ) 防衛大臣に対し、 当該調査の結果を報告しなければならな

、防衛施設庁長官に対する調 査 0) 要求等

第十五条 あると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いが 防衛大臣は、 当該行為に関する調査を行うよう求めることができ 防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの

### 2 略

(共同調査)

第十六条 うことができる。この場合においては、 令に違反する行為に関し、 庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならな 用する場合を含む。) 一要があると認めるときは、 防衛大臣は、 の規定により報告を受けた場合において 第十四条第二項 防衛施設庁長官と共同 この法律又はこの法律に基づく命 (前条第二項において準 防衛大臣は、 して調査を行 防衛施設

2 衛施設庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければなら 防衛大臣は、 前項の調査を行う場合には、 審査会に対し、 防

防衛施設庁長官による懲戒処分

とを理由として懲戒処分を行おうとするときは、 にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があるこ 衛大臣 Lの承認 防衛施設 を得なければならない。 設庁長官は、 防衛施設庁の職員である自衛隊員 あらかじめ、

2 一大臣は、 前項の承認を行うに当たっては、 審査会の意見

2

防

衛庁長官は、

前項の承認を行うに当たっては、

審査会の

意

く な 防 衛庁長官に対し、 当該調査の結果を報告しなければ

なら

(防衛施設庁長官に対する調 査 の要求等

第十五条 きる。 長官に対し、 があると思料するときは、 の法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑 防衛庁長官は、 当該行為に関する調査を行うよう求めることがで 防衛施設庁の職員である自衛隊員にこ 審査会の意見を聴いて、 防衛施設庁

2 (略)

(共同調

查

第十六条 らない。 施設庁長官に対し、 行うことができる。 命令に違反する行為に関し、 準用する場合を含む。) て必要があると認めるときは、 防衛庁長官は、 この場合においては、 共同して調査を行う旨を通知しなければな の規定により報告を受けた場合におい 第十四条第二項 防衛施設庁長官と共同して調査を この法律又はこの法律に基づく (前条第二項にお 防衛庁長官は、

2 らない。 防衛施設庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければな 防衛庁長官は、 前項の調査を行う場合には、 審査会に対

(防衛施設庁長官による懲戒処分)

第十七条 とを理由として懲戒処分を行おうとするときは、 にこの法律又はこの法律に基づく命令に違 衛庁長官の承認を得なければならない。 防衛施設庁長官は、 防衛施設庁の職 反する行為があるこ 員である自衛隊員 あらかじめ

を聴かなければならない。

(防衛施設庁長官による懲戒処分の概要の公表)

# 第十八条 (略)

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による調

### 查

防衛施設庁長官の意見を聴かなければならない。 ると認めるときは、 づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合 防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基 いって、 ができる。 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があ 防衛大臣は、 この場合におい 当該行為に関する調査の開 第十三条の報告又はその他 ては、 防衛大臣は、 始 あらかじめ、 を決定するこ の方法により で

- 該調査を行うよう命じなければならない。2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、当
- その旨を通知しなければならない。 | 防衛大臣は、第一項の決定をしたときは、防衛施設庁長官に

### 4 (略)

懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二条の規定による通知に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣一項の調査の対象となっている自衛隊員に対する懲戒処分又は5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場合において、第

見を聴かなければならない。

**防衛施設庁長官による懲戒処分の概要の公表** 

## **弗十八条** (略)

ついて意見を述べることができる。 聴いて、防衛施設庁長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表に合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を 防衛庁長官は、防衛施設庁長官が前項の懲戒処分を行った場

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による

### 調査)

第十九条 め、 ことができる。 あると認めるときは、 基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合 り防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に であって、 防衛施設庁長官の意見を聴かなければならな 防衛庁長官は、 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要が この場合においては、 当該 第十三条 行為に関する調  $\mathcal{O}$ 報告又はその他 防衛庁 査の開始を決定する 長官は、  $\mathcal{O}$ 方法

当該調査を行うよう命じなければならない。 2 防衛庁長官は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、

にその旨を通知しなければならない。 3 防衛庁長官は、第一項の決定をしたときは、防衛施設庁長・

#### 4 (略)

5

一項の 退職に係る処分を行おうとするときは、 官に協議 る懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二条の規定による通 防衛施設庁長官は、 調 しなければならない。 査  $\mathcal{O}$ 対象となってい 第三項 る自衛隊員に対する懲戒処分又は の通知を受けた場合におい ただし、 次条第二項の規定によ あらかじめ、 防衛庁長 て、

を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分の勧告等)

制告をすることができる。 見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の一成処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意2 防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛施設庁長官において懲 2

| 臣に対し、報告しなければならない。 | 3 | 防衛施設庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛大 | 3 |

、調査終了及び懲戒処分の通知)

を防衛施設庁長官に通知するものとする。条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容第二十二条。防衛大臣は、第十九条の調査を終了したとき又は前

防衛大臣による懲戒処分の概要の公表)

知を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分の勧告等)

求めることができる。いて、防衛施設庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう第二十条 防衛庁長官は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴

の勧告をすることができる。意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の「防衛庁長官は、前条の調査の結果、防衛施設庁長官において

長官に対し、報告しなければならない。 防衛施設庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛庁

懲戒処分) (防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による

隊員に対し懲戒処分を行うことができる。 ず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となっている自衛と認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわら第二十一条 防衛庁長官は、第十九条の調査を経て、必要がある

(調査終了及び懲戒処分の通知)

容を防衛施設庁長官に通知するものとする。前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内第二十二条 防衛庁長官は、第十九条の調査を終了したとき又は

(防衛庁長官による懲戒処分の概要の公表)

当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。ため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図る第二十三条 防衛庁長官は、第二十一条の規定により懲戒処分を

2 · 3 (略)	省本省及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。	第二十四条   自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛
2 • 3	庁本庁	防衛 第二十四条
(略)	庁本庁及び防衛	四条
$\overline{}$	防衛施	自衛隊

5)衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。5)衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛

- 205 -

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
Ē
部
分
$\overline{}$

規定による承認をしよに充てることができる、当該次の中期目標の	規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のる通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標のがあるときは、その額に相当する金額のうち防衛大臣	項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中  (私立金の奴欠)	のことを目的とする。 のことを目的とする。	改正案
2   内閣総理大臣は、前項の規定による承認をし  前条に規定する業務の財源に充てることができ不  の)の定めるところにより、当該次の中期目標	) 後段の規定による変更の認可を受けたとき段 間に係る通則法第三十条第一項の認可を受に 承認を受けた金額を、当該中期目標の期間認 金があるときは、その額に相当する金額の	積立  項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立第二 。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二いう 期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」というる中 第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中	世界 (機構の目的 は ) (機構の目的	現行

あらかじめ、 財務大臣に協議しなければならない。 防衛省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くと

3 • 4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 省令は、それぞれ防衛大臣、 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務 防衛省及び防衛省令とする。

第十三条 為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

(略)

ばならない場合において、その承認を受けなかったとき。 第十一条第一項の規定により防衛大臣の承認を受けなけれ

> は、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴 くとともに、 財務大臣に協議しなければならない。

3 • 4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 省令は、それぞれ内閣総理大臣、 機構に係る通則法における主務大臣、 内閣府及び内閣府令とする。 主務省及び主務

第十三条 為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

略)

二 第十一条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けな ければならない場合において、その承認を受けなかったとき

(傍
線
部分
は改
正部八
分

(防衛省の職員への準用等)  (防衛者の職員への準用等)  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員の人事交流について準用する。  (防衛者の職員、)とあるのは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人の、第三の人のは「防衛者の、第三の人のは「防衛者の、第三の人の、第三の人のは「防衛者の、第三の人の、第三の、第三のの、第三の	改正案
(防衛庁の職員への準用等) 第二十四条 この法律(第二条第一項、第五項及び第六項、第三第二十四条 この法律(第二条第一項、第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定は、国家公務員法第二条第三項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、」とあるのは「職員、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官及び学生を除く。)」と、第三条第一項の規定により同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、」と、「一個、第十九条第五項及び第四項、第十三条第一項がびに前条第三項中「大事院総裁」とあるのは「長官」と、第三条第三項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三条第三項中「私事に裁定で、第二条第二項の規定により同法第十八条第二項で、第十十五号)第三十一条第一項の規定により同法第十八条第二項で、第十十五号)第二十一条第一項の規定により同法第十八条第二項で、第三条第三項及び第四項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長等」とあるのは「おおいる職員への準用等)とあるのは「おおいる職員への、第二条第二項及び第六項、第三条第二項及び第六項、第三項を第二項を対すると、第二条第二項を対すると、第二条第二項を対すると、第二条第二項を対すると、第二項を対すると、第二条第二項を対すると、第二条第二項及び第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対すると、第二項を対するのは、対するのは、対する	

害補償 職員 隊法第四十六条」と、 総局に」とあるのは 臣 法律第二 あ 5 (倫理法 るの 十七条第 に準ずる給与として」とあるのは する自衛官を含み、 家公務員法第百四 七 五. 同条第四項中 は 「人事院総裁を除 八条第 条第 法第六十二条第 の」とあるのは「として政令で定めるものに相当するも 項第三号」と、 とあるの 法 項 第十六条中 は律第九· 項 单 百六十六号) 四条第四 衛施 (平成十一年 とあるのは 防 「人事 「人事院 項におい 項 設庁 中 衛 (十五号) 同 中 国 省 は 項中 院 国家公務員法第八十二条」とあるの 家公務員法第百三条第 級 の職員であるときに限る」と、 条第三項中  $\mathcal{O}$ 「一般職の職 「条」とあるのは 三項」  $\bigcirc$ 職 事務 職 く」とあるのは - 防衛省 て準用 -法律第百三十号)」と、第十三条第三項「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊「同条第一項第一号」とあるのは「同条公務員法第八十二条」とあるのは「自衛 防 第二十三条第一 員 法 国家公務員倫理法」とあるのは 員 「防衛省 「とし、 とあ の給与 総局 衛施 (防 るの の職員であるときを除く」 る す 本 設庁長官に 衛 「人事院が その 第二十二条中 る国 等に関する法律  $\mathcal{O}$ 員の給与に関する法律 省に」と、 あ 0 一条第一 職 は 臣 は る 他の にあ 自 員 家公務員災害補  $\mathcal{O}$ 「として」と、 「防衛施設庁長官に限 項 級 0 は 収又は階 項及び 職員に 衛大臣 給与等に 衛隊法第六十三条」 あっては当 0 二項」とあ 第十二条第 とあ ては 防 衛 つい 大臣 . の \_ 附則第七 る 防 (昭 国 第二十一 関 衛施 「人事  $\mathcal{O}$ るの する法 ては、これ は 該 家公務員 和二十七 「に相当す (昭和二 自 設 第十九 とあ 項 院事 庁に と 項 防 衛 る 条第 单 衛大 律第 官 لح と 災 年  $\mathcal{O}$ 務 る を 所

事務総局の 含み、 、「同条第一 るの 第一 は 11 は 職 中「とし、 く」とあるのは 年法律第百三十号)」と、第十三条第三項中「人事院総裁を除 家公務員法第八十二条」とあるのは 職員であるときに限る」と、 て」とあるの 条」とあるのは「自 同条第三 に 二項 「として政令で定めるものに相当するもの」と、 般職の職 国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員 防 7 第二十三条第 員 は 進 防 項 中 Ü 衛庁本庁に」と、  $\mathcal{O}$ 一用す 中 て 衛庁 防衛施設庁長官にあっては当 関 職 各 |項中「人事院が」とあるの の職員であるときを除く」とあるの 同 その 省各 |条第| る国家公務員 員 員 人事院に 」とあ  $\mathcal{O}$ 項第一 条第 は の給与に関する法律 職 (長官にあ 関 他 防 員 庁 「として」と、 項 でする法律 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 職員に 条第 号」とあるのは 衛隊法第六十三条」 項 衛施設庁長官に限る」と、 長 0 給与等に とあ 交び 等」 は 第十二条第三項中 第七条第 災害補償法」 律 0 つい ては るの とあ 附則第七 項 昭昭 関 国 单 「人事 ては、 は 家公務員災害補償 防 る す 和 に る法 項 衛施設庁に所属する自衛  $\mathcal{O}$ 般 二十七 (昭 近項」 長官 相当するもの」とあるの 院事務総局に」とあるの は 及び第一 事 「同条第 該自衛官を除く。 は 「自衛隊法第四十六条」と これらに準ずる給与と '和二十五年法律第: に属 院 「長官が」と、「人事院 とあ 各 第二十七条第 年 「国家公務員法第百 は する 庁 るの (倫理法 同条第四項中 は 0 項 とある 第二 長 並 項第三号」と、 玉 「防衛施設庁の 家公 第十六条中 法」とあ は び 四条第四 職 に第八条第 (平成-務 防 員 は 衛庁 項中 九 員 七条 + + る  $\mathcal{O}$ 国 五 兀 は は 項 例  $\mathcal{O}$ 

及び内閣」とあるのは 第二十一条第一 とする。 項」とあるのは 項」と、 第二 「内閣は、 前条第三 十四条第 毎年、 項中 項において準用 「人事院は、 国会」と読み替えるも 毎 年、 する同 国治法

- 2 条第二 に前項にお 第八条に規定する機関をいう。) で政令で定めるも その議決に基づいて行わなければならない。 衛大臣は、 審議会等 項の認定、 1 (国家行政 7 前 準 前 項において準用する第七条第三項及び第十九 項において準用する第八条第二項の延長並 用する第十 (組織) 法 九条第五項の承認を行う場合に (昭和二十三年法律第百二十号 のに付ぎ 議 2
- 3 自衛隊法第六十条の規定は、 一項の 規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用 第一 項において準用する第七 Ĺ 条
- 4 定の適 をされた自衛官 関する自衛隊法 用については、 項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣 (次項において「交流派遣自衛 第九十八条第四項及び第九十九条第 派遣先企業の業務を公務とみなす。 官 という。 項の規
- 5 流 派 衛省の 遣 自 衛官には適用しな 職員 の給与等に関する法 律第二十二条の規定は、

交

と *⊕* 内 前条第三項中「人事院は、 二十四条第一 員法第百三条第一 閣は、 とあるの とあるのは 第二十二条中「)第二十一条第一 毎年、 項において準用する同法第二十一条第一 は 国会」と読み替えるものとす 一項」とあるのは 長官の」と、 級又は階級」 毎年、 と 第一 国会及び内閣」 「自衛隊法第六十二条第二項 <del>十</del> 第十 条第三 項」とあるの 九条第二項 項中 とあるのは 中 項」と、 は 国家公務 「人事 第

- 議し、 には、 第五十四条に規定する機関をいう。) で政令で定めるものに付 並びに前項におい 九条第二項の認定、 防 衛庁長官は、 その議決に基づいて行わなければならない。 審議会等 (内閣府設置法 て準用する第十九条第五項の 前項において準用する第七条第三項及び第 前項において準用する第八条第二項の延 (平成十 一年法律第八十九号) 承認を行う場 長
- 3 第三項の規定により交流派遣をされた防衛庁の職員には適用 な 自衛隊法第六十条の規定は、 第一項において準用する第七
- 4 に関する自衛隊法第九十八条第四 をされた自衛官 の規定の適用については、 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流 (次項にお いて 派遣先企業の業務を公務とみなす。 「交流派 項及び第九十 自 衛官」という。 八条の二第 派遣 一項 交
- 5 流 派 防 造自: 衛庁 衛  $\mathcal{O}$ 官には 職 員 の給与等に関する法 適用しな 律第 二十二条の規定は

めの諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のた 法律第百十三号) (附則第五十四条関係)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、	2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動	供を実施するものとする。	第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提	第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、	施)	(自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実	2 (略)	0	る国会において、速やかに、その承認を求めなければならない	又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集され	の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合	日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会	応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。) から二十	二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの対	ついては、これらの対応措置を開始した日 (防衛大臣が次条第	が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動に	第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等	(国会の承認)	改正案
動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め	2   防衛庁長官は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活	の提供を実施するものとする。	〒  い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品	第六条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従	施)	天 (自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実	2 (略)	V.°°	1 れる国会において、速やかに、その承認を求めなければならな	4 合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集さ	<ul><li>一会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場</li></ul>	五  十日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国	- 対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。) から二	第二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの	ついては、これらの対応措置を開始した日 (防衛庁長官が次条	<ul><li>に が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動に</li></ul>	<ul><li> 専一第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等</li></ul>	(国会の承認)	現

は自 |衛隊の ついて内閣総 部 隊等にその 理 大臣 実施を命ずるものとする。 の承認を得て、 防 衛省本省  $\mathcal{O}$ 機 関又

- 3 指定するものとする。 実施する区域 防衛大臣は (以下この 前項の実施要項において、 条において「実施区域」という。 当該協力支援活動 を を 3
- 4 画 に、 を命じなければならない。 に定められ 防衛大臣は、 その指定を変更し、 た要件を満たさないものとなった場合には、 実施区域の全部又は 又はそこで実施されている活動の中 部がこの法律又は基本計 速や 4
- 5 6 略

搜索救助活動 の実施

第 七条 衛隊 実施要項を定め、 の部隊等にその実施を命ずるものとする。 防衛大臣は、 これについて内閣総理大臣の 基本計画に従い、 捜索救助活動につい 承認を得て、 て、 自

- 2 指定 (施する区域 防衛大臣は、 するものとする。 (以下この 前項の実施要項において、 条において 「実施区域」という。 当該捜索救 助 活動 を を
- 3 6

自衛隊による被災民 救 缓活動 0 実施

第 認を得て、 動について、 防衛大臣は、 自 、衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 実施要項を定め、 基本計画に従い、 これについて内閣総理大臣 自衛隊による被災民救援 0

2 を指定するものとする。 実施する区域 衛大臣、 は、 前項の 以 下この 実施要項において、 条に おい 7 「実施区域」という。 当該被災民救援活 動

> 、これに 又は自衛隊 ついて内閣総理大臣 0 部隊等にその実施を命ずるもの |の承認を得 て、 防衛庁-とする 本庁  $\mathcal{O}$ 機

- を実施する区域 を指定するものとする。 防衛庁長官は、 (以下この条におい 前項の実施要項において、 7 「実施区域」という。) 当該協力支援活 動
- やかに、 計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、 中 断を命じなければならない。 防衛庁長官は、 その指定を変更し、 実施区域 Ó 又はそこで実施されている活 全部 又は 部 iがこの: 法 は律又は 基本 速
- 略

5 6

第七条 (捜索救助活動の実施等) 衛隊の部隊等にその実施 実施要項を定め、 防衛庁長官は、 これについて内閣総理大臣の 基本計画に従い、 を命ずるも のとする。 搜索救助 承 活 認を得て、 動につい

自

- 2 を指定するものとする。 を実施する区域 防衛庁長官は、 (以下この 前項の実施要項におい 条におい 7 「実施区 て、 当該捜 [域」という。) 索救助 活 動
- 3 6 略)

(自衛隊による被災民救援活動  $\mathcal{O}$ 実施

第八条  $\mathcal{O}$ 援活動について、 承認を得て、 防衛庁長官は、 自 衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする 実施要項を定め、 基本計画に従い、 これに 自 ついて内閣総理大臣 衛隊による被災民救

2 動 を指定するものとする。 を実施する区域 防 為衛庁長 に官は、 前項の (以下この 実施要項に 条に おい おい て、 「実施区域」という。 当該被災民救

7

3 • 4

(関係行政機関による対応措置の実施)

第九条 災民救援活動その他の対応措置を実施するものとする。行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、協力支援活動、被乳九条(前三条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係

3 • 4

第九条 係行政機関の長は、 ほ行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、協力支援活動、几条 前三条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関(関係行政機関による対応措置の実施)

被災民救援活動その他の対応措置を実施するものとする。

- 213 -

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) 十五条関係) (附則第五

(傍線部分は改正部分)

(対処基本方針)  2 (略)  2 (略)  3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。 一 防衛大臣が自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令に関して同項又は同条第八項の規定による防衛招集命令に関して同項又は同条第八項の規定による防衛招集命令に関して同項とに基づき発する同条第一項第一時衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する防衛招集命令書による防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同項又は同条第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認  四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防御施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認  四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防御施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認  四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防御施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認  四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定により内閣総理大臣が行う承認	改 正 案	
(対処基本方針)  (対処基本方針には、前項第三号に  (対の規定に基づき発する防  (対の規定に基づき発する防  (対して同条の規定により内閣総理大臣が行  (対して同条の規定により内閣とは、対して同条の規定により内閣とは、対しにより対  (対して同条の規定により内閣とは、対しにより対  (対して同条の規定により内閣とは、対しにより内閣とは、対しにより対  (対しにより対  (対して同条の規定により対  (対して同条の規定により内閣とは、対しにより対  (対しと対しは、対しにより対  (対して同条の規定により対  (対しと対しは、対しにより対  (対しは、対しは、対しにより対  (対しと対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、		

五. る行  $\mathcal{O}$ 法 行 衛大臣 動 律第百十三号) 動に 関連措置としての役 伴 が 我が国 力攻 第十条第二 『が実施』 務 する措置に関する法 0 提供に おけるアメリカ 項の規定に基づき実施 関して同 律 合 項 の規 伞 玉 定によ を命じ 成十  $\mathcal{O}$ 軍 ず 六 隊

条の規定により内閣 定に基づき命ずる同法第四章 規 防衛大臣が武力攻撃事態に 制に関する法律 総理大臣が行う承認 (平成十六年法律第百· おける外国軍 の規定による措置 十六号) 用 品 に関  $\mathcal{O}$ 第四 海 Ŀ て同 輸 条  $\mathcal{O}$ 送

内

閣

総理·

大臣が行う承

### 4 (略)

5 う場合はその旨を記載しなければならない 一号に定める事項として、 武力攻撃予測 事 態に おい ては、 次に掲げる内閣は 対 処基本方針には、 総理 大臣  $\mathcal{O}$ 承認を行 第二 項 第 5

るも 規定により内閣総理大臣が行う承認 防 による防衛出動 き発する同 衛招集命令 防衛大臣が自衛隊法第七十条第 のに限っ る。 条第一項第一号に定める防衛招集命令書による (事態が緊迫 )に関して同法第七十条第一 (命令が発せられることが予測される場合に係 同法第七十六条第一項の規定 項又は 第八項 項又は第八項の  $\mathcal{O}$ 規 定に基

定に による防衛招 防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一 に係るも 第六項の 定による防 基づき発  $\mathcal{O}$ に限る。 集命令 元する同れ 規定により内 衛出 条第 動命令が (事態) )に関 項 第 閣 が 2緊迫し、 発せら 総理大臣が行う承 l して同法第七十五条の四第一項発せられることが予測される場緊迫し、同法第七十六条第一項第一号に定める防衛招集命令書の四第一項又は第六項の規

三 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛

 $\equiv$ 

防

衛庁

長官が自

衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防

五 ずる行動 隊 ŋ 年法律第百十三号)第十条第三項の規定に基づき実施  $\mathcal{O}$ 防 内 行 衛 閣 動 庁 関連措置としての 総理大臣が行う承 官 が 我が国が 武 力攻撃事 寒施 役務 認 態等に する措置  $\mathcal{O}$ 没提供に おけるアメ に関 関 はする法語 して同 ノリカ 項の規 ?合衆国 律 平 定に を命 成 0 軍

六 送の 同  $\mathcal{O}$ 防衛 条の規定により内閣総理大臣が行う承 規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関 規 制に関する法律 庁 長官が武力攻撃事態に (平成十六年法律第百十六号) お け る外 玉 軍 用 品  $\mathcal{O}$ 第四 海 上 条

### 4 (略)

う場合はその旨を記載しなければならない。三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第

係るものに限る。 基づき発する同条第  $\mathcal{O}$ 定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に る防衛招集命令 規定により内閣総理大臣が行う承 防 衛庁 長官が自衛隊法第七十条第一 (事態が緊迫し、 )に関して同法第七十条第一 一項第一号に定める防 同法第七十六条第一項の規 項又は (衛招集命令書によ 第 項又は第八項 八 項 の規 定

場合に係るものに限る。 項 書による防 規定に基づき発する同 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四 又 (は第六項の規定により内閣 規定による防 衛招 集命令 衛出 条第一項第一号に定める防 動 事 )に関 命 令が発せら 態が緊迫 総理大臣 L て同法第七十五条の れ が ることが予測 第 同法第七十六条第 · 行う 項又は第六項 承 衛招集命 され 令 る

出 動 待 |機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う

承 認

几 防 が行う承認 御施設構 防衛大臣が自 築の 1衛隊法 措置 に 第七十-関 て同 七 条の二 条の規定により の規定に基づき命ずる 内閣 総理大臣

五. 提 項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務 供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認 行 防衛大臣が 動に伴い 我が国が実施する措置に関する法律第十条第三 武 力攻 擊 事態等におけるアメリカ合 玉  $\mathcal{O}$ 軍  $\mathcal{O}$ 隊

第十一条 、対策本部の組織 (略)

6 含む。)がその職務を代行することができる。 ときは、 一務大臣をもって充てる。 対策本部員は、 そのあらかじめ指名する副大臣 対策本部 この場合において、 長及び対策副本部長以 內 閣 国務大臣が不在 官 房副長官を  $\mathcal{O}$ すべ て  $\mathcal{O}$ 

> 衛出 [動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行

承

兀 臣 る防御施設構 が行う承認 防衛庁長官 が 自 築  $\bigcirc$ 措置に関 衛隊法第七十七条の二の して同条の 規定により 規定に基づき命 内 閣 総理大

五. 三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連 隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第  $\mathcal{O}$ 提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認 防衛庁長官が 武 力攻撃事 態等におけ るアメリカ合衆国 措置としての役務  $\mathcal{O}$ 軍

6 15 (略)

(対策本部の 組 織

2 5 5 第 十一条 略 (略)

6 る各庁の のときは、 国務大臣をもって充てる。この場合におい 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められて 対策本部員は、 副長官を含む。 そのあらかじめ指名する副大臣 対策本部 がその職務を代行することができる 長及び 対策副-本 て、 部長以外のすべ (内閣官房副長官又 国務大臣が不在 7

7

7

略

略

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)(附則第五十六

条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現
(基本原則)	(基本原則)
第二条 (略)	第二条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置	5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置
の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛大臣に協力するものとす	の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛庁長官に協力するものと
る。	する。
(国会の承認)	(国会の承認)
第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等	第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等
が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日 (	が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日(
防衛大臣が第八条第二項の規定により当該対応措置の実施を自	防衛庁長官が第八条第二項の規定により当該対応措置の実施を
衛隊の部隊等に命じた日をいう。) から二十日以内に国会に付	自衛隊の部隊等に命じた日をいう。)から二十日以内に国会に
議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければ	付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなけれ
ならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散され	ばならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散さ
ている場合には、その後最初に召集される国会において、速や	れている場合には、その後最初に召集される国会において、速
かに、その承認を求めなければならない。	やかに、その承認を求めなければならない。
2 (略)	2 (略)
(自衛隊による対応措置の実施)	(自衛隊による対応措置の実施)
第八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、	第八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従
対応措置として実施される業務としての物品の提供(自衛隊に	い、対応措置として実施される業務としての物品の提供(自衛
属する物品の提供に限る。)を行うものとする。	隊に属する物品の提供に限る。)を行うものとする。

2 務としての ついて実施要項を定め、 衛大臣 役務 基本計 0 提供 画に従 (自衛隊 これについて内閣総理大臣の承認を得 による役務の提供に限 対応措置として実施 る。 される業 に

3 ŧ 域 のとする。 防衛大臣は、 (以下この条において「実施区域」という。) を指定する 前項の実施要項において、 対応措置を実施する 3

自衛隊

の部隊等にその実施を命ずるものとする。

得て、

とする。

4 画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、 カン に、 を命じなければならない。 防衛大臣は、 その指定を変更し、 実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計 又はそこで実施されている活動の中 速や 4

#### 5 9 略

配 [慮事項)

第 ては、 支 援職員及び自衛隊の安全の確保に配慮しなければならない その円滑 内閣総理大臣 かつ効果的な推進に努めるとともに、 及び 防衛大臣は、 対応措置 0 実施 イラク復 に当たっ

国家公務員災害補償法等の読 (替え)

第 十五条 律第二百六十六号) 公務員災害補償法 一項及び防衛省 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国家 国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」 これらの規定中 の職員の給与等に関する法律 (昭 第二十七条第二項ただし書の規定の 二十七条第二項ただし書の規定の適用に(の給与等に関する法律 (昭和二十七年法和二十六年法律第百九十一号) 第四条第 「及び国際平和協力手当」 とあるの لح

、関係行 ]政機関 の協力

、関係行政

機関

0

協力)

2 業務としての について実施要項を定め、 防 衛庁 自衛隊の部隊等にその実施を命ずるもの 長官は、 役務 の提供 基本計 画 (自衛隊による役務 これについて内閣総理大臣の に従 対応措! 0 として実施 提供に限 承認を る。 され る

る区域 るものとする。 防衛庁長官は、 (以下この条において「実施区域」という。 前項の実施要項において、 対応措置を実施 )を指定す

やかに、 計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、 中 断を命じなければならない。 防衛庁長官は、 その指定を変更し、 実施区域の全部又は一 又はそこで実施されている活 部がこの法律又は 基 動 速 本  $\mathcal{O}$ 

5 9 略

配

記慮事項)

第九 復興 っては、 条 、支援職員及び自衛隊の安全の確保に配慮し 内閣総理大臣及び防 その 円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、 衛庁長官 上は、 対応措置 なければならな 0 実施 イラク に当た

(国家公務員災害補償法等の読替 え

第十五条 は、 二項及び防衛庁の職員の給与等に関する法律 律第二百六十六号) 公務員災害補償法 ては、 国際平 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国 これらの規定中 -和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」 (昭和二十六年法律第百九十一号) 第四条第 第二十七条第二 「及び国際平和協力手当」 項ただし 書の規定の適用に (昭和二十七年法 とあるの \_ と

きる。
所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することがでめ必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その界十六条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置を実施するた

### 2 (略)

(物品の譲渡及び無償貸付け

第十 者は、 償で貸し付けることができる。 障を生じない限度において、 合等に対し無償若しくは時価より -八条 円滑な実施に必要であると認めるときは、 .償貸付けを求める旨の申出があった場合において、 |際連合等からその活動の用に供するため当該物品の 本府又は自衛隊に属する物品 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた 当該申出に係る物品を当該国際連 も低い (武器を除く。)につき、 対価で譲渡し、 その所掌事務に支 当該活動 譲渡又は 又は無

## |民間の協力等)

の所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することがため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、そ常十六条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置を実施する

### 2 (略)

できる。

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十八条 衛隊に属する物品 とができる。 しくは時価よりも低い対価で譲渡し、 要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない の活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求め において、 る旨の申出があった場合において、 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、 当該申出に係る物品を当該国際連合等に対し無償若 (武器を除く。) につき、 当該活動の円滑な実施に必 又は無償で貸し付け 国際連合等からそ 本府又は るこ 限度

## (民間の協力等)

。 は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる 関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又 置によっては対応措置を十分に実施できないと認めるときは、 第十九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、前章の規定による措

(略)

2

2

略

(傍線部分は改正部分)

則第五十八条関係) 〇武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号) 附

(傍線部分は改正部分)

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用(土地の使用等)	としての役務の提供の実施を命ずることができる。八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)に、行動関連措置、外条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)に、行動関連措置認を得て、防衛省本省の機関又は自衛隊の部隊等(自衛隊法第前項に規定するもののほか、防衛大臣は、内閣総理大臣の承(略)	(合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)	改正案
第十五条 内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊(土地の使用等)	置第承と八認前へ	(合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)  (合衆国軍隊の行為に係る通知)	現行

る特別 障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保 上で不可欠であると認めるときは、 することが適正 軍隊 必要とする場合にお 供するため土 滑置法 期 0 間を定めて、 地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に (昭和二十七年法律第百四十号) かつ合理的であ 地 又は家屋 当該土地等を使用することができる。 いて、 その ŋ 下 土地等を合衆国 土 その告示して定めた地域内 かつ、武力攻撃を排 地等」という。 の規定にかか 軍 隊  $\mathcal{O}$ を緊急 除する 用に供 関 わ す

2 立. できる。 |にある立木その他土地に定着する物件 木等」という。) ると認めるときは、 項の れるときは、 この場合において、 規定によ り土 防 が合衆国軍 衛大臣 当該立木等を処分することができる。 地を使用する場合におい 丘は、 事態に照らし移転が著しく困難で 隊 当該立木等を移転することが の行動の実施の妨げとなると (家屋を除く。 て、 当該土地 以下  $\mathcal{O}$ 

2

を変更することができる。
きは、防衛大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められると3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍

定により土地等を使用する場合について準用する。この場合にて、同条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合につい、項の規定は前三項の規定により土地等を使用し、立木等を移4 自衛隊法第百三条第七項から第十項まで、第十七項及び第十

4

関する特別措置法 緊急に必要とする場合にお カコ 合衆国軍隊の 域内に限り、 する上で不可欠であると認めるときは、 に供することが適 全保障条約第六条に基づく施設及び区域並 わらず、 用 に供するため土 期間を定めて、 地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に 日本国とアメリカ合衆国との間 (昭和二 正 地又は かつ合理的であ 当該土地等を使用することができる 家屋 十七年法律第百四 1 . て、 〇 以 下 その土地 ŋ 土 かつ、 その告示して定めた地 |等を合衆国  $\mathcal{U}$ 地 1十号) 等 に日本国におけ 0 相互協力及び 武力攻撃を排 という。 0) 規定に 軍隊  $\mathcal{O}$ を カコ る 安 除 用

難であると認めるときは、 認められるときは、 立木等」という。) とができる。 上にある立木その他土地に定着する物件 前項の規定により土地を使用する場合におい この場合において、 内閣 が合衆国軍隊の行動 総理大臣は、 当該立木等を処分することができる 事態に照らし移転が著しく困 当該立木等を移転するこ の実施の妨げとなると (家屋を除く。 て、 当該. 以下 土 地  $\mathcal{O}$ 

3 きは、 隊の行動 形 状を変更することができる。 第一 内閣 項の規定により家屋を使用する場合にお  $\mathcal{O}$ 実施 総理大臣は、 のためやむを得ない必要があると認められ その 必要な限度に お V て、 て、 当該家屋 ると 玉 軍

転し、 八項の 定により土地等を使用する場合について準用する。 自 衛隊法第百三条第七項から第十項まで、 「条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規 規定は前 若しくは処分し、又は家屋 三項の規定により土  $\mathcal{O}$ 形状を変更する場合に 地等を使用 第十七項及び第十 この場合に 立 木等 っい を

ものとする。
中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替える中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と、同条第十三項の場合にあつては、国)」とあるのは「国」と、同条第十三項中「都道府県(第一項ただし書おいて、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるの

定めるところにより、その所属の職員に委任することができる5 前各項の規定により防衛大臣の権限に属する事務は、政令で

えるものとする。 三項中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替し書の場合にあつては、国)」とあるのは「国」と、同条第十は「内閣総理大臣」と、同条第十項中「都道府県(第一項ただおいて、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるの

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号) (附則第五十九条関係) (傍線部分は改正部分)

(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	改正案	
(目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的) (目的)	現	

2 を実施する区域 防衛大臣は、 前項の規定による命令をするときは、 ( 以 下 「実施区域」という。)を告示して定め 停船検査

なければならない。

、関係機関等に対する周 知

第五条 外務大臣にその旨を通知するものとする。 防衛大臣は、 前条第二項の告示をしたときは、 直ちに、

(略

2

(設置)

第七条 所を置く。 防衛省に、 臨時に、 特別の機関として、 外国軍用品審判

2 略

[審判官及び事務官]

第十二条 外国軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。

2 知 のうちから、 、識経験を有する者であって、 審判官は、 防衛大臣が任命する。 法律 (国 「際法規を含む。)、 政令で定める資格を有するもの 防衛又は海事に関 L

3 略

防衛大臣への報告

第三十五条 報告書を作成し、 とったときは、 艦長等は、 速やかに、 防衛大臣に提出しなければならな 停船検査を行ったとき、又は回航措置を 当該停船検査又は回航措置に関する

2 申 ばならない。 又 (は船長等から第十九条若しくは第三十一条に規定する苦情 艦長等は、 があったときは、 第二十八条第一項の規定による命令をしたとき、 直ちにその旨を防衛大臣に報告しなけ れ  $\mathcal{O}$ 

3 衛大臣は、 前項の規定による報告を受けたときは、 必要に

> 2 施する区域 長官は、 前項の規定による命令をするときは、 ( 以 下 「実施区域」という。)を告示して定めなけ 停船検査 を実

ればならない。 (関係機関等に対する周知

第五条 大臣にその旨を通知するものとする。 長官は、 前条第二項の告示をしたときは、 直ちに、

(略)

2

(設置

第七条 防衛庁に、 臨時に、 特別の機関として、 外国軍用品

審判

所を置く。

2 (略

第 十二条 (審判官及び事務官) 外国軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。

2 知識経験を有する者であって、 審判官は、 法律 (国際法規を含む。)、 政令で定める資格を有するもの 防衛又は海事に関

3 4 (略)

のうちから、

長官が任命する。

(長官への報告)

第三十五条 とったときは、 報告書を作成し、 艦長等は、 速やかに、当該停船検査又は回 長官に提出しなければならない。 停船検査を行ったとき、 [航措置に関する 又は回航措置

申出があったときは、 又は船長等から第十九条若しくは第三十一条に規定する苦情の 艦長等は、 第二十八条第一項の規定による命令をしたとき、 直ちにその旨を長官に報告しなければな

2

3 長官は、 前項の規定による報告を受けたときは、 必要に応じ

第六十条 この法律に定めるもののほか、外国軍用品審判 判の手続に関し必要な事項は、 (防衛省令への委任)心じ、関係機関への連絡その他の措置を講ずるものとする。 防衛省令で定める。 所の審 第六十条 この法律に定めるもののほか、 判の手続に関し必要な事項は、 内閣府令で定める。 外 国 .軍用品審判所の審

(内閣府令への委任)、関係機関への連絡その他の措置を講ずるものとする。

(
傍線部分は改正部分)

第六条 隊長 艦その他の防 引き渡さなければならない。 衛大臣の定めるところにより、 拘 (自衛隊法第八条に規定する部隊等であって、 東者の 出動自衛官は、 引渡し等 衛省令で定めるものの長をいう。 改 第四条の規定による拘束をしたときは、 正 速やかに、被拘束者を指定部 案 以下同じ。 連隊、 自衛 に 第六条 部隊等であって、 速やかに、 防衛庁長官 被 拘 出動 , 東者の 被拘束者を指定部隊長 自 衛官 引 下 渡し 現 連隊、 は、 長官」という。 等 自衛艦その 行

2 きる。 令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の ろにより、 . う。 |傍に抑留資格認定官 出 動自衛官は、 以下同じ。 被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことがで )が所在するときは、 前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも (方面総監、 地方総監又は航空方面隊司 防衛大臣の定めるとこ 長を 2

報告しなければならない。要な事項をその引渡しをする指定部隊長又は抑留資格認定官に防衛省令で定めるところにより、拘束の日時及び場所その他必3 出動自衛官は、前二項の規定による引渡しをする場合には、

(指定部隊長による確認)

## 第八条 (略)

2

略

| がその識別符号(個人を識別するために防衛大臣の定めるとこ| 4 確認記録には、次に掲げる事項を記載し、かつ、指定部隊長

より、 いう。 令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長 近傍に抑留資格認定官 の長をいう。 出動自衛官は、 以下同じ。 被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる 以下同じ。 )が所在するときは、 前項の規定にかかわらず、 第四条の規定による拘束をしたときは、 (方面総監、 )に引き渡さなければならない。 (自衛隊法第八条に規定する 地方総監又は航空方面 他の内閣府令で定めるも の定めるところにより、 長官の定めるところに 指定部隊長よりも 隊 を 司

(指定部隊長による確認) 対象 は動自衛官は、前二項の規定による引渡しをする場でしたする場所をする場所をで定めるところにより、拘束の日時及び場所その他必 出動自衛官は、前二項の規定による引渡しをする場合には、

## 第八条 (略)

## 2 · 3 (略)

こ がその識別符号(個人を識別するために長官の定めるところに 長 4 確認記録には、次に掲げる事項を記載し、かつ、指定部隊長

を記入しなければならない。 ろにより指定部隊長に付された数字、 記号又は符号をいう。

<u>\{\}</u>

その他防衛省令で定める事

5 行わせることができる。 する自衛官の中から指定した者に、 指定部隊長は、 防衛大臣の定めるところによりその指揮監督 第二項の規定による処分を

(確認後の措置)

第九条 (略)

2 •

4 ともに管轄の抑留資格認定官に引き渡さなけれ 大臣の定めるところにより、 項の規定により放免する場合を除き、指定部隊長は、 (略) 遅滞なく、 被拘束者を確認記録 ばならない。 防 と 衛

抑留資格認定のため 0 調査)

第十一 条 (略)

2 \ \ 4

5 ことができる。 監督する自衛官の中から指定した者(以下この節において「認 定補佐官」という。 抑留資格認定官は、 防衛大臣の定めるところによりその指揮 前各項の規定による調査を行わせる

(放免)

第十三条 なければならない。 者に該当しない旨の抑留資格認定をしたときは、 めるところにより、 抑留資格認定官は、 直ちに、 当該被拘束者にその旨の通知をし 調 査の結果、 被拘束者が 防衛省令で定 抑留対象

2

略

2 •

略

より指定部隊長に付された数字、 入しなければならない。 記号又は符号をいう。

を記

(略)

兀 その他内閣府令で定める事 項

5 自衛官の中から指定し 指定部隊長は、 長官の定めるところによりその指揮監督する た者に、 第二項の規定による処分を行わ

(確認後の措置)

せることができる。

第九条 (略)

2 • (略)

4 の定めるところにより、遅滞なく、被拘束者を確認記録ととも に管轄の抑留資格認定官に引き渡さなければならない。 前項の規定により放免する場合を除き、 指定部隊長は、 長官

(抑留資格認定の ための調 查

第十一条 (略)

2 \ 4

5 ができる。 佐官」という。 する自衛官の中から指定した者(以下この節において 抑留資格認定官は、 前各項の規定による調査を行わせること 長官の定めるところによりその指揮監督 「認定補

(放免)

第十三条 者に該当しない旨の めるところにより、 ければならない。 抑留資格認定官は、 直ちに、 抑留資格認定をしたときは、 調査 当該被拘束者にその旨の通知をし の結果、 被拘束者が 内閣府令で定 抑 留 対象

4 記 前 項の L か 規定により交付される放免書には、 抑留資格認定官がこれに記名押印しなければ 次に掲げる事項を な

〈 匹 略 5

うない。

その 他 防 衛省令 で定める事 項

仮収 容

第 五条

2 ばならない。 項を記載し、 前 項の 規定により発付される仮収容令書には、 かつ、 抑留資格認定官がこれに記名押印しなけれ 次に掲げる事

<u>\{\}</u> 略

兀 その他防衛省令で定める事 項

3 5 略

抑留資格認定に係る処

第十 0 めるところにより、 なければならない。 条第二 )に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、 [号ロ、ハ又はニに掲げる者 項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く 抑留資格認定官は、 直ちに、 当該被拘束者にその旨の通知をし 被拘束者が抑留対象者(第三条第 (以下この条、次条及び第百二十 防衛省令で定

ては、 をしなければならない。 効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし 漢属に限る。 は、 抑留資格認定官は、 武力攻撃を排除するため 併せて、 )に該当する旨 一被拘束者を抑留する必要性につい 被拘束者が抑留対象者 この場合において、  $\mathcal{O}$ に必要な自衛隊 抑留資格認定をする場合に 当該: (軍隊等非 の行動を 被拘束者 を円 ての 構 判定 滑 滑か抑 お成 11 員

2

4 記 載し、 前項の規定により交付される放免書には、 か つ、 抑留資格認定官がこれに記名押印しなけれ 次に掲げる事項 ば な を

5 ない。 应 略

5

五. その 他 内 |閣府 令で定め る事 項

(仮収容)

第十五条

2 ば 項を記載し、 ならない。 前項の規定により発付される仮収容令書には、 かつ、 抑留資格認定官がこれに記名押印しなけれ 次に掲げる事

略)

兀 その他 内閣 府令で定める事 項

3 5 略

,留資格認定に係る処分)

第十 四号口、 めるところにより、 なければならない 一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く )に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、 -六条 ハ又はニに掲げる者 抑留資格認定官は、 直ちに、 当該被拘束者にその旨の通知をし 被拘束者が抑留対象者 (以下この条、 次条及び第百二十 内閣府令で定 (第三条第

2 ては、 留 捕虜に限る。)に該当する旨の をしなければならない。 つ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし は、 抑留資格認定官は、 武力攻撃を排除するために必要な自 併せて、 当 該被拘束者を抑留する必要 被拘束者が抑留対象者 この場合におい 抑留資格認 て、 衛 定をする場合に 当該被拘束者の 住に 隊の行動を円滑 (軍隊等非構 つい ての 判定 お 成 抑 1 員

3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非問) 臣の承認を得なければならない。

及び前項の判定の結果を通知しなければならない。 | 衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防 3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員)

4·5 (略)

(放免)

第十七条 (略)

2 (略)

載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。3 前項の規定により交付する放免書には、次に掲げる事項を記

一~四 (略)

五 その他防衛省令で定める事項

4·5 (略)

(抑留令書の方式)

、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印第十八条(第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には一

~四 (略)

なけ

ればならない。

一 その他防衛省令で定める事項

(防衛省令への委任)

必要な事項は、防衛省令で定める。第二十一条。この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手続

(第三条約の締約国からの移入)

| 第二十三条 抑留資格認定官は、第三条約の我が国以外の締約国

承認を得なければならない。、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、長官の

及び前項の判定の結果を通知しなければならない。 閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、内3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者 (軍隊等非構成員

· 5 (略)

4

(放免)

第十七条 (略)

2 (略)

載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。
3 前項の規定により交付する放免書には、次に掲げる事項を記

一~四 (略)

五 その他内閣府令で定める事

項

4·5 (略)

(抑留令書の方式)

しなければならない。
、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には

一~四 (略)

五 その他内閣府令で定める事項

(内閣府令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手続に

(第三条約の締約国からの移入)必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十三条 抑留資格認定官は、第三条約の我が国以外の締

約

国

ŋ 場合には、 る外国人であって抑留対象者に該当すると思料するものがある  $\mathcal{O}$ 条 その身体を拘束しないときであっても、 調査を行うことができる。 -隊その他これに類する組織 (第三項を除く。 防衛大臣の定めるところにより、第四条の規定によ )の規定の によりその身体を拘 例により抑留資格認定のため その者について第十 東されてい

#### 2 (略)

、利益保護国等への 配

第 尊重し、 以下同じ。 条約及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を 一十五条 国際機関 の援助を目的とする団体をいう。 な その遂行に支障が生じないよう特に配慮しなければな (赤十字国際機関であって政令で定めるものをいう。 )及び指定援助団体 捕虜収 容所長は、 利益保護国代表並びに指定赤十字 (防衛大臣が指定する被収容者 以下同じ。)の代表が第三

階級等の区 分 6

ついて、 区分を指定するものとする。  $\mathcal{O}$ 一十六条 定める階級等の基準に従 その階級等に応じた適切な処遇を行うため、 捕虜収容所長は、 被収容者(仮収容者を除く。)に 将校、 准士官、 下士官及び兵の 防衛大臣

収容開始時の告知

第 一十七条 略

2 書面で行う。 前 項の 規定に よる告知 は、 防 衛省令で定めるところにより、

(写真撮影・ 指紋の採 取

捕 虜収容所長は、 被収容者につき、 その収容の開始

> 場合には、 る外国人であって抑留対象者に該当すると思料するものがある の身体を拘束しないときであっても、 査を行うことができる。 (第三項を除く。) の規定の 軍 隊その他 長官の定めるところにより、 これに 類する組 例により 織によりその身体を拘束され その者について第十一条 抑留資格認定のため 第四条の規定によりそ 0) てい 調

(略)

2

(利益保護国等への 配

第二十五条 Ļ 及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重 援助を目的とする団体をいう。 国際機関 以下同じ。 その遂行に支障が生じない (赤十字国際機関であって政令で定めるものをいう。 )及び指定援助団体 捕虜収容所長は、 利益保護国代表並びに指定赤十字 以下同じ。 よう特に配慮しなければならな (長官が指定する被収容者への )の代表が第三条約

(階級等の区分)

第二十六条 ついて、 める階級等の基準に従 を指定するものとする。 その階級等に応じた適切な処遇を行うため、 捕虜収容所長は、 将校、 被収容者 准士官、 (仮収容者を除く。)に 下士官及び兵の 長官の定 区 分

(収容開始時の告知

第二十七条 (略)

2

面で行う。 前項の規定による告知 は、 内閣 府令で定めるところにより、

写真撮影・ 指紋  $\mathcal{O}$ 採 取

第 捕虜収容所長は、 被収容者につき、 その収容の開始

のとする。その後必要が生じたときも、同様とする。必要な限度で、写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるもに際し、防衛省令で定めるところにより、その者の識別のため

### (医療)

るものとする。
防衛省令で定めるところにより、診療その他必要な措置を講ずにかかった場合又はこれらの疑いがある場合には、速やかに、第三十二条 捕虜収容所長は、被収容者が負傷し、若しくは疾病

## 2 (略)

# 医師相当衛生要員等)

第三十三条 <u>一</u>百 隊法第二十七条に規定する病院その他防衛省令で定める自衛隊 相当衛生要員等」という。)は、 病院又は診療所をいう。 て医師に相当する資格を有する者と認めたもの 号) 第十七条の規定にかかわらず、 医業をすることができる。 捕虜及び衛生要員のうち、 以下同 医師法 ľ 捕虜収容所長が外国にお におい (昭和二十三年法律第 自衛隊病院等 (以下「医師 被収 容者に (自衛

## 2 · 3 (略)

## (用具の使用)

措置をとる場合又は被収容者を護送する場合には、防衛大臣の第四十七条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、前条の規定による

のとする。その後必要が生じたときも、同様とする。必要な限度で、写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるもに際し、内閣府令で定めるところにより、その者の識別のため

### (医療)

るものとする。
内閣府令で定めるところにより、診療その他必要な措置を講ずにかかった場合又はこれらの疑いがある場合には、速やかに、第三十二条 捕虜収容所長は、被収容者が負傷し、若しくは疾病

### (略)

2

# (医師相当衛生要員等)

第三十三条 二百一号) 対 の病院又は診療所をいう。以下同じ。 隊法第二十七条に規定する病院その他内閣府令で定める自衛隊 相当衛生要員等」という。)は、 いて医師に相当する資格を有する者と認めたもの 医業をすることができる。 第十七条の規定にかかわらず、 捕虜及び衛生要員のうち、 医師法 捕虜収容所長が外国 (昭和二十三年法律第 自衛隊病院等 おい ( 以 下 医 自 師

## 2・3 (略)

## (用具の使用)

措置をとる場合又は被収容者を護送する場合には、長官の定め第四十七条 捕虜収容所に勤務する自衛官は、前条の規定による

7

略

用することができる。 定めるところにより、 手錠その他の防衛省令で定める用具を使

(懲戒処分)

第四十八条 ずれかの行為をしたときは、 で定める者をいう。以下同じ。 幹部自衛官 行うことができる。 五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。)であ 懲戒権者 (防 衛省設置法 (捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する (昭和二十九年法律第百六十四号) 当該被収容者に対し、 )は、被収容者が次の各号の 懲戒処分を いって政令 1

〈 匹 (略)

懲戒処分の種類

第四十九条 懲戒処分の種類は、 次のとおりとする。

(略)

一日につき一 一時間以内の防衛省令で定める業務 0) 従事

2 5 略

(略)

離した区画において拘禁する。 れを許さなければならない。 るところにより、 分を受ける者から、 第一 項第三号に掲げる懲戒処分においては、 懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分 次に掲げる行為の求めがあったときは、 この場合において、 防衛省令で定め 当該懲戒処

希望する時間の 一日につき二時間を下回 戸 、外における運動をすること。 らない防衛大臣が定める範囲内で

兀 · 五

> るところにより、 ることができる。 手錠その他の内閣府令で定める用具を使用

(懲戒処分)

第四十八条 ずれかの行為をしたときは 第十七条第二項に規定する幹部自衛官をいう。 行うことができる。 で定める者をいう。 幹部自衛官 懲戒権者 (防衛庁設置法 以下同じ。)は、 (捕虜収容所長又は捕 (昭和二十九年法律第百六十四号) 当該被収容者に対し 被収容者が次の各号のい 虜収容所に勤務する )であって政 懲戒処分を

5 略)

(懲戒処分の種類)

第四十九条 懲戒処分の種類は、 次のとおりとする。

(略)

一日につき二時 間以内 の内閣府令で定める業務 0 従

(略)

2 5 (略)

6 れを許さなければならない。 分を受ける者から、 離した区画において拘禁する。 るところにより、 第一項第三号に掲げる懲戒処分においては、 懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分 次に掲げる行為の求めが この場合において、 あったときは、 内閣府令で定め 当該懲戒 処

· = (略)

三 する時間の戸外における運動をすること。 一日につき二時間を下回らない長官が定め る範囲内で希望

兀 · 五

7

- 233 -

(懲戒処分を行う手続等)

第五十一条 (略)

を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。 から隔離することができる。この場合において、当該被収容者ろにより、反則行為をした疑いのある被収容者を他の被収容者2 前項の調査のため必要があるときは、防衛省令で定めるとこ 2

3 · 4 (略)

に係る記録を作成し、及び保存しなければならない。 6 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、懲戒処分

たときは、これを許可しなければならない。 表その他防衛省令で定める者から前項の記録の閲覧を求められて 捕虜収容所長は、懲戒処分を受けた被収容者、利益保護国代し

(懲戒処分執行後の監視)

下に置くことができる。
一巻戒処分の執行が終了した後、これを防衛省令で定める監視のしたことを理由に懲戒処分を受けた被収容者については、当該第五十四条 捕虜収容所長は、第四十八条第一号に掲げる行為を

防衛省令への委任)

に関し必要な事項は、防衛省令で定める。 第五十五条 この款に定めるもののほか、懲戒処分に関する手続

(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第五十六条 捕虜収容所長は、防衛大臣の定めるところにより、

(懲戒処分を行う手続等)

第五十一条 (略)

を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。から隔離することができる。この場合において、当該被収容者ろにより、反則行為をした疑いのある被収容者を他の被収容者、前項の調査のため必要があるときは、内閣府今で定めるとこ

3 • 4 (略)

表に対し、その旨及び当該懲戒処分の内容を通知しなければなは、内閣府令で定めるところにより、当該被収容者及び捕虜代懲戒権者は、被収容者に懲戒処分を行うことを決定したとき

6 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、懲戒らない。

に係る記録を作成し、

及び保存しなければならない。

たときは、これを許可しなければならない。表その他内閣府令で定める者から前項の記録の閲覧を求められて、捕虜収容所長は、懲戒処分を受けた被収容者、利益保護国代

(懲戒処分執行後の監視)

(内閣府令への委任)

に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 第五十五条 この款に定めるもののほか、懲戒処分に関する手

畑虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第五十六条 捕虜収容所長は、長官の定めるところにより、捕虜

分

という。)を指名するものとする。

(自弁の物品の使用等)

一~四 (略)

五 その他防衛省令で定める物品

(日課)

(活動等への援助)

他の活動について、援助を与えるものとする。 被収容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その第六十二条 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、 は

2 のうち、 助を与えるものとする。 自 により行う物品の製作その [己契約作業 捕虜収容所長は、 将校、 (これらの者が捕虜収容所の外部の者との請負契 准士官又は下士官として指定された者に対し、 防衛省令で定めるところにより、 他 0 作業をいう。 について、 被収容者 援

(防衛省令への委任)

必要な事項は、防衛省令で定める。 第六十三条 この節に定めるもののほか、被収容者の処遇に関っ

> う。)を指名するものとする。 代表及び捕虜代表を補佐する者(以下「捕虜代表補助者」とい

(自弁の物品の使用等)

第五十九条 する。 序の維持その他管理運営上支障がない は摂取することを申請した場合には、 閣府令で定める品 捕虜収容所長は、 目のものについて、 被収容者が、 限 捕 自 ŋ 弁の 虜収 次に掲げる物品 これを許すものと 容所の規律及び ものを使用 で内 秩又

一~四 (略)

五 その他内閣府令で定める物品

(日課)

(活動等への援助)

他の活動について、援助を与えるものとする。被収容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その第六十二条 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、

2 助を与えるものとする。 約により行う物品 自己契約作業 のうち、 捕虜収容所長は、 将校、 (これらの者が捕虜収容所の外部の者との請負契 准士官又は下士官として指定された者に対し、 の製作その 内閣府令で定めるところにより、 他 1の作業をいう。 について、 被収容者 援

、内閣府令への委任)

必要な事項は、内閣府令で定める。第六十三条。この節に定めるもののほか、被収容者の処遇に関

(業務の条件)

第七十一条 (略)

2 (略)

働者が守らなければならない事項の例により、防衛大臣が定め者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働規定により捕虜が守らなければならない事項は、労働安全衛生

(防衛省令への委任)

る。

の実施に関し必要な事項は、防衛省令で定める。 第七十二条 この節に定めるもののほか、業務の方法その他業務

(捕虜等抑留給付金)

**弗七十三条** (略)

、これを管理しなければならない。(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高2 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、給付金台

捕虜等抑留給付金の額及び加算)

定める月額
一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに防衛省令で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。第七十四条 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は

該業務に要する知識及び技能の程度等を考慮して防衛大臣が業務を行った日の属する月ごとに、業務の種類及び内容、当一 業務従事報奨金 防衛省令で定めるところにより、捕虜が

(業務の条件)

第七十一条 (略)

-(略)

働者が守らなければならない事項の例により、長官が定める。者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働規定により捕虜が守らなければならない事項は、労働安全衛生3 第一項の規定により捕虜収容所長が講ずべき措置及び前項の

内閣府令への委任)

の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。第七十二条。この節に定めるもののほか、業務の方法その他業

(捕虜等抑留給付金)

第七十三条 (略)

(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高2 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、給付金台

(捕虜等抑留給付金の額及び加算)これを管理しなければならない。

一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに内閣府令で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。第七十四条 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は

該業務に要する知識及び技能の程度等を考慮して長官が定め業務を行った日の属する月ごとに、業務の種類及び内容、当二 業務従事報奨金 内閣府令で定めるところにより、捕虜が

した金額定める基準に従い、その月の業務に対応するものとして算出

2 金にあってはその 基礎的給付 捕虜等抑留 金に 給 付 7月の前1 あ 金 ってはその  $\mathcal{O}$ 額 月における金額の全額を給付金計算高 は、 毎 月の 月 月額 口  $\mathcal{O}$ の全額、 防衛大臣 が定 業務従事報奨 8 る日に 2

(給付金台帳の閲覧)

加算するものとする。

給付金台帳を閲覧することができる。
防衛省令で定めるところにより、第七十三条第二項に規定する界七十八条 給付対象捕虜等、捕虜代表又は利益保護国代表は、

、防衛省令への委任)

七十九条 に関し必要な事項は、 給付金台帳 この節に定めるも の管理及び記録その他 防衛省令で ののほ か、 定める。 捕虜等 捕虜等抑留給付金の支 抑 留 付 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 取 扱

利益保護国代表等による面会)

第八十条 (略)

めの必要最小限の事項について指定することができる。 捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするた目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の2 捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、

(その他の者との面会)

ことが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可するに掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号

会員 る基準に従い、その月の業務に対応するものとして算出した

金額

あってはその 礎的給付金にあってはその月の月額の 捕虜等 抑 留給 月の前月におけ 付金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 は、 る金額の 毎月 口 全額 全額を給付金計算高  $\mathcal{O}$ 長官が定 業務従事報奨金に  $\Diamond$ る日 加

(給付金台帳の閲覧)

算するものとする。

給付金台帳を閲覧することができる。
内閣府令で定めるところにより、第七十三条第二項に規定する第七十八条 給付対象捕虜等、捕虜代表又は利益保護国代表は、

(内閣府令への委任)

第七十九条 給、 いに関し必要な事項は 給付金台帳の管理及び記録その この節に定めるもののほ 内閣府令で 他捕 か、 定める。 演 等 捕 | 虜等抑 抑 留 留給付金 付金 金 0 取  $\mathcal{O}$ 扱

(利益保護国代表等による面会)

第八十条 (略)

2 めの必要最 捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするた 目 内閣府令で定めるところにより、 的を妨げない範囲内において、 捕虜収容所長は、 小限の主 事 項に 前項の規定により面会を許可するときは つい て指定することができる。 面会の時間及び場所その 面会の相手方の用務の処理 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

(その他の者との面会)

第八十一条 ことが 会を必要とする特段の事情が に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、 補虜収 捕虜収力 容 所 の管理運営上支障がな 容所長は、 かめり、 被収容者に対 カュ 1 当該面会を許可する と認めるときは し、 前 条第 項各号 面 長

衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2~4 (略)

面会の停止等)

第 る場合には、 ことができる。 八十二条 指定して、 の対処に係る状況に照ら が実施する武力の行 防衛大臣は、 捕虜収容所長に対 前二条の規定による面会の 使、 武力攻撃を排除するために必要な自 部隊等の展開その他の Ļ į 我が国の防衛上特段の 期間及び捕虜収容 制限又は停止 特段の必要がなの武力攻撃事件 所の を命ずる 施 設 あ態 衛

限又は停止の解除を命じなければならない。 と認めるときは、捕虜収容所長に対し、直ちに、当該面会の制2 防衛大臣は、前項の面会の制限又は停止の必要がなくなった 2

(信書に関する制限)

者が国若しくは地方公共団体の機関、 書の発受の方法について、 で定めるものにあっては四通を下回ることができない 定する手紙に相当するものとして防衛省令で定めるもの 条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者 制限をすることができる。 被収容者が発する信書の作成要領及び通数並びに被収容者の信 ては二通 |際機関又は指定援助団体に対して発する信書であって、 権 ·四条 限に 項  $\mathcal{O}$ 場合に 属する事項を含むものについては、この 同項 捕虜収容所長 に規定する葉書に相当するものとして防 通数 いて、 は、 毎 被収容者が発する信書の 月、 ただし、 抑留業務の円滑な実施のため必要な 防衛省令で定めるところにより、 第三条約第七十一条第一 捕虜代表又は捕虜代表補助 利益保護国、 限りで 通数を制限 指定赤十字 であっ頃に規 衛省 な 第二 す 2

2

官の定めるところにより、これを許可することができる。

2~4 (略)

(面会の停止等)

第八十二条 合には、 ができる。 定して、 対処に係る状況に照らし、 実施する武力の行使、 前二 捕虜収容所長に対し、 長官は、 条の規定による面会の 武力攻撃を排除 部隊等の展開 我が国の 期間 及び捕り 防衛 その 制限又は停止を命ずること するため 上 他 一特段の必一 : 虜収容  $\mathcal{O}$ に必 武力攻擊事態 所の施設 要な自 要がある場 衛隊 を指 へ の

は停止の解除を命じなければならない。めるときは、捕虜収容所長に対し、直ちに、当該面会の制限又と「長官は、前項の面会の制限又は停止の必要がなくなったと認

(信書に関する制限)

第八十四条 条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補 国際機関又は指定援助団体に対して発する信書であって、 者が国若しくは地方公共団体の機関、 書の発受の方法について、抑留業務の円滑 被収容者が発する信書の作成要領及び通数 で定めるものにあ ては二通、 定する手紙 るときは  $\mathcal{O}$ 制限をすることができる。 前 権限に属する事項を含むものについては、 頭の場 %合にお 当該 同 に相当するものとして内閣府令 捕虜収容所長は、 **.項に規定する葉書に相当するものとして** 通 数は、 いて、 っては四通を下 毎月、 被収容者が発する信書の通数を制 ただし、 内閣府令で定めるところによ 回ることができない。 捕虜代表又は捕虜代表補 利益保護国、 で定めるものにあ な実施のため必 並びに被収容者の この限りでな 条第 指定赤十字 項 に規 限 助 す 助

3

被収容者が発する電

第 八十七条 る電気通信役務を利用して行う通信 偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合そ 他 の防衛省令で定める場合には、 捕虜収容所長は、 被収容者が信書によってはその配 電信その他防衛省令で定め (以下「電信等」 という。

2 が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について を被収容者が発することを許可することができる。 抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができ 捕虜収容所長は、 防衛省令で定めるところにより、被収容者

2

3 4 略

る。

|衛省令への委任)

第 八十 関し必要な事項は、 九条 この節に定めるも 防衛省令で定める。  $\mathcal{O}$ のほ か、 信書及び電 信等の 発受

(防衛大臣等に対する苦情の申出)

第九十一条 幕僚長 他自己が受ける処遇について、 (自衛隊法第九条に規定する幕僚長をいう。 被収容者は、 自己に対する捕虜収容所長の措置その 防衛大臣又は防衛大臣の定める に対し、

2 \ \ 4 略

書面

で、

苦情の申出をすることができる。

衛省令 への委任

理の手続に関し必要な事項は、 十二条 この節に定めるもの 防衛省令で定める。 のほか、 苦情の 申 出 及びその 処

虜資格認定等審查会)

資格認定審査請求及び懲戒審査請求の事件を取り扱

3

(被収容者が発する電気 信

第八十七条 る電気通信役務を利用して行う通信 偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合そ の他の内閣府令で定める場合には、 捕虜収容所長は、 被収容者が信書によってはその 電信その他内閣府令で定め (以下「電信等」 配

を被収容者が発することを許可することができる。

る。 が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について 抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができ 捕虜収容所長は、 内閣府令で定めるところにより、 被収容者

3 • 略

內 閣府令 への委任

第八十九条 この節に定めるもののほか、 に関し必要な事項は、 内閣府令で定める。 書及び電信等 0

(長官等に対する苦情の申出)

第九十一条 他自己が受ける処遇について、長官又は長官の定める幕僚長 苦情の申出をすることができる。 自衛隊法第九条に規定する幕僚長をいう。 被収容者は、 自己に対する捕虜収容所長の措置その に対し、 書面

2 \ 4 略

] 閣府令 への委任

第九十二条 理の手続に関し必要な事項は、 この節に定めるものの 内閣府令で定める。 ほ か、 苦情の 申 出 処

(虜資格認定等審査会)

第九 資格認定審査請求及び懲戒審査請求の事件を取 り 扱

防衛省本省に、 臨時に 捕虜資格認定等審查会 ( 以 下

審査会」という。 を置く。

(委員の任命

第九十五条 見を有し、 適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有す る者のうちから、 かつ、 委員は、 第三条約その他の国際的な武力紛争において 人格が高潔であって、安全保障に関する識

防衛大臣が任命する。

(罷免)

第 ときは、 九十九条 その委員を罷免しなけ 防衛大臣は、 委員が前条各号のいずれかに該当する ればならない。

捕虜収容所長の処置

第百二十一条

2 \ 4

5 ればならない。 掲げる事項を記載し、 項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、 捕虜収容所長がこれに記名押印しなけ 次

(略)

その他防衛省令で定める事 項

懲戒審査請求

第百二十五条 不服 があるときは、 被収容者は、 防衛省令で定めるところにより、 第四十八条の規定による懲戒処分に 書面で、

裁決の結果とるべき措置

査会に対し懲戒審査請求をすることができる。

ったときは、 一戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決が 捕虜収容所長は、 防衛大臣の定めるところにより、 第四十九条第一項各号に掲げる 懲戒審査請求

> 審査会\_ うため、 という。 防衛庁本庁に、 を置く。 臨時に捕虜資格認定等審査会 (以下<sub>「</sub>

(委員の任命)

第九十五条 見を有し、 適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有す る者のうちから、 かつ、 委員は、 長官が任命する。 第三条約その他の国際的 人格が高潔であって、 安全保障に関する識 な武力紛争において

(罷免)

第九十九条 は、 その委員を罷免しなけ 長官は、 委員が前条各号のいずれかに該当するとき ればならない。

(捕虜収容所長の処置

第百二十一条 略

2 \( \)

5 に掲げる事項を記載し ればならない。 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、 捕虜収容所長がこれに記名押印しなけ 次

一 〈 匹 (略)

五. その他内閣府令で定める事 項

(懲戒審査請求)

第百二十五条 審査会に対し懲戒審査請求をすることができる。 不服があるときは、 被収容者は、第四十八条の規定による懲戒処分に 内閣 府令で定めるところにより、 書面

(裁決の結果とるべき措

第百三十二条 あ 懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、 ったときは、 捕虜収容所長は、 長官の定めるところにより、 第四十九条第一 又は変更する裁決が 懲戒審査請求人が 項各号に掲げる

とらなければならない。
処分によって失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置を人がその処分によって受けた不当な結果を是正するため、その

# 防衛省令への委任)

び懲戒審査請求の手続は、防衛省令で定める。第百三十五条。この章に定めるもののほか、資格認定審査請求及

## (基準の作成)

の送還に関する基準を作成するものとする。
次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員第百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、

## √三 (略)

## **~二** (略)

なければならない。によって失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置をとらその処分によって受けた不当な結果を是正するため、その処分

# (内閣府令への委任)

び懲戒審査請求の手続は、内閣府令で定める。第百三十五条。この章に定めるもののほか、資格認定審査請求

## (基準の作成)

還に関する基準を作成するものとする。 掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送第百三十七条 長官は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に

## 一~三 (略)

以下「終了時送還基準」という。)を作成するものとする。を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準(「送還地」という。)、送還地までの交通手段、送還時に携行すべき被収容者の順序、被収容者の引渡しを行うべき地(以下2 長官は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付

。 事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる3.前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃

# 一~二 (略)

4

ができる。
)に関する基準(以下「移出基準」という。)を作成することげる措置を講ずるための捕虜の引渡し(以下「移出」という。て、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲す、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲前三項に規定するもののほか、長官は、武力攻撃事態に際し

5 基準、 を捕虜収容所長に通知するものとする。 送還基準、宗教要員送還基準、 という。 防衛大臣は、 捕虜交換等送還基準又は移出基準 )を作成したときは、 前各項の規定により重傷病認定基準、 終了時送還基準、 速やかに、 (以下「送還等諸基準 愿基準、宣誓解放送還 当該送還等諸基準 衛生要員

#### 6 (略)

(文書等の発受)

第百三十八条 に準ずるものとの間の文書及び通知の発受は、外務大臣が行う 大臣が同意したときは、 ただし、緊急その他の特別の事情がある場合におい 送還等諸基準の作成に必要な外国の政府又はこれ 防衛大 臣が行うものとする。 外務

(重傷病捕虜等の送還)

第百三十九条

- 2 還に同意したときは、捕虜収容所長は、速やかに、 条の規定による送還令書を発付するものとする。 前項の通知を受けた者が、 防衛省令の定めるところにより送 第百四十三
- 3 に携行を許可すべき携帯品の内訳その他の送還の実施に必要な 事項を定めなければならない。 て、 防衛大臣は、前項の規定により送還令書を発付すべき者につ 速やかに、その送還地、 送還地までの交通手段、 送還時

### 4 6

、武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還、

第百四十条

2 略

3 抑留資格認定官は、 防衛大臣の定めるところにより、 前項の

5 基準、 いう。)を作成したときは、 虜収容所長に通知するものとする。 捕虜交換等送還基準又は移出基準 長官は、 宗教要員送還基準、終了時送還基準、 前各項の規定により重傷病認定基準、 速やかに、 ( 以 下 当該送還等諸基準を 「送還等諸基準」と 宣誓解放送還基準 衛生要員送還

捕

### (略)

6

(文書等の発受)

第百三十八条 に準ずるものとの間の文書及び通知の発受は、 大臣が同意したときは、 ただし、 緊急その他の特別の事情がある場合において、 送還等諸基準の作成に必要な外国の政府又はこれ 長官が行 行うものとする。 外務大臣が行う

(重傷病捕虜等の送還)

第百三十九条 (略)

2 還に同意したときは、捕虜収容所長は、速やかに、 前項の通知を受けた者が、 内閣府令の定めるところにより送 第百四十三

条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 行を許可すべき携帯品の内訳その他の を定めなければならない。 長官は、 速やかに、 前項の規定により送還令書を発付すべき者につい その送還地、 送還地までの交通手段、 送還の 実施に必要な事 送還時に携 項 7

### 4 6 (略)

(武力攻撃事態に おける衛生要員及び宗教要員の送還)

第 百四十条 略

2 (略)

3 抑留資格認定官は、 長官の定めるところにより、 前項の交代

例により抑留令書を発付することができる。る者に限る。)に該当すると認めるときは、第十六条の規定のときであっても、その者が抑留対象者(第三条第四号ホに掲げ交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しない

## 4 (略)

(武力攻撃事態終了後の送還)

る。送還実施計画を変更する場合も、同様とする。
」という。)の案を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとす時送還基準に従い送還の実施に係る計画(以下「送還実施計画り終了時送還基準の通知を受けたときは、遅滞なく、当該終了第百四十一条 捕虜収容所長は、第百三十七条第五項の規定により

## 2 (略)

(送還令書の方式)

## ~六 (略)

こ その他防衛省令で定める事項

# (送還令書の執行)

虜収容所に勤務する自衛官その他の自衛官が執行するものとす第百四十四条送還令書は、防衛大臣の定めるところにより、捕

#### 2 (略

る。

(送還の特例)

より抑留令書を発付することができる。に限る。)に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例にであっても、その者が抑留対象者(第三条第四号ホに掲げる者要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないとき

## 4 (略)

(武力攻撃事態終了後の送還)

送還実施計画を変更する場合も、同様とする。」という。)の案を作成し、長官の承認を受けるものとする。時送還基準に従い送還の実施に係る計画(以下「送還実施計画第百四十一条 捕虜収容所長は、第百三十七条第五項の規定によ

## 2 (略)

(送還令書の方式)

るものとする。

「おいて準用する場合を含む。)若しくは第二項、第百四十三条(第百三十九条第二項、第百四十条第一項(第四項)を含む。)若しくは第二項、第百四十一第百四十三条(第百三十九条第二項、第百四十条第一項(第四項)

# 一~六 (略)

七 その他内閣府令で定める事項

# (送還令書の執行)

容所に勤務する自衛官その他の自衛官が執行するものとする。 第百四十四条 送還令書は、長官の定めるところにより、捕虜収

#### 2 (略)

(送還の特例)

第百四十六条 退去することを許可することができる。 により、 外の国籍を有する者であるときは、 又はチに掲げる者に該当 その国籍又は市民権の属する国に向 送還令書の 発付を受けた者が、 かつ、 防衛大臣は、 敵国軍隊等が属する外国 第三条第四 け、 その者の希 我が国から |号口、

た時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。ついては、防衛省令で定めるところにより、我が国から退去し2 前項の規定により我が国から退去することを許可された者に

(捕虜代表への通知等)

# 2 (略) 第百四十八条 ()

を講ずるものとする。
に対し、送還実施計画及び送還実績を周知するため必要な措置4 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被収容者

|防衛大臣による放免|

容所長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収ついて、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の第百四十九条。防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被収容者に

2 (略)

(抑留の取消し)

りその身体を拘束されているもの(以下この条において「刑事って現に刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によ第百五十条 防衛大臣は、抑留令書の発付を受けた被収容者であし

第 より、 百 することを許可することができる。 以外の国籍を有する者であるときは、 へ又はチに掲げる者に該当し、 四十六条 その国籍又は市民権の属する国に向け、 送還令書の発付を受けた者が、 かつ、 長官は、 敵国軍 隊等が属する外国 第三条第四号口、 我 その者の希望に が国から退 去

(前尊代長へ) 重り等くた時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。た時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。ついては、内閣府令で定めるところにより、我が国から退去することを許可された者に2 前項の規定により我が国から退去することを許可された者に

(捕虜代表への通知等)

第百四十八条 (略

## 2 (略)

| 移出の実績を捕虜代表に通知するものとする。 | 3 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、送還

を講ずるものとする。に対し、送還実施計画及び送還実績を周知するため必要な措置4 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者

長に当該被収容者を放免するよう命ずることができる。を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜収容所て、送還実施計画に基づき送還することが当該被収容者の利益第百四十九条 長官は、送還令書の発付を受けた被収容者につい(長官による放免)

## 2 (略)

(抑留の取消し)

の身体を拘束されているもの(以下この条において「刑事事件現に刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりそ第百五十条 長官は、抑留令書の発付を受けた被収容者であって

送還等 事件等被拘束者に対する抑留令書に係る抑留の ・件等被拘束者」という。)以 て同じ。)が完了したときは、 (送還その他の事由による抑留の終了をいう。 外のすべての被収容者につい 捕虜収容所長に対し、 処分の 次条にお 当該刑 取消 7

(自衛隊の部隊等における領 置 を命ずることができる。

第百五十三条 物品については、 若しくは第二項又は第九条第四項の規定による引渡しを受けた 被拘束者がその引渡しの際に所持する現金及び物品 」という。)を領置することができる。 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第六条第一 領置してはならない。 ただし、 次に掲げる (以下「金 項

略

前二号に掲げるも 0 0 ほ か、 防衛省令で定める私用  $\mathcal{O}$ 物品

2 \ 4 (略)

捕虜収容所における領置

第百五十四条

2 • 3 略

4 より、 被収容者又は利益保護国代表は、 前項の受領証の控えを閲覧することができる。 防衛省令で定めるところに

5 \ 8 略

入物の取扱 じ

第百 外の 付した金品 内 五十五条 容 の検査を行うことができる。 者が被収 については、 捕虜収容所長又はその指定する職員は、 容者に交付するため捕虜収容所に持参し、 防衛省令で定めるところにより、 被収容者 又は そ

略

2 \ \ 5

略

件等被拘束者に対する抑留令書に係る抑 等 等被拘束者」という。)以外の 同じ。)が完了したときは、 (送還その他の事由による抑留の終了をいう。 捕虜収容所長に対し、 すべ ての被収容者について送還 留  $\mathcal{O}$ 処分の1 次条において 取消 当該刑事事 しを命

(自衛隊の部隊等における領

ずることができる。

第百五十三条 物品については、 品」という。)を領置することができる。 被拘束者がその引渡しの際に所持する現金及び物品 若しくは第二項又は第九条第四項の規定による引渡しを受けた 指定部隊長又は抑留資格認定官は、 領置してはならない。 ただし、 第六条第一 次に掲げる (以下「金 項

略)

三 前二号に掲げるもの (略) 0 ほ か、 内 閣府令で定める私用

2 \( \) 、捕虜収容所における領

第 百五 十四条

略

2 • 3

4 より、 被収容者又は利益保護国代表は、 前項の受領証の控えを閲覧することができる。 内閣府令で定めるところに

5 8 略

(差入物の取扱い)

第百五十五条 送付した金品については、内閣府令で定めるところにより、そ 以外の者が被収容者に交付するため 「容の検査を行うことができる。 捕虜収容所長又はその指定する職員は、 捕虜収 容所に持参し、 被収容者 又は

の物品

# (死亡者等の遺留物)

百五十 令で定めるところにより、 た現金又は物品 又は価値のないものであるときは、 る場合にお T該物品 いて、当 であって遺留されたものがあるときは、 が腐敗し、 東者 該 一文は被告 ※被拘・ これを返還しなければならない。 若しくは滅失するおそれがあるも 東者又は被収容者から領置して 収 容 者 廃棄することができる。 0 死亡その 他 防 衛省令で定 防衛省 た  $\mathcal{O}$ 11 第

# (防衛省令への委任)

は、防衛省令で定める。 | 第百六十条 この節に定めるもののほか、領置に関し必要な事項 | 第

報告しなければならない。 | 所における被収容者の収容状況について、防衛大臣に定期的に | 2 捕虜収容所長は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜収容 | 9

関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に

、混成医療委員の指定)

第 百六十八条 薦するもの とともに第百三十七条第 する医療業務 いて医師に相当する者であって指定赤十字国 するかどうかの認定に係る診断を行う者 という。 以 防 下 の実施に関して必要な勧告その他の措置 衛大臣 「外国混成医療委員」 )として、 は、 項第一 武力攻撃事態に際し 医師である自衛隊 号に規定する送還対象 という。 て、 員 二名を指定 際機 被収 一名及び 下 機関が推る及び外 - 「混成 容者に をとる

# 死亡者等の遺留物)

百 令で定めるところにより、 た現金又は物品であって遺留されたものがあるときは、 又は価値のないものであるときは、 める場合において、 五. 十八 当該物品が腐敗 被拘束者又は 当該被拘 Ľ 若しくは滅失するおそれがあるも これを返還しなければならない。 被 、東者又は被収 収 廃棄することができる。  $\mathcal{O}$ 死 容 者から領置 他 内閣府令で定 内閣 して た 府 11

(内閣府令への委任)

は、内閣府令で定める。第百六十条。この節に定めるもののほか、領置に関し必要な事項

に報告しなければならない。 現にその身体を拘束している被拘束者について、長官に定期的第百六十七条 抑留資格認定官は、長官の定めるところにより、

ければならない。
おける被収容者の収容状況について、長官に定期的に報告しな
2 捕虜収容所長は、長官の定めるところにより、捕虜収容所に

関する情報の取扱いについては、内閣府令で定める。3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に

(混成医療委員の指定)

第 委員」 おい るもの る医療業務 百六十八 該当するかどうかの認定に係る診断を行う者 もに第百三十七条第 て医師に という。 (以 下 0 相当 実施に関して必要な勧告その他 長官は、 「外国 )として、 する者であって指定赤十字国際機関が推 [混成医療委員] 武力攻撃事 項第一号に規定する送還対象重傷病者に 医 |師である自 態に ーという。 際 衛隊 L て、 員  $\overline{\mathcal{O}}$ (以 下 措置をとるとと 被収容者に対す 名及び外国 混 定する 成 医 療

するものとする。

して日本赤十字社が推薦する医師を指定するものとする。 定することができないときは、これに代えて、混成医療委員と2 防衛大臣は、やむを得ない事由により外国混成医療委員を指2

第百七十一条 (略)

た場合における措置については、防衛省令で定める。2.前項に規定するもののほか、被拘束者又は被収容者が死亡し

2 関する基準を定めるものとする。 拘束者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。 施設における安全確保のために講ずべき措置の な被拘束者を留め置く区画又は施設の設置要領、 防衛大臣は、 防衛大臣 被収容者を収容する は、 第二章に定める手続を行うため 捕 虜収容所の 内容その 当該区画又は 施設 の設置 他 一の被 必要

(被拘束者への食事等の提供)

第百七十三条 (略)

提供を受けることができる。出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。)又は防衛省令で2 被拘束者は、管轄の抑留資格認定官が指定する自衛隊病院(

百七十六条 受けた衛生要員 「しくは第五十条の八又は覚せ 」という。 大臣が厚生労働 第一 第百四十条第三項 ) は、 項 のうち防衛大臣 の規定にかかわらず、 麻薬及び 大臣と協 議 11 向精神薬取締法第十三条第 が指定する者  $\mathcal{O}$ の上 規定により抑留令書の発付 剤取締法第十三条若しくは 指定するところにより、 次に掲げる事項 (以 下 「指定衛 んについ 第 項生 を

第

ものとする。

日本赤十字社が推薦する医師を指定するものとする。ることができないときは、これに代えて、混成医療委員として、長官は、やむを得ない事由により外国混成医療委員を指定す

第百七十一条 (略)

た場合における措置については、内閣府令で定める。2 前項に規定するもののほか、被拘束者又は被収容者が死亡し

者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。における安全確保のために講ずべき措置の内容その他の被拘束拘束者を留め置く区画又は施設の設置要領、当該区画又は施設第百七十二条 長官は、第二章に定める手続を行うため必要な被

る基準を定めるものとする。 長官は、被収容者を収容する捕虜収容所の施設の設置に関

す

(被拘束者への食事等の提供)

第百七十三条 (略)

2 自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。)又は内閣府令で 出動自衛官の例により、 定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊 提供を受けることができる。 被拘束者 は、管轄の抑留資格認定官が指定する自 その 心身の状況に応じて必要な医 0 部隊にお 衛隊 11 病 て、 療 院 0

第百七十六条 条の六第一 」という。 受けた衛生要員のうち長官が指定する者 官 が厚生労働 は第五十条の八又は覚せ ) は、 項の規定にかかわらず、 ||大臣と協議の上指定するところにより 第百四十条第三項の規定により抑留令書の発付 麻薬及び VV 向 二精神薬取締法第十三条第 剤取締法第十三条若しくは第三十 次に掲げる事項について長 (以 下 指定 衛 項若し 生 一要員

入することができる。 麻薬、向精神薬、覚せい剤又は医薬品である覚せい剤原料を輸

一~五 (略)

その指定に係る事項を財務大臣に通知するものとする。2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、

精神薬、覚せい剤又は医薬品である覚せい剤原料を輸入するこ

とができる。

一~五 (略)

指定に係る事項を財務大臣に通知するものとする。
2 長官は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その

- 248 -

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)(附則第六十一条関係)

																	18		1		
号	六号及び第七	附則第九項第		項及び前項	四項、第十五	五号ハ、第十	附則第九項第	略			五号口	附則第九項第	略	それぞれ同表の	て、次の表の上	項第十六号に規	附則第九項か	(防衛省の職員	<b>(略)</b>	附則	
		第二条第一項					総務大臣	略				在勤する職員	略	下欄に掲げる字句に読	欄に掲げる規定	規定する職員につ	ら前項までの	(への準用)			改正
冷地手当法第二条第一項	おいて準用する改正前の寒	第七条第一項及び第二項に					防衛大臣	略	む職員	係港を有する船舶に乗り組	冷地に防衛大臣の定める定	在勤する職員及び当該新寒	略	句に読み替えるものとする。	中同表の中欄に掲げる字句は	いて準用する。この場合にお	規定は、国家公務員法第二条第				案
			l					I	I				I	]		<i>\\</i>	= 18		1		
<del></del> 号	六	附						1	1					. 7	_	西	18		1		
	六号及び第七	則第九	並びに前項	項、第十五項	六号、第十四	五号ハ及び第	附則第九項第	略			五号口	附則第九項第	略	それぞれ同表の	て、次の表の上	項第十六号に担	附則第九項か	(防衛庁の職員	17 (略)	附則	
	(号及び第七	門則第九項第 第二条第一項	び に 前	第十五	第	ク及	附則第九項第 総務大臣	略略			五号口	項	略略	てれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	次の表	<b>垻第十六号に規定する職員について準用する。</b>	九	衛庁の	17		現

附則第十
略

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号) (附則第六十二条関係)

	の適用があるものとする。
	の新去の規定の列こよる場合こよ、付則第三条から第六条まで
規定の適用があるものとする。	項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項の規定によ
新法の規定の例による場合には、附則第三条から第六条までの	として退職した場合において防衛省職員給与法第二十八条第二
ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項の規定により	の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。)
として退職した場合において新防衛庁給与法第二十八条第二項	号)の施行の日以後に退職することにより防衛省職員給与法
の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。)	防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第
する法律(以下この条において「新防衛庁給与法」という。)	一項に規定する任用期間の定めのある隊員であって、その者が
とにより前条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関	よる改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条第
おいて任期制隊員であって、その者が施行日以後に退職するこ	隊員が新制度適用任期制隊員(施行日前において前条の規定に
任期制隊員」という。)が新制度適用任期制隊員(施行日前に	という。)第二十八条第一項に規定する任用期間の定めのある
に規定する任用期間の定めのある隊員(以下この条において「	律第二百六十六号。以下この条において「防衛省職員給与法」
第十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条第一項	第十四条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法
置)	置)
(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措	(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措
附則	附則
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

		(傍線部分は改正部分)
改正案	現	行
附則	附則	
(俸給の切替えに伴う経過措置)	(俸給の切替えに伴う経過措置)	
第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表 (防衛省)	第十五条 切替日の前日から引き続き同	四一の関係俸給表(法別表)
の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六	第一若しくは別表第二、一般職給与法	仏別表第一、別表第六から
号。以下「防衛省職員給与法」という。)別表第一若しくは別	別表第八まで若しくは別表第十、特定	足任期付職員等俸給表又は
表第二、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若	防衛庁設置法等の一部を改正する法律	年(平成十八年法律第
しくは別表第十、特定任期付職員等俸給表又は防衛庁設置法等	号)第三条の規定による改正前の法	の法別表第一から別表第三ま
の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)第三条の		同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受け
規定による改正前の法別表第一から別表第三までをいう。以下	俸給月額に達	しないこととなる職員(内閣府令
同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧	で定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、	7額のほか、その差額に相
員 (防	当する額を俸給として支給する。	
除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給		
として支給する。		
2 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員 (	2 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員	<sup>紀</sup> 表の適用を受ける職員 (
前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸	前項に規定する職員を除く。)につい	て、同項の規定による俸
給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは	給を支給される職員との権衡上必要が	る職員との権衡上必要があると認められるときは
、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定	、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、	こころにより、同項の規定
に準じて、俸給を支給する。	に準じて、俸給を支給する。	
3 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった	3 切替日以降に新たに関係俸給表の適	の適用を受けることとなった
職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸	職員について、任用の事情等を考慮し	任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸
給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは	給を支給される職員との権衡上必要が	職員との権衡上必要があると認められるときは

定に準じて、俸給を支給する。
、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規

十六条 条第二 給月額」とあるの の給与等に関する法 第百二十二号) 職 と読み替えるものとする。 員給与法第十 項の規定の 前 条の規定による俸給を支給され 附則第十五条の 適 は、 一条の二に 用 律の については、 調整前における俸給月 一部を改正する法律 おいて準用する一般職 規定による俸給の額との 同項中 る職 調 類と防 整前 員 伞 12 一成十七年法の防衛庁の職 給与法第 に 関 おけ ける防 合計 る俸 衛 第十

3 2 関する法律の一部を改正する法律 衛庁給与改正 衛庁の職員の給与等に関する法 給与法第二十七条の三第二項の 給与法第十一条の三第二項の規定の適用につい 額との合計 十七年法律第百二十二号。 受けていた俸給月額」 -給月額」とあるのは、 前 条の 条の 附則第十五 規定による俸給を支給される職員に関 規定による俸給を支給され [額] と、 法」という。 条の規定による俸給 政 とあるのは 令で定め 一俸給月額と防衛庁の職員の給与等に 以下この項におい 附則第十五条の規定による俸給の 律 規定 る俸給月額  $\mathcal{O}$ (平成十七年法律第百二十二 の項において「平成十七年防の一部を改正する法律(平成は「受けていた俸給月額と防 る職員 の適用については、 の額との合計 に とあ 関 学る防! ては、 する 額 るの 防 とする。 同項中間 衛省職員 同項 は 政 中 員 3 2

二条の規定による改 甪 関する特例等 十二年三月三 正 前  $\mathcal{O}$ 別 日 にまでの 表第 三」とする。 間 における 般職 給与 法  $\mathcal{O}$ 

令で定める俸給月額

同

条の

規定による俸給

額

との合計

額

別表第一

とあ

るの

は

「平成十

七年防

衛の

庁給与改正

法第

定に準じて、俸給を支給する。、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、これらの

する法律  $\mathcal{O}$ 十一条の二において準用 るものとする。 の適用に -六条 附則第十五条の は、 調  $\mathcal{O}$ ついては、 前条の規定による俸給を支給され 整前に、 一部を改正する法律 規定による俸給の おける俸給月 同項中 する一 「調整 類と防御 般職給与法第十 (平成十七年法律第百二十二号 前におけ 額との 衛 庁 る俸給 合計  $\mathcal{O}$ る 職員 職 条第二項 額」と読み替 員 0 月額」とあ 給与等に関 関 する法  $\mathcal{O}$ 規 る 定 え

るの 部を改正する法律 の三第二項の規定の 条の規定による俸給の額との合計 前条の規定による俸給 は、 「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律 (平成十七年法律第百二十二号) 適用については を支給さ 額 れ る職 とする。 同項 員 单 に 関 俸給月額」 す る法第 附則 第 十五 ط  $\mathcal{O}$ あ 条

」とあるの 」という。 二十二号。 月 与等に関 る改正前 給月額」とあるのは 条 額 の三第二項の規定の適用については、 前条の規定による俸給を支給される職 と同 政令で定める 条の  $\mathcal{O}$ する法律 以下こ 別表第 は 附則 規定による俸 成 第十五条の規定による俸給の額との合計  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三」とす り項におい 俸給月額」 部を改正する法律 受けていた俸給月額と防衛庁の職 七 年防 ź。 給 |衛庁給与改正法第二条の規定によ 7  $\mathcal{O}$ 額との とあるのは 平 成十: 合計 員に関 同項 七年防衛庁 (平成十七年法 額 「政令で定める俸給 中 す 「受けてい る法 給与改 別 表 律 員 た棒 第 第  $\mathcal{O}$ 正 給 百

準用に関する特例等)(平成二十二年三月三十一日までの間における一般職給与法

項に 後の 及び第十 あ 八条第六項及び E 七 て、 おい お 月三 般職  $\mathcal{O}$ 十一 - 一条の 7 7 準 般 給 与法 職 甪 用 日 職 給与改 する改 する一 政 五 ま 給 第七 (令」と読み替えるものとする。 の規定の で 与 改  $\mathcal{O}$ 正 正 項 般 間 下 正 法附 職給 後 並 に 適用につい 改  $\mathcal{O}$ び お 附 則第十三条の表中 に 正 与 け 則 第十三 般職: 改正 る防 防 後 衛  $\mathcal{O}$ 給与法第十 省 法第二条の規定 衛 省職 て準用す 職 般 **殿職給与** 員給与法第十  $\mathcal{O}$ 規 員 給 定 ź。 法 は、 与 条 法 この の三 という。 第五 事 による改 亚 院 匝 成二十二 場合に 第 ]条第二 全第二 規 則 項 正 第

2 百分 項 け 定 にお る自 び第十一 を を受ける自 減じ 成二  $\mathcal{O}$ める割合」とあるの + 衛官を除 て準用 十二年 て得た割合」と、 四」と読み替えるも 条の 衛 でする改一 官 五の規定の 应 月 (防 に 衛省 正 日 は 関 後 以 同条中 適用に する防 降に 職  $\mathcal{O}$ 「当該各号に定める割合  $\mathcal{O}$ 員 般職給与法第十一条の三防衛省職員給与法第十四 とする。 給与法第六条の お ついては 「百分の十五」 11 て附則第十五 同 規定 項中 とあ 条 から  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 るの 適用 規 第 百 該 条 定 第二 各号項 を受 は分  $\mathcal{O}$ 0 適 2

(地域手当に関する経過措置)

改 正 項 前 条 う。 与 に  $\mathcal{O}$ お 員 般職 いて準 用 条の に係る官署の 給与法 条の六 規定 用 条 す **る** 应  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ ( 次 項 |条第 施 0) 六 般職 規 移  $\mathcal{O}$ 行 定の 転 規 に 0 給与改 際現に に係る地 項 定 お 気におい 適  $\overline{\mathcal{O}}$ į١ 一用に 7 適 用を受け 「改正 正 旧 「改正前の一般際上法第二条の規定 、て準用、 法第十 ついては、 域手当の する改 匹 て 支給 11 条第二 般職 次 る 職員に対機能与法  $\mathcal{O}$ 正 に 表 関 後 項 の上 文は  $\mathcal{O}$ す る

> 三条の 項並 下 年三 給与法第十 般 ŧ 11 法 職給与改正法第二条の規 七  $\mathcal{O}$ て準用する。 「改正後の 以 月三 とする びに新 条 表中 下 一 法第十 般 一条の三 日 職 法 この場合において、 事 般職 ま 給 与改 院 四条第二項において準 で 第二項及び第十 いう。 .規則」とあるの 給与法」という。 0) 間 正 法 定による改正 お 附 れける 第五条第二項に 則 第 は、 般職 条の 甪 第八条第六 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 「政令」と読み替える 給与改 規定 五. する改正  $\mathcal{O}$ 規 一の規定 お 定 般 は、 に による改 Œ 職 7 項及び 概給与法 法附 準用 後 の適用に 平 成  $\mathcal{O}$ ]則第十 する 正 第七 般 0 職

<\_0 条中 当該 用に 用を受ける自衛 のとする。 平 )に関う 職給 各号に定める割合 ついては、 成二十二 「百分の 与法第十一 ける新 + 年 同項 五」とあるのは 官 兀 月一 法第十四条第二項におい (法第六条の規定の 中 条の三第二項 日以 から 「当該各号に定める割合 百分 降に の一を減じ お 「百分の 及び 7) 7 第十 適 附 + 用 則 て準用 应 を受け 7 第十 得た割合」と、 条 と読み替えるも  $\mathcal{O}$ 五. とあ る自衛 する改 五 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 規 る  $\mathcal{O}$ 定 正 官 定 [を 除  $\mathcal{O}$ 後 は  $\mathcal{O}$ 同 適の 適

(地域手当に関する経過措置)

第十八条 十新 す 改 第三項に 法第十四 正 条の六 前 T該適 、 う。 お 般職 0 条第二項におい 用に 1 条の 第十 て準 規 定 係る官署の 給 与法  $\mathcal{O}$ 用する一般 規定の施 条の六 適 闸 ( 次 項 12 いて準用する改正の移転に係る地域 0 0 行 にお 規 職  $\mathcal{O}$ おおり ては 際 定  $\mathcal{O}$ 現 適用、 改 て E 次 旧 正 を受け  $\mathcal{O}$ 正 域 改 法 法 表 後 手当の支給 正 第 第 0  $\mathcal{O}$ 前 + Ŀ 条の規定に 7 兀  $\mathcal{O}$ 条 般 1 職 る 般 概給与法 職 に関 職 項 員 給 る同 よる 与 す る 対 法

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

2																			
は第三項にお城手当の支給でいる。	略																		第
第三項に第二条の																			一項
項の受て条																			72
で 支け 準 別の 規																			
で で で で で で で で で で で で の 施 行 に の 施 行 に の に る に る に る に る に る に る に に る に に に に る に に に に に に に に に に に に に	略	略												下	割	項	割合	地	略
準切職改施用替員正行															割合を	各日	合	域	
用替員正行す日に前の															と	万		地域手当	
す日に前のるの対の際															う。	項各号に定め	同条第	$\mathcal{O}$	
改前す一現																8	第	支給	
て準用する改正前の施行の際現に旧の施行の際現に旧															以	る		給	
改正前の一前日においずる当該適一般職給与	略	略	め	第	ŀ	給	淮	法	ı	受	法	省	_	$\mathcal{O}$	年	ız	衛	調	略
のお該 給 法 第一般 て 用 法 第十	РЦ	нц	る		よる	与改	準用する平成	第	にあ	け	律	$\mathcal{O}$	条	の規定による改正前	_	にお	庁給	整	нц
般て用法十			割	項。	改	改	す	+	0	る	律第六	職員		定	般職給	11	給	整手当	
職旧に第四条			合を		正前	正法	る TV	丛久	ては	目無	六条	貝の	二	(C	職	て	与法	当の	
職給与法門法第十一条第二			とい	以下	刊 の	広第	成	四条第三	14	ける自衛官	米の	の給	の三第二	ムス	写	て準用	<b>広第</b>	全	
与第る一第法十異条二			う。	同	の第	_	+	=	旧	以外	規	与	項	改	改	す		支給	
第四動の項十条等七又				U.	+	条	十七年	一項に	防衛		定	与等	項各号	正	正法	する	十四条第	割合	
十条等七又			以下	Ů	一 条	の規	年	にお	衛宁	の 占	の	に関	号		法等	平成	条第	台	
一第にのは条二係規第			Ι,	に	米の	現 定	般	いく	庁給	自衛	適用	関す	(防	の第	第二	八十	舟	旧	
の項る定三				定	$\equiv$	に	職	7	与	官	を	る	衛	干	条	十七	項	防	
三又地の項	L	1																	
2																			

掲げる字句に読み替えるものとする。 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

																			_
2	1																		
8																		第一	
_ 																		項	
5																			
見																			
上り位うの祭見こす  略	略												下	割合をいう。以	項各号に定める	割合(同条第二	地域手当の支給	略	
育二条の見どの位すの祭見こ司去尊上囚を育二頁又は寫三頁略────────────────────────────────────	略	める割合をいう。以下	第二項。以下同じ。)に定	よる改正前の第十一条の三	給与改正法第二条の規定に	準用する平成十七年一般職	法第十四条第三項において	にあつては、旧防衛庁給与	受ける自衛官以外の自衛官	法律第六条の規定の適用を	庁の職員の給与等に関する	一条の三第二項各号(防衛	の規定による改正前の第十	年一般職給与改正法第二条	において準用する平成十七	衛庁給与法第十四条第二項	調整手当の支給割合(旧防	略	
																			_

は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の三域手当の支給及び切替日の前日において旧法第十四条第二項又適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項

法第十 する当 掲げる同条の規定中 給与法第十一条の にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこ 若しくは第十一条の六  $\mathcal{O}$ 在 勤する官署が切替日に移転 1第十一条の七の規定の適用については、次の表-四条第二項において読み替えて準用する改正後1該異動等に係る地域手当の支給に関する防衛省11 掲げる字句 同 に読み替えるものとする。 表の中欄に掲げる字句  $\mathcal{O}$ 規定の 適用を受けている職 した場合における当該 は、 それぞれ れ 員 公の上欄に の 一 職 職 らが 員給与 の職 員に 般職 同 表 対 員 日

 略	略	略
γ۱		
第二項)に定める割合をい		
よる改正前の第十一条の三		
給与改正法第二条の規定に		
準用する平成十七年一般職		
法第十四条第三項において		
にあつては、旧防衛庁給与		
受ける自衛官以外の自衛官		
法律第六条の規定の適用を		
省の職員の給与等に関する	割合をいい	
一条の三第二項各号(防衛	の政令で定める	
の規定による改正前の第十	は第十一条の四	
年一般職給与改正法第二条	に定める割合又	
において準用する平成十七	の三第二項各号	
衛庁給与法第十四条第二項	割合(第十一条	
調整手当の支給割合(旧防	地域手当の支給	
略	略	第一項

条の七の規定の適用については、次の表し二項において読み替えて準用する改正後 する当該異動等に係る地域 の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職 にその在勤する官署を異に 若しくは第十 規定中同 白 読み 表  $\mathcal{O}$ 中欄に掲げる字句 替えるものとする。 条の六の規定の適 適用につい 手当の支給に関 して異動した場合又はこれ は、 用を受けて それぞ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ れ同表の下欄に掲げ 上欄に掲げる同 する新法第十四 上欄に掲げる同条の一般職給与法第十一 いる職員が切 5 員  $\mathcal{O}$ · 条第 に対 替 職 員

略		第一項
略	割合(第一条の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	略
略	調整手当の支給割合(旧防衛庁給与法第十四条第二項 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項 一条の三第二項各号(防衛 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二項 一条の三第二条の規定に よる改正前の第十一条の三 よる改正前の第十一条の三 よる改正前の第十一条の三	略

(平均給与額算定の基礎となる給与の経過措置)

第十九条 及び防 する。 律 当及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改 手当」という。) とし、 の三から第十一条の七までの規定による調整手当(以 百十三号)第二条の規定による改正前の一 給与に関する法律等の一部を改正する法律  $\mathcal{O}$ 給与 務上 相当する額)」とあるのは「相当する額)及び調整手当」と 衛官」と、 第十 (平成十七年法律第百二十二号) 第二条の規定による改正 衛官」とあるのは 四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員 衛出動手当とし、 法第二十七条第二項の規定の の災害又は通勤による災害に 平 成· 十八年六月三十日以前に発生した事故に起因する 「及び営外手当」とあるのは 事務官等」とあるのは一項の規定の適用につい 事務官等」と、「及び防衛出動手当と 防衛出動手当及び調整手当とし、 係る補償に関する防衛省職 般職 (平成十七年法律第 ては、 営外手当」と、 給与法第十一 を改正する法防衛出動手は、同項中「 下 . 「調整 条  $\mathcal{O}$ 前 第十

二条の規定による改正前の一般職給与法第十一 法律等の一部を改正する法律 二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する 年法律第百二十二号)第二条の規定による改正前の第十四条第 の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 手当とし、 とあるのは「、 公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する新法第 一条の七までの規定による調整手当 十七条第二項の 」とあるのは「相当する額)及び調整手当」とする。 とし、 及び営外手当」とあるのは 九条 -均給与額算定の基礎となる給与の経 平成十八年六月三十日以 事務官等」と、 事務官等」とあるのは 規定 防衛出動手当及び調整手当とし、 の適用については、 「及び防衛出動手当とし、自衛官」 (平成十七年法律第百十三号) 営外手当」と、 前に発生した事故に起因 (以下「 防衛出動手当及び防 同項中 過 調整手当」という 条の三から第 「及び防衛出 自衛官」と、 相当する額 ( 平成· 十七七 衛庁 「する 第

(附則第六十四条関係) ○通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成十八年法律第十二号)

(傍線部分は改正部分)

については、なお従前の例による。て適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害	、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害につい規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定は	白六十六号)第二十七条第一項において準用する第一条の「防衛省の職員の糸生等に関する治律(昭和二十七年治律	四日二十二年长書	(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措附 則	改正案
、なお従前の例による。 施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については	後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定は、施行日以	伴第二十 第二十	<b>育ごを「何をつ見官こよる女臣をつ方荷げつ哉すつ合み等に場け置)</b>	(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措附 則	現

_
傍線
部
分は
改正
部
分

(防衛省設置法の一部改正) 第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部 第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部 第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部 第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部 第一条 防衛省設置法(昭和二十二人」を「四万五千八百十二人」に、「四万七千三百三十二人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」を「二十五万千二百二十二人」に、「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百七十六人」を「四百七十六人」を「四百七十六人」を「四百七十六人」を「四方七十三百三十二人」に、「四方七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四方七千三百四十二人」に、「四方七千三百四十二人」に、「四方七千三百四十二人」に、「四方七千三百四十二人」に、「四方七十三人」に、「四方七十二人」に、「四方七十三)に、「四方七十二人」に、「四方七十二十二人」に、「四方七十二人」に、「四方七十二人」に、「四方七十二人」に、「四方七十二人」に、「四方十二人」に、「四方七十二人」に、「四方七十二人」に、「四方十二人」に、「四方七十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二十二人」に、「四方十二十二人」に、「四方十二人」に、「四方十二十二人」に、「四方十二十二人」に、「四方十二十二人十二十二人(四方十二十二人)に、「四方十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	改正案	
(防衛庁設置法の一部改正) (防衛に、「二十五万五千八百八十二人」に、「二十五万五千八百八十二人」に、「二十五万五千八百八十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「千八百四十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「千八百四十二人」に、「一四方七十三百四十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「四方七十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「一四方五千八百八十二人」に、「四方七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	現行	

関すること。 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定めるもの 0 調達に

第三十一条第三項及び 第四項中 「契約本部」 を 「装

に改める。

第三十二条第 項中 「契約本 部 を 「装備-本部」 に改め、 同

条第二 項及び第三項を削り、 同条第四 項を同条第二項とする。

第四十二条中 「掲げる事務」 の下に「(第十条第六号に掲げ

るものを除く。)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) *の* 部を次

のように改正する。

に改める。 第二条第一項及び第五条第一 項中 「契約本部」 を 「装備本部

同条に次の一項を加える。

第十条第一項中

「方面隊」

0

下に

乛

中

- 
東
即

応集

団

を加

え

中央即応集団は、 中央即· 応集団司令部及び団その他の 直

5 部隊から成る。 轄

第十二条の二の次に次の一 条を加える。

(中央即応集団司令官)

第十二条の三 中央即応集団  $\mathcal{O}$ 長は、 中 - 央即 応集団司令官とす

即応 中央即応集団司令官は、 集団の隊務を統括する。 防 衛

大臣

 $\mathcal{O}$ 

指揮監督を受け、

中

央

2

四条を削 第三章第一節中第十三条を第十四条とし、

同 前に次の一 条を加える。

の長)

関すること。 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定めるものの調達に

第三十一条第三項及び第四項中 「契約-本 部 を 「装備· 本

に改める。

備

本

部

第三十二条第 一項中 「契約 本部」 を 「装備本部 に改 同

条第二項及び第三項を削り、 第四十二条中 「掲げる事務」 同条第四 の 下 に 項を同条第二項とする。 (第十条第六号に掲げ

るものを除く。)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) 部を次

のように改正する。

第二条第一項及び第五条第 項中 契約本部」 を 装備

本部

に改める。

第十条第一項中 同条に次の一 項を加える。 「方面隊」  $\mathcal{O}$ 下に 中 央即応集団\_

5 部隊から成る。 中央即応集団 は 中央即応集団司令部及び団その他  $\mathcal{O}$ 直 轄

第十二条の二の次に次の一 条を加える。

(中央即応集団司令官)

第十二条の三 中央即応集団の長は、 中 央即 応集団司令官とす

2 集団 中央即 [の隊務を統括する。 応集団司令官は 長官の 指揮監督を受け、 中 央即

同 第十四条を削り、 に次の 条を加える。 第三章第 節中第十三条を第十四条とし、

の長)

を

加

え

該部隊の隊務を統括する 衛大臣の定めるところに 方面 師 団 旅 寸 |及び中 より、 央即応集団 上官の 指 以外 揮監督を受 0 部 隊 0

一十四条第 一項 第四号を次のように改める。

地方協力本部

項中「地方連絡部」を を「 を「地方協力本部長」 の下に「、地方における渉外及び広報」を加え、 地方連絡部に」 十九条の 地方協力本部 見出 しを を 長 「地方協力本部に」に、 「地方協力本部」に改め、 に改め、 に改める。 地 方協 同条第三項中 力本部) 」に改っ 「地方連絡 「地方連絡 「にお め、 同条第二 同 いて 部 部

六十八人」に改める。 第七十五条の二第二項中 「八千三百七十八人」を「八千三百

との委託を受けた場合に限る。 設置法第十条第六号に掲げる事務に係る教育訓 第百条の二第一 を 「装備本部」 項中 に改め、 内 部  $\neg$ 部 )」を削る。 局若しくは」 (内部部局にあつては、 を削 練を実施するこ り、 防衛庁 契約 本

を 第百十五条の七中 速やかに」に改める。 「速やかにその超えることとなる日前 に

十九条第 項 第四号中 第二号」を 「第三号」 に 改 8 る

別表第 表第三中 中 「茨城県 第十三条」 東茨城 を 郡小川町」 「第十四な [ 条 に改め 「小美玉市」 る

を

「築上町」

に改め

椎

田

附 則

> 長 人は、 官の定めるところにより、 面 寸 旅 寸 一 及 び 中 央即 官の 応集 指揮監督を受け、 団 以外の 部  $\mathcal{O}$

当該部隊の隊務を統括する。

一十四条第 項第四号を次の ように改める。

兀 地方協力本部

項中 長」を「地方協力本部長」 は」の下に「、地方における渉外及び広報」 一項中「地方連絡部」を 第二十九条の見 を「地方協力本部長」 - 地方連絡部に」を「地方協力本部に」 出しを 「地方協力本部」に改め に改め に改め、 地地 方協力本 同条第三 部 に、 しに を加 項中 え、 改 地方連絡部 地方連絡部 同条第二 おい 同 て

六十八人」に改める。 第七十五条の二第二項中 「八千三百七十八人」を 「八千三

との委託を受けた場合に限る。 設置法第十条第六号に掲げる事務に係る教育訓 部」を「装備本部」に改め、 第百条の二 第 項中 内 · 部 部 「(内部部局にあつては、 )」を削 局 若しくは」 る。 を削 練を実施するこ り、 防 契約 衛庁 本

を 第百十五条の七中 「速やかに」 に改める。 「速やかにその超えることとなる日 前

第百十九条第 項 第四号中 第二 号 を 第三号」 改 8

椎 別表第三式 田 中 中 築上 第十三 茨城県東茨城郡 町 に改める。 一条」を 「第十 小 Ш 町 应 条」 を 「小美玉市」に、 改め

附 則

#### 施 行 ·期日)

第 掲げる規定は、 内において政令で定める日から 条 この法律は、 当該各号に定め 布  $\mathcal{O}$ 日 から起算して四月を超えない範 る日 施行する。ただし、 から施行する。 次の各号に 囲

める日 正 同法第七十五条の二第二項の える改正規定、 衛隊法第十条の 十三条を第十四条とし、同条の 規定 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二 ·成十九年三月三十一日までの間において政令で定·五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改 改正規定、 同法第十四条を削り、 |条を削り、同法第三章第一節中第||同法第十二条の二の次に一条を加 改正規定及び同法別表第 前に一条を加える改正規定、 一条中自

### 略

### 行期 日

第一 掲げる規定は、 内において政令で定める日から施行する。 条 この法律は、 当該各号に定める日から施行する。 公布  $\mathcal{O}$ 日 から起算して四月を超えない ただし、 次の各号に 範 井

正規定 衛隊法第十条の改正規定、同第一条中防衛庁設置法第八 める日 十三条を第十四条とし、同 える改正規定、 法第七十五条の二第二項 平成十九年三月三十一日までの間において政令で定十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改 同法第十四条を削り、 の改正規定及び同法別表第一の 一条の前に一条を加える改正規定、 同法第十二条の二の次に一条を加 条の 改正規定並びに第二条中 同法第三 章第一節中第

### 略

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号) (附則第六十六条関係)

の規定の例に準じて純減をさせるものとする。	第百六十四号)第四条第十三号に規定する装備品等の整備に係る教育及び食事の支給並びに防衛省設置法(昭和二十九年法律十七年度末の自衛官の人員数については、自衛隊の隊員に対す	2 平成十八年度の国の一般会計の歳出予算の基礎とされた平成第四十四条 (略) (行政機関等の職員の純減)	改正案
の規定の例に準じて純減をさせるものとする。	第百六十四号)第五条第十三号に規定する装備品等の整備に係る教育及び食事の支給並びに防衛庁設置法(昭和二十九年法律十七年度末の自衛官の人員数については、自衛隊の隊員に対す	2 平成十八年度の国の一般会計の歳出予算の基礎とされた平成第四十四条 (略) (行政機関等の職員の純減)	現

(傍
線如
部分
は
改正
部
分

療養費」の下に「又は高額介護合算療養費」を加える。費若しくは高額介護合算療養費」に改め、同条第二項中「高額生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」を「、高額療養生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」の下に「、入院時第二十二条第一項中「入院時食事療養費」の下に「、入院時	またい。 一方に改正する。 一方に改正する。 一方に改正する。 一方に改正する。 一方に改正する。 一方に改める。 一方に改正する。 一方にな正する。	改正案
療養費」の下に「又は高額介護合算療養費」を加える。費若しくは高額介護合算療養費」に改め、同条第二項中「高額生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」を「、高額療養第二十二条第一項中「入院時食事療養費」の下に「、入院時	所 則 (防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改める。 第二十二条第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」 に改める。 第二十二条第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」 に改める。 方に改正する。 の一部を次のように改正する。 の一部を次のように改正する。	現行

( 傍
線部
分は
改正
部分
IJ

(国家公務員共済組合法の一部改正) (国家公務員共済組合法の一部改正) (国家公務員共済組合法の一部改正) (国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置) 第一条第二項第二号に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」 第一条第二項第二号に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」 第一条第二項第二号による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条及が条において「田組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法(以下この条及が条において「旧組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法(以下この条及条第二項第二号口の規定により設けられた組合(以下この条及条第二項第二号口の規定により設けられた組合(以下この条及を削る。 全第二項第二号口の規定により設けられた組合(以下この条及が条において「田組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法(以下この条及が条において「厚生労働省に属する職員をもって組織三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織三条第一項の規定により厚生労働省共済組合」という。) された組合(次条において「厚生労働省共済組合」という。)	
一日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	

(略)

- 266 -

(傍線部分は改正部分)

略		-	項第一号 第三条第三	略	同表の下欄に	表の上欄に掲	人事院規則」	。) について	家公務員法第	く。)並びに	第十一条 第二	(防衛省職員への準用)	
略	略	補貨法	国家公務員災害	略	に掲げる字句に読み	掲げる規定中同表の	規則」とあるのは「防衛	こについて準用する。この場	二条第三項第十六	く。)並びに第四条から第六条までの規定は	第二条第二項及び第三項、	への準用)	改正
略	略	公務員災害補償法一項において準用自六十六号)第二年(昭和二十七年)	防衛省の職員の給与等に関略	略	み替えるものとする。	の中欄に掲げる字句は、それぞれ	「防衛省令」と読み替えるほか、次の	この場合において、これらの規定中「	家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう	/までの規定は、防衛省職員 (国	項、第三条(第三項第三号を除		案
略		<u>.</u>	項第一号		同表の	表の上間	人事院坦	。)につ	家公務員法第	く。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第十一条	(防衛庁職員	
		•	項第一号第三条第三	略	下欄に	欄に掲げ	規則」,	いて	貝法第一	业びに対	第二	職員	
略	略		一号 国家公務員災害	略略	下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	<b>処則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか、</b>	ついて準用する。この場合において、これらの規定中「	具法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員をいう	)並びに第四条から第六条までの規定は、	第二条第二項及び第三項、	7職員への準用)	現